

大和郡山市 総合計画

平成28年度（2016年度）～令和7年度（2025年度）

基本構想・後期基本計画



大和郡山市

令和3年3月

はじめに

私たちの大和郡山市では、第3次総合計画において、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。」をまちづくりの指標として掲げ、地域の個性である豊かな自然や歴史・文化などを十分に生かし、市民がお互いの人権を尊重し合い、共通の誇りを持ち、心豊かに暮らすまちづくりを進めてきました。

しかしこの間、人口減少、少子高齢化社会の到来、経済情勢や雇用環境の変化など、わが国の社会潮流は目まぐるしく変化してきました。そこで、私たちを取り巻くこうした社会経済情勢の変化に伴い、今後ますます多様化・複雑化する市民ニーズや行政課題に的確に対応していくため、平成28年度（2016年度）から10年間のまちづくりの指針となる大和郡山市第4次総合計画を策定しました。

本計画では、これまでの基本的な姿勢を保ちつつ、「あふれる夢と希望と誇り 暮らしてみたいくなる やまとごおりやま 元気城下町」を令和7年（2025年）の将来像と定め、本市のさまざまな地域資源を有効に活用することで、新たな可能性に恵まれ、誇らしい気持ちを抱くことができるまち、また、誰もが訪れ、住み続けたいくなるまちをめざしています。

本計画の中間年にあたる令和2年（2020年）には、新型コロナウイルス感染症の拡大というこれまでに経験したことのない危機を経験する一方、新技術の進展などによる新しい働き方や地方での暮らしへの関心の高まりなど、私たちの暮らし方を考えるきっかけにもなりました。

こうした、社会の変化に柔軟に対応しながらも、大和郡山市としての魅力を高め、「シビックプライド」（まちに対する市民の誇り）の向上に向けて取り組んでいくため、基本計画を見直し、後期基本計画を策定いたしました。

市民一人ひとりが自分の住んでいる地域に「夢と誇りと自信」を持てるまちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き、皆様のご理解、ご協力をいただきますようお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、市民意識調査等で貴重なご意見やご提案をいただきました市民の皆様、また種々お力添えをいただきました関係各位に対しまして、心からお礼申し上げます。

ありがとうございました。

令和3年3月

大和郡山市長 上田 清



目次

第1編 序論 1

- 第1章 総合計画策定の趣旨 2
- 第2章 計画の構成と期間 3
- 第3章 本市を取り巻く社会動向 5

第2編 基本構想 19

- 第1章 本市の将来像 20
- 第2章 戦略目標 23
- 第3章 土地利用構想 25
- 第4章 施策の大綱 27

小学生からの将来像の提案「未来のやまとこおりやま」 29

第3編 基本計画 41

- 第1章 リーディングプロジェクト 43
- 第2章 分野別施策 47
 - 施策の大綱 48
 - 1. 協働のまち 49
 - 1-1 市民参画の推進 50
 - 1-2 コミュニティ活動の推進 51
 - 1-3 市民サービス・窓口サービスの充実 52
 - 1-4 市民相談窓口の充実と安心安全な消費生活の確立 53
 - 1-5 戦略経営の推進 54
 - 1-6 人財育成の強化 55
 - 1-7 財政基盤の健全化 56
 - 1-8 課税・徴収の強化 57
 - 1-9 公正で効率的な行政の確保 58

2. 産業・環境	59
2-1 雇用就労対策・労働環境の改善	60
2-2 商工業の振興	61
2-3 観光の振興	62
2-4 地場産業の振興	63
2-5 農業の振興	64
2-6 生活衛生環境の維持・向上	65
2-7 資源循環型社会の形成	66
3. 子育て・教育	67
3-1 子育て支援体制の充実	68
3-2 ひとり親家族の自立支援	69
3-3 乳幼児の健康づくりの充実	70
3-4 子どもの健康づくりの充実	71
3-5 学校教育の充実	72
3-6 幼児教育の充実	73
3-7 青少年の活動機会の充実	74
3-8 子どもの健全育成体制の充実	75
3-9 特別支援教育の充実	76
3-10 食育の推進	77
3-11 子どもの安全の確保	78
4. 安全・快適な暮らし	79
4-1 防災・減災の推進	80
4-2 消防・救急体制の充実	81
4-3 防犯体制の強化	82
4-4 水道事業の健全経営	83
4-5 安全な水道水の供給	84
4-6 安全な交通環境の整備	85
4-7 誇りを持てるまちなみづくり	86
4-8 身近な緑地の整備	87
4-9 魅力のある市街地づくり	88
4-10 快適な住環境づくり	89
4-11 空き家対策の推進	90

5. 健康・福祉・生きがいづくり	91
5-1 高齢者福祉の充実	92
5-2 介護サービスの充実	93
5-3 障害者福祉の充実	94
5-4 健康づくりの推進	95
5-5 医療体制の充実	96
5-6 保健予防の充実	97
5-7 国民健康保険の健全運営	98
5-8 介護保険の健全運営	99
5-9 生活支援サービスの充実	100
5-10 文化財の保護・継承	101
5-11 芸術文化活動の促進	102
5-12 生涯学習の充実	103
5-13 図書館サービスの充実	104
5-14 生涯スポーツの振興	105
5-15 人権文化の啓発	106
5-16 人権意識向上の場の充実	107

第1編 序論

第1章 総合計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

本市はこれまで、平成18年度(2006年度)から平成27年度(2015年度)を計画期間とする「大和郡山市第3次総合計画」に基づき、地域の個性である豊かな自然や歴史・文化等を十分に生かし、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。」をまちづくりの指標として、市民がお互いの人権を尊重し合い、共通の誇りを持ち、心豊かに暮らすまちを目指し、計画的にまちづくりを推進してきました。

この間、少子高齢化や人口減少、雇用不安や社会的格差の拡大、東日本大震災以降の暮らしの安全・安心に対する意識の高まり等、我が国の社会環境は大きく変化しています。

また、本市においては土地開発公社の解散等、大和郡山市集中改革プラン「リメイク大和郡山」に基づく抜本的な行財政改革に取り組み、平成23年度(2011年度)から普通会計の実質収支が黒字に転換するなど、まちづくりの礎が築き上げられました。

平成27年度(2015年度)には、第3次総合計画の計画期間が終了するため、引き続き市政を総合的かつ計画的に推進するとともに、市民と行政がともに目標を共有してまちづくりに取り組むため、平成28年度(2016年度)を初年度とする「大和郡山市第4次総合計画」を策定しました。

(2) 計画の位置づけ

① 行政運営の最上位としての計画

本計画は、本市のまちづくりを進める上での最も基本となる計画であり、総合戦略をはじめとした様々な分野別計画の上位計画となります。このため、各分野の個別計画は、本計画で定めた将来像やまちづくりの基本方針等を踏まえた上で、総合計画を補完し、具体化する計画として位置づけます。

② 協働のまちづくりの指針としての計画

本計画は、行政計画としてだけでなく、市民や企業、ボランティア団体等様々な主体が将来像を共有し、その実現に向かってそれぞれが何をすべきか、またどのように役割分担するかを考えるきっかけとしての役割を果たすことが期待されています。

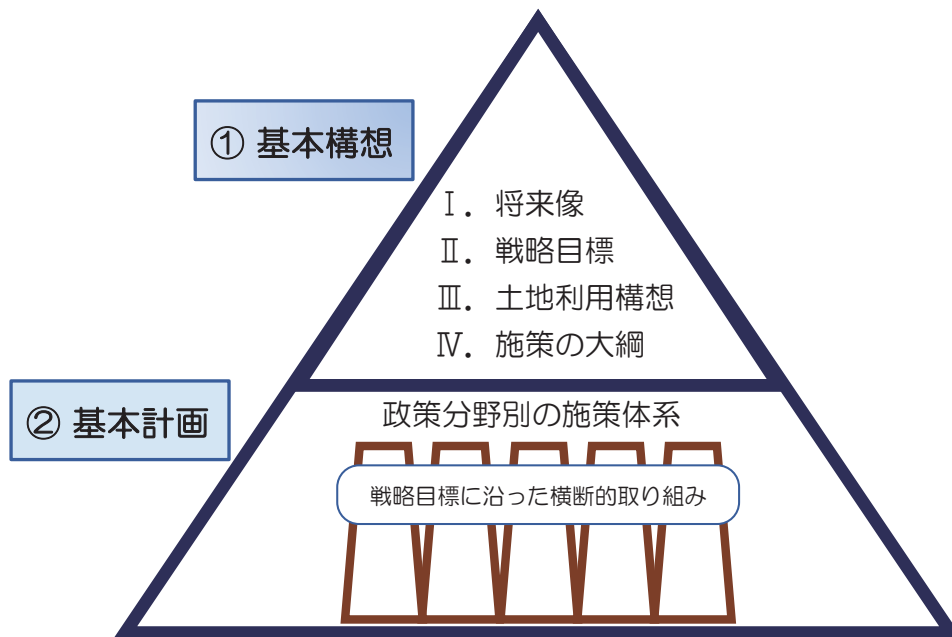
③ 計画的・効率的な行財政経営の指針としての計画

長期的な視点から、将来発生しうるリスクを踏まえた上で、職員や資産等経営資源を最大限効率的に活用し、必要となる公共サービスを市民に提供する、計画的・効率的な行財政運営を実現するための指針としての役割が期待されています。

第2章 計画の構成と期間

(1) 計画の構成

市政運営の指針として本市の目指す将来像を明らかにする「基本構想」、これを行政の取り組みとして具体化する「基本計画」で構成します。



① 基本構想 <計画期間 10 年間>

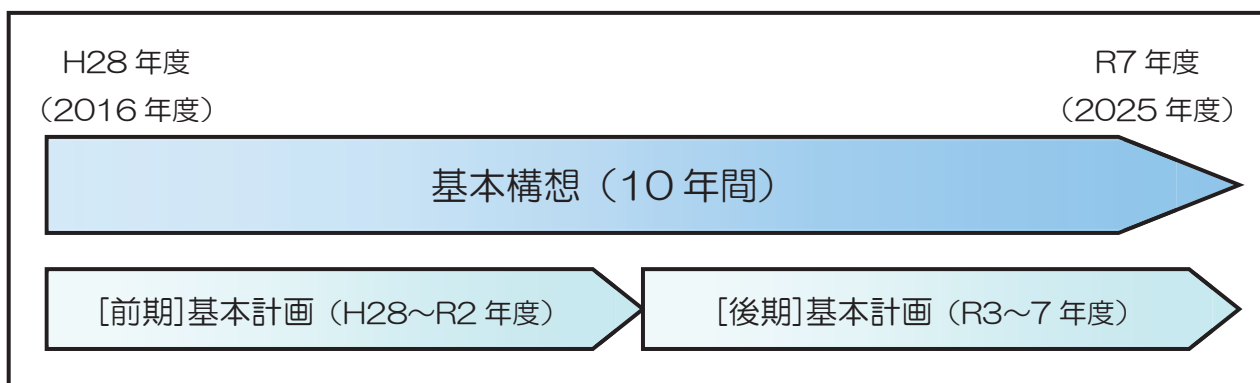
本市が目指す将来像を明らかにし、計画期間におけるまちづくりの基本方針を示すものです。基本構想に示す将来像は、市民や市が、それぞれの役割や責務を分担し、お互いに補完協働し合いながら、自主性や自立性を確保した個性豊かなまちづくりを進めるための目標となります。

② 基本計画 <計画期間 5 年間>

基本構想で定めた分野別のまちづくりの基本方向を実現するため、行政の取り組みとして具体的な施策を体系的に示した計画です。

(2) 計画の期間

基本構想の目標年度を令和7年度（2025年度）とし、前期基本計画の目標年度を令和2年度（2020年度）、後期基本計画の目標年度を令和7年度（2025年度）とします。



第3章 本市を取り巻く社会動向

※中間年である令和2年度（2020年度）に、社会潮流の変化等を踏まえ見直しを行っています。

（1）社会潮流

○本格的な人口減少、少子高齢化社会への突入

我が国の人口減少はいよいよ喫緊の課題となってきました。平成29年（2017年）の全国の人口推計では、前回推計より人口減少傾向が若干緩やかになったものの、依然として人口減少が続くと予測されており、2053年には国内人口が1億人を下回るとされています。^{※1}

また、人口構造の観点からも、高齢化が深刻化してきています。既に超高齢社会^{※2}を迎え、その勢いはとどまることなく、令和2年（2020年）には高齢化率が28.7%と、人口の3割近くを高齢者が占める状況となりました。一方で、合計特殊出生率は、令和元年（2019年）時点で1.36と、人口を維持するために必要とされる2.07を大きく下回る状況となっています。とりわけ地方圏においてそれらの影響は大きく、高齢者が半数以上を占める限界集落^{※3}は既に1万を数え、地域社会を支える世代の不足が深刻な問題となっています。^{※4}

内閣府においては、平成26年（2014年）に「まち・ひと・しごと創生本部」が発足されました。50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指し、人口減少及び少子高齢化に対して、国と地方が一体となった取り組みが進められています。

一方、我が国の平均寿命は上昇を続けており、人生100年時代を迎える中、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会を目指す「ニッポン一億総活躍プラン」が平成28年（2016年）閣議決定され、「希望を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」「安心につながる社会保障」の3つの方針が示されたほか、働く意欲のある高齢者の活躍の場の整備に向けた検討等が進められています。

加えて、全国における空き家の増加も深刻な社会問題となってきています。有効活用及び安全性の確保という双方の観点から、不動産流通を円滑にする新たな制度設計を講じることが求められています。

※1 国立社会保障・人口問題研究所による

※2 65歳以上の人口が21%を超えた社会

※3 過疎化・高齢化が進展していく中で、経済的・社会的な共同生活の維持が難しくなり、社会単位としての存続が危ぶまれている集落

※4 平成22年時点（総務省「過疎地域等における集落の状況に関する現況把握調査」平成23年3月）

○地球規模の環境変化と災害リスクの高まり

近年、自然及び人間社会に影響を与える世界的な気候変動が起こっており、国内外で、異常気象が頻発しています。国内では、地震・豪雨・台風・猛暑などが相次ぎ、多くの被害が出ています。

平成 27 年（2015 年）9 月には、複数の課題の統合的解決を目指す SDGs（持続可能な開発目標）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連サミットにおいて採択され、我が国においても、SDGs 未来都市・自治体 SDGs モデル事業の選定や、SDGs を企業戦略に取り込む企業の増加等、SDGs の実現に向けた取り組みが進んでいます。

また、我が国では、気候変動適応の総合的な推進に特化した法律としては世界初となる気候変動適応法が平成 30 年（2018 年）12 月に施行されました。

さらには、大災害が発生しても国民の命と財産を守る強くてしなやかな国をつくるため、国土強靱化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災の取り組みが進められています。

○国際競争にさらされる地域産業

世界経済の情勢として、日本をはじめ太平洋周辺諸国の間で交渉が進められてきた、TPP 協定は、米国を除いた TPP11 協定^{※5}として合意に至り、平成 30 年（2018 年）12 月に発効しました。さらに、平成 31 年（2019 年）2 月には日 EU・EPA^{※6}が発効し、世界最大級の自由な先進経済圏が誕生したことで、世界経済へのその影響は計り知れないものになると言われています。そのため、我が国としても、この協定を有効活用し、メリットを最大限享受するとともに、守るべき産業を守ることが重要となります。

経済のグローバル化が進展する一方で、地域産業においては、世界の企業との厳しい価格・技術競争を強いられるようになり、保護主義的な政策によって守られることは困難となってきました。そのため、これからの産業政策は、厳しい競争にさらされてもなお、消費者に選ばれ、勝ち残ることができる足腰の強い地域産業を構築していくことが不可欠となっています。

また、我が国を代表するグローバル製造企業に国内回帰の動向が見られるようになってくるほか、年金基金など大きな資産を超長期で運用する機関投資家を中心に、企業経営のサステナビリティを評価するという概念が普及し、気候変動などを念頭においた長期的なリスクマネジメントや、企業の新たな収益創出の機会を評価するベンチマークとして、ESG 投資^{※7}が注目されるなど、市場環境は変化しつつあります。

※5 物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とした「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」

※6 貿易の自由化に加え、投資、人の移動、知的財産の保護や競争政策におけるルール作り等の様々な分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする「日 EU 経済連携協定」

※7 従来の財務情報だけでなく、環境（Environment）・社会（Social）・ガバナンス（Governance）要素も考慮した投資

○新たな技術の活用による社会的課題の解決

平成の時代は、携帯電話やインターネット、スマートフォンが広く普及したほか、IoT、ビッグデータ、自動運転技術、AI（人工知能）、ロボット技術、深層学習技術などの様々な技術開発が進行し、産業構造や就業構造が劇的に変わる可能性が生まれています。

令和の時代となった今、国では、目指していく未来の社会像として、Society 5.0^{※8}を掲げ、サイバー空間と現実世界を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会の構築を目指しています。

こうした技術の革新は、市民生活の質の向上をもたらす可能性を有しており、そうした動きを的確にとらえながら、社会的課題の解決に活かしていく必要があります。

○生きる力を持つ人材の育成と活躍

我が国では、人口減少や少子高齢化が急速に進む中で、地域の活力を取り戻すための地方創生が進められていますが、そうした中では、課題を解決し地域を担っていく人材の育成が重要となります。また、人生100年時代においては、生涯を通じて切れ目なく、質の高い教育を用意し、いつでも有用なスキルを身に着けられる学び直しの場が必要とされています。さらに、AIやIoTなどの技術の急速な発展に伴い Society5.0 が到来しつつある中、技術革新等の新たな動きを活用する能力等、求められる能力にも変化が見られてきています。

今後、さらに加速するであろうこうした様々な社会の変化に対応できる「生きる力」を持つ人材の育成と、活躍の場の創出が求められています。

○地域間連携による選ばれるまちづくり

全国的に人口減少に歯止めがかからない中、各地域においては、各々の地域に活力を集めるために、定住人口だけでなく地域と深くかかわる関係人口や交流人口を積極的に呼び込むことが重要となっています。「まち・ひと・しごと創生本部」においても、全国的な視点から人口減少に歯止めをかけていくことに加えて、地方自治体の立場からは、それぞれの地域の特徴を活かした自立的で持続的な社会を創生するよう検討していくことが要請されています。

全国及び海外に対して魅力あるまちとして発信していくためには、限られた財源を効率的に活用することが重要となり、そのためには地域単位で近隣自治体と連携をとりつつ、これに加えて地方自治体として、従来の通り一遍のまちづくりから脱却し、地域資源を活かした特色あるまちづくりを行っていくことが求められています。

※8 狩猟社会（Society 1.0）・農耕社会（Society 2.0）・工業社会（Society 3.0）・情報社会（Society 4.0）の次に到来する社会

○求められる公共施設・インフラマネジメントの具体化

近年、道路・上下水道等の社会基盤及び公共施設の老朽化がいよいよ深刻化してきました。我が国の社会資本は、戦後の人口増加に合わせて急増したことから、建設後既に30～50年の期間を経過したものが多く、令和12年（2030年）には建設後50年以上経過したものが急増すると言われていています。そのような中、平成24年（2012年）12月に発生した中央自動車道笹子トンネルの天井崩落事故を例に見るような社会資本の機能不全が明るみになりはじめ、早急な対応が求められている状況です。

現在、公共施設に関しては、国が地方自治体に対して、適切な維持管理を行うことを目的として固定資産台帳の整備を義務化するとともに、「公共施設等総合管理計画」の不断の見直し・充実による公共施設等の総合的かつ計画的な管理を促進しています。これらに基づく社会基盤及び公共施設の更新整備には莫大な費用が予想されるため、地方自治体においては施設の統廃合及び民間活用を含めた公共サービスの提供主体の見直し等、運用の在り方について再検討する動きが広まっています。

○求められる行政の経営力の強化

我が国の財政状況は一層厳しいものとなってきました。平成23年（2011年）に発生した東日本大震災からの復興及び長期に及びデフレからの脱却策として、第二次安倍政権から財政支出の拡大を伴う大規模な経済政策が実施されてきましたが、その一方で債務残高は1千兆円を超える規模にまで至りました。

地方自治体においては、もはや国の補助金等の財源依存を前提とした行政運営の在り方が成り立たなくなってきました。それゆえ、国への依存体質から脱却し、地方自治体各々が適切な判断を行える経営力を持ち、自ら考えることで財政の健全化を目指していくことが求められています。本市においても、大和郡山市集中改革プラン「リメイク大和郡山」に基づく抜本的な行財政改革に取り組んできましたが、今後は、シビックプライドの向上を目指し、生み出された財政効果を活かして市民サービスの向上を図る行政改革に取り組む必要があります。

また、職員任用の適正化を図る「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が令和2年（2020年）4月に施行され、行政需要の多様化に対応し、人材を適切に配置し、公務の能率的かつ適正な運営を推進することが求められています。

さらには、自然災害の頻発や新型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の発生など、これまで想定していなかったような危機が発生しており、そうした中では、自治体による情報伝達や対策等においても、より臨機応変な対応が求められるようになるなど、自治体経営におけるリスクマネジメントの重要性が高まっています。

地方自治体の経営力の強化は、これからの行政運営において不可欠であり、今後も一貫してこの傾向は強まっていくものと考えられます。

○協働による持続可能な地域自治の確立

財政状況が厳しくなる一方で、住民のニーズは子育て支援から高齢者福祉まで一層多様化・高度化し、もはや行政だけではこれら全てのニーズに对应していくことは難しい状況となっています。そのため、住民や民間企業、各種ボランティア団体等多様なまちづくりの主体との連携を前提とした、地域に根付いた行政運営の在り方が求められるようになっており、民間事業者による提案制度や地方応援税制（企業版ふるさと納税）等、官民連携での地域課題解決のための仕組み等も見られるようになりました。そうした中では、行政の本来の役割を再確認し、適切な役割分担を行っていくことが重要になっています。

また、少子高齢化が進展し、人口構造が変化していく中で、地域社会においては、コミュニティの確立が一層重要になってきています。高齢者介護や子育て支援等、行政の取り組みや民間市場によるサービスだけでは個々のニーズに十分に対応できない状況にあり、これからの地域社会が持続していくためには、住民相互が助け合う環境の構築が不可欠となります。各市町村においては、希薄化しているコミュニティを再構築し、子育てや高齢者介護等、住民同士の助け合いが機能する場を作り上げる支援を行うことが求められています。

○市場メカニズムによる公共サービス提供の確立

公共サービスの提供に一層の効率化が求められるようになる中で、まちづくりはもはや行政機関のみで運営するものではないという認識が定着してきました。住民ニーズの多様化・高度化へ対応するため、より一層の公共サービスの充実に向け、集中改革プランに基づく定員削減や、指定管理者制度等を含むPPP/PFI^{※9}を通じて、民間事業者の経営ノウハウ等の力を活用する取り組みがはじまっています。

平成23年（2011年）のPFI法改正では、新たなPFI手法として、公共施設等運営権（コンセッション）方式も導入され、空港や上下水道をはじめとする公共施設で導入が進んでいます。PFIの実施状況は、令和元年度（2019年度）において818件（累計）、金額ベースで約6兆6千億円（累計）となりました。^{※10}

PPP/PFI手法の導入については「PPP/PFI推進アクションプラン（令和2年改定版）」において、平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）までの10年間で21兆円規模に拡大することが目標とされています。

このようなことから、市場メカニズムによる公共サービスの提供は一層拡大していくことが期待されています。

※9 PFI（Private Finance Initiative）とは、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共サービスを提供する手法であり、PFI法に基づいて実施される。PPP（Public Private Partnership）は、公共と民間が連携して、最適な公共サービスの提供を実現するもので、PFIは、PPPの代表的な手法の一つ

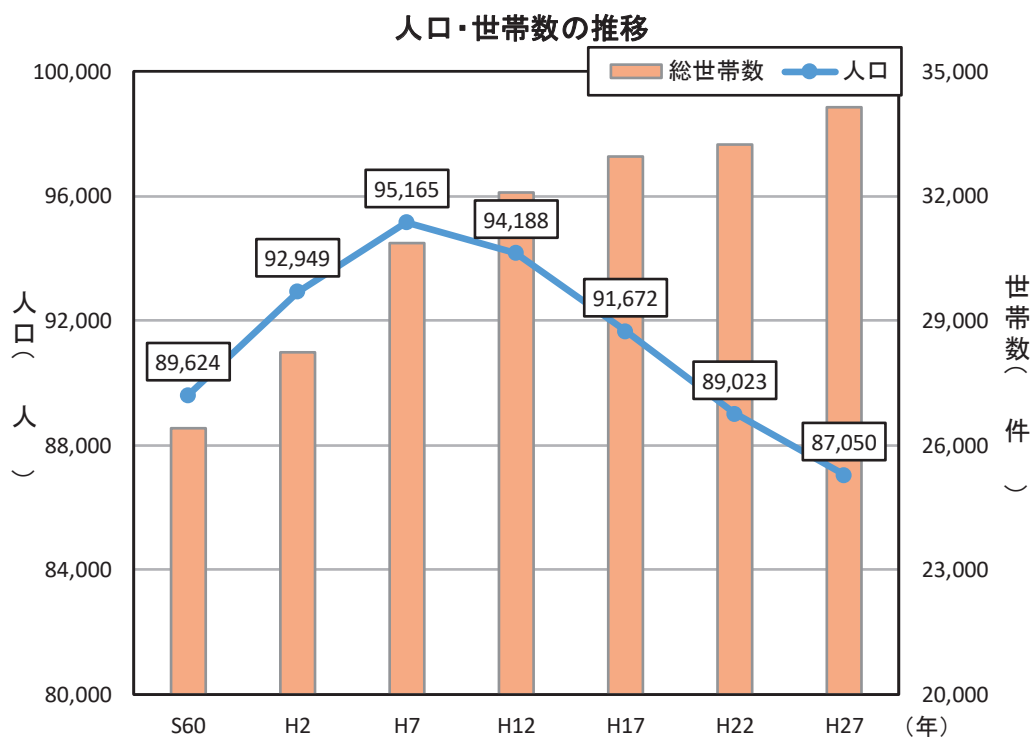
※10 内閣府 民間資金等活用事業推進室「PFI事業の実施状況」

(2) 本市の状況

○人口動向

本市の人口は、平成7年（1995年）まで増加傾向にあったものの、9万5千人台をピークにその後は減少が続いています。^{※11}平成27年（2015年）では、約8万7千万人となり、今後も減少が続くことが予想されます。一方、世帯数は増加を続けており、平均世帯人員は、昭和60年（1985年）で3.39人だったものが、平成27年（2015年）では2.55人まで低下しています。

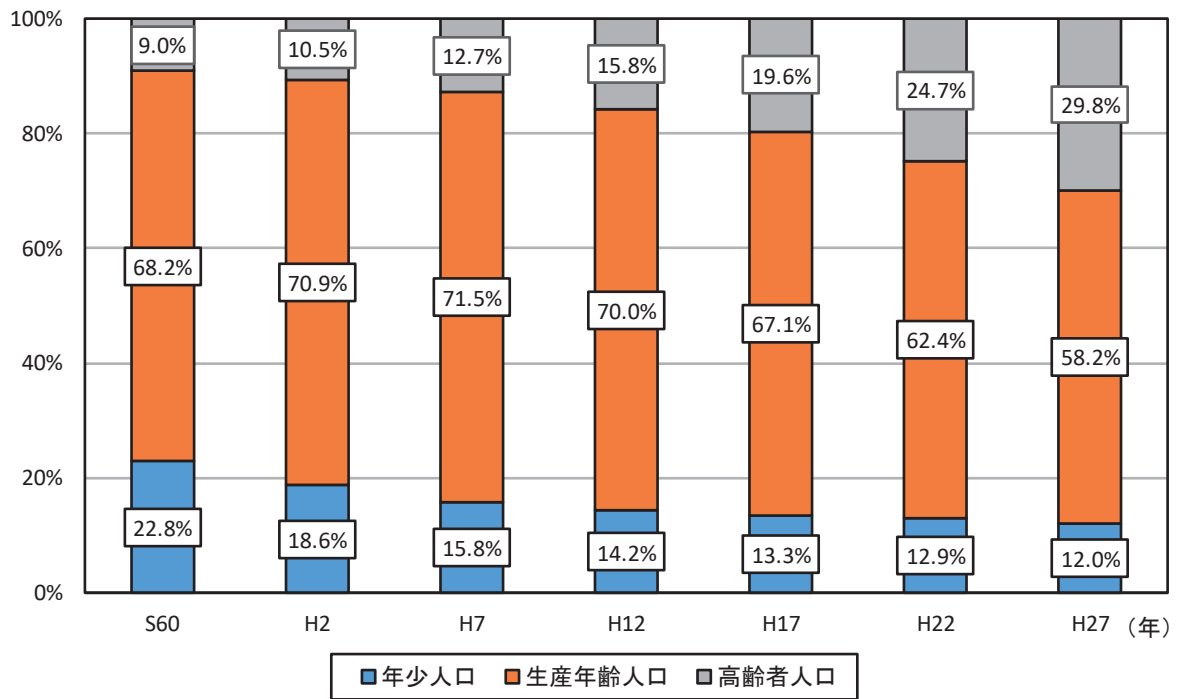
また、年齢構成を見ると、高齢者人口の割合が増加を続け、平成27（2015）年では29.8%となっており、既に超高齢社会へと突入しています。



出典：人口、世帯数ともに「国勢調査」（総務省）

^{※11} 国勢調査人口は5年間隔のため平成7年（1995年）がピークとなっているが、住民基本台帳上の人口では、平成9年（1997年）の9万6千人台がピークとなる

年齢階層別人口

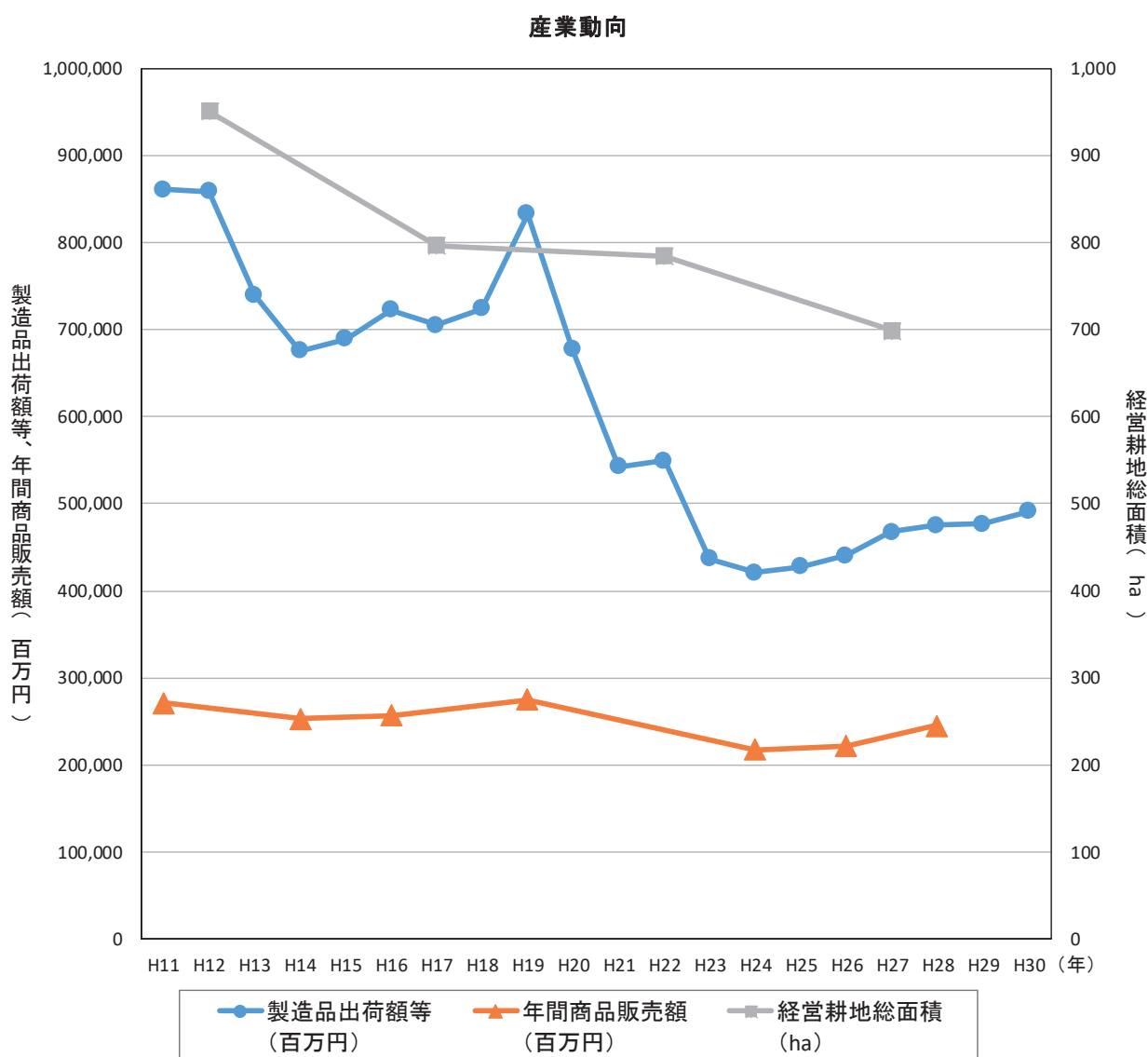


出典：「国勢調査」（総務省）

○産業動向

本市の産業は、近郊農業や金魚養殖等歴史や伝統のある地場産業、日常生活に密着した商業、そして、近畿有数の規模を誇る工業などで構成されています。

製造品出荷額等は平成 19 年（2007 年）を境に大きく減少していますが、平成 25 年（2013 年）には増加に転じ、平成 30 年（2018 年）時点では平成 19 年（2007 年）時点の 60%弱の出荷額となっています。年間商品販売額は減少傾向にありましたが、平成 26 年（2014 年）には増加に転じ、平成 28 年（2016 年）時点では平成 19 年（2007 年）時点の 90%弱の販売額となっています。経営耕地総面積は減少傾向にあり、平成 27 年（2015 年）で 699ha（ヘクタール）となっています。

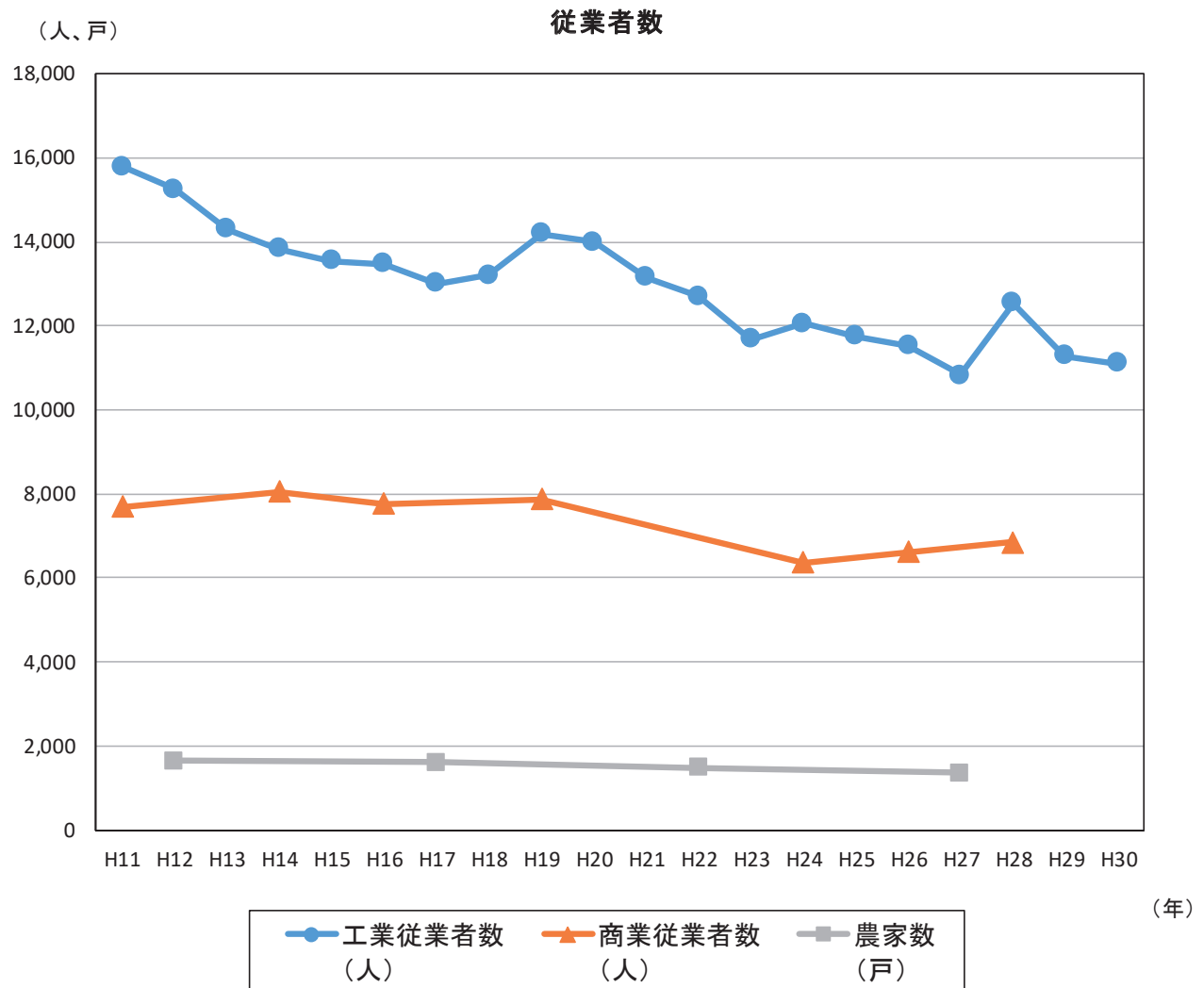


出典：製造品出荷額等は「工業統計調査」（経済産業省）及び「経済センサス - 活動調査」（経済産業省）

出典：年間商品販売額は「商業統計調査」（経済産業省）

出典：経営耕地総面積は「農林業センサス」（農林水産省）

従業者数について見ると、工業従業者数は製造品出荷額等と同様に、平成19年(2007年)を境に減少傾向にあり、平成30年(2018年)時点では平成19年(2007年)時点の80%弱となっています。商業従業者数は平成19年(2007年)から平成24年(2012年)にかけて大きく減少していますが、平成26年(2014年)には増加に転じ、平成28年(2016年)時点では平成19年(2007年)時点の90%弱となっています。また、農家数は微減の傾向で推移しています。



出典：工業従業者数は「工業統計調査」(経済産業省)及び「経済センサス - 活動調査」(経済産業省)

出典：商業従業者数は「商業統計調査」(経済産業省)

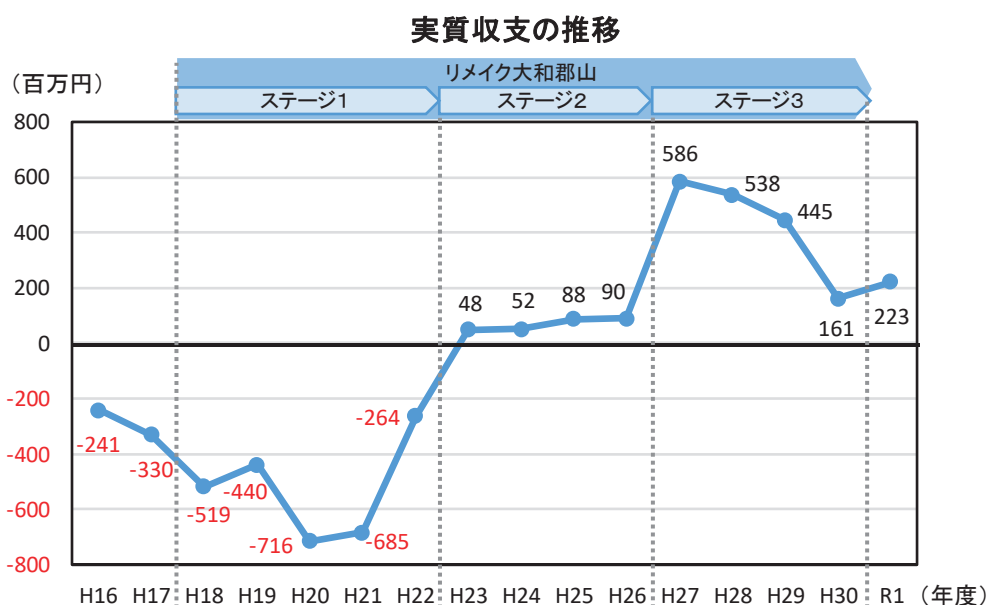
出典：農家数は「農林業センサス」(農林水産省)

○財政状況

本市の財政状況は、平成 22 年度（2010 年度）まで普通会計の実質収支^{※12}で赤字が発生していたものの、平成 18 年度（2006 年度）から実施している大和郡山市集中改革プラン「リメイク大和郡山」の効果により、平成 23 年度（2011 年度）以降は黒字化し、9 年連続で黒字となっています。

財政指標は、財政力指数^{※13}が平成 20 年度（2008 年度）を境に、下落傾向にあったものの、平成 25 年度（2013 年度）には再び上昇に転じており、その後はほぼ横ばいで推移しています。しかしながら、経常収支比率^{※14}は、平成 22 年度（2010 年度）に一時的に改善されたものの、それ以外の年は 90%を上回っており、類似団体平均よりも高水準で推移しています。これは、財政の硬直化が深刻な状況であることを示しています。

加えて、本市の自主財源となる市税収入については、直近 10 年前後の動きとして平成 19 年度（2007 年度）をピークに減少傾向にあり、令和元年度（2019 年度）は、平成 19 年度（2007 年度）時点の 90%弱となっています。今後も人口減少に伴い、市民税や固定資産税等の更なる減少が予想されます。

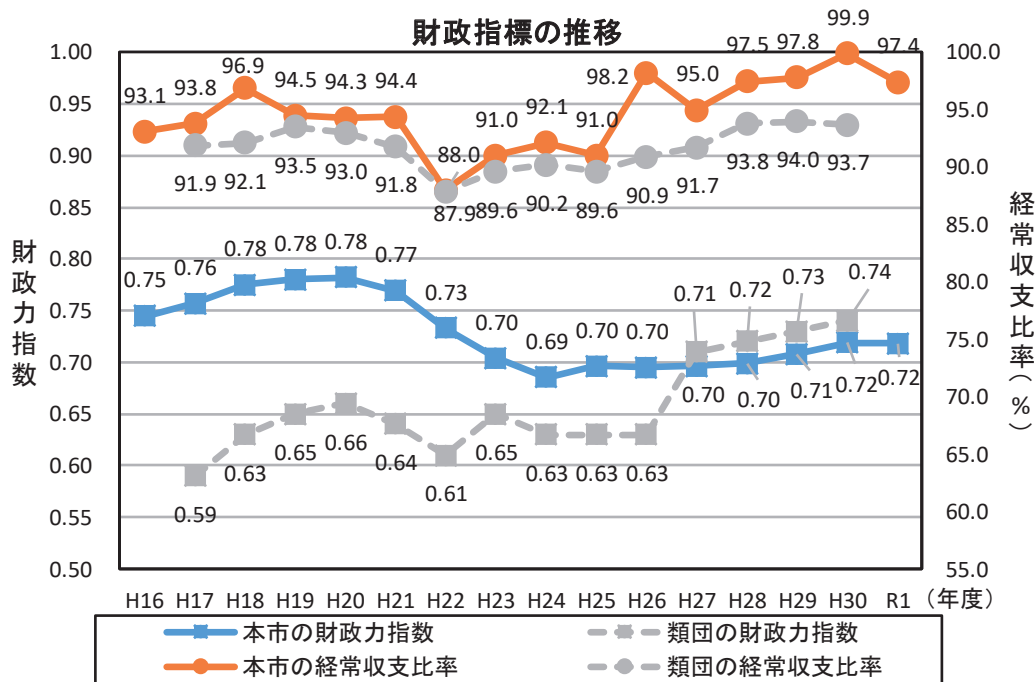


出典：「決算の概要」（本市）

※12 当該年度に属すべき支出と収入の実質的な差額で、歳入決算額（収入総額）から、翌年度へ繰り越すべき財源を除いた上での収支の差額を示す

※13 財源を国に頼っている割合を示す指数。1.0 以上であれば自立している

※14 財政の弾力性を判断するための指標。一般に 90%を超えると深刻な状況と言われる



※本市の財政力指数は、3年平均の値

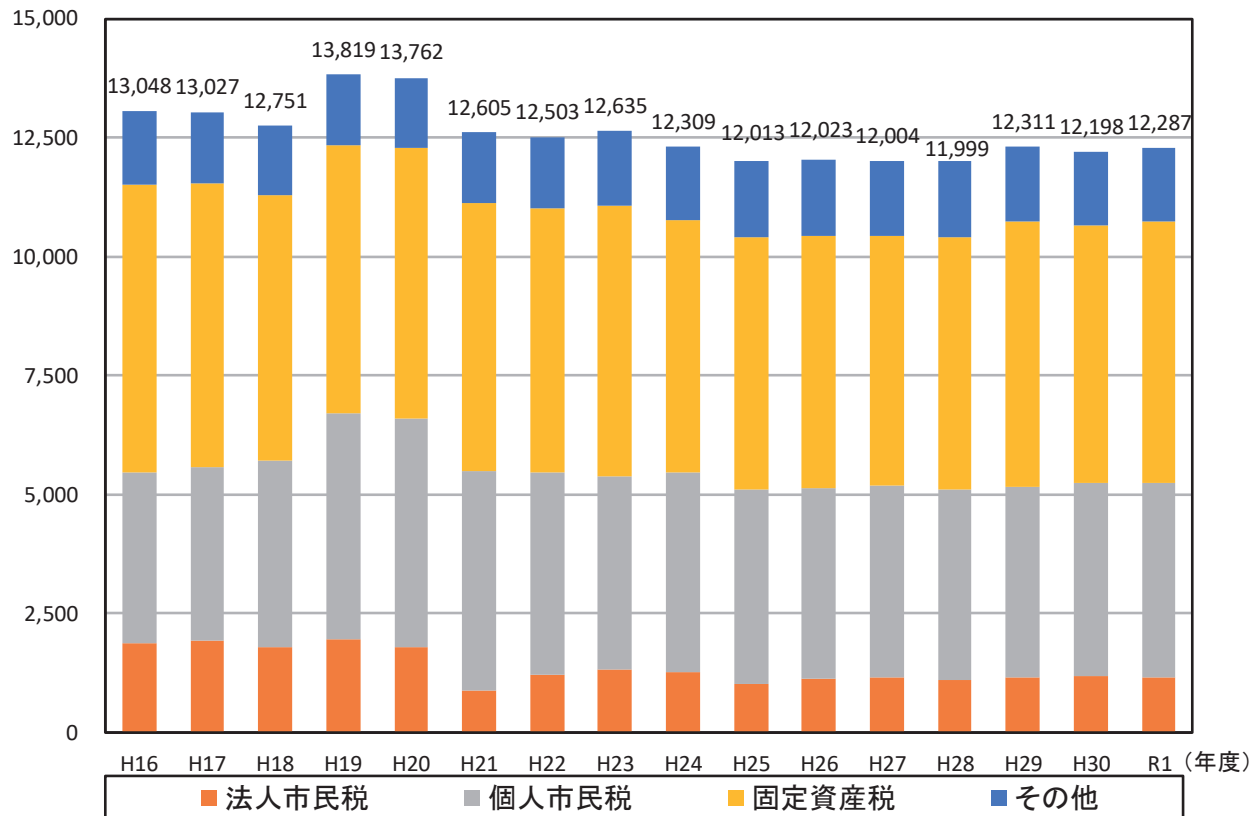
※本市の類団の類型：平成26年度以前「都市Ⅱ-1」、平成27年度以降「都市Ⅱ-3」

出典：本市の経常収支比率及び財政力指数は「決算の概要」（大和郡山市）

出典：類似団体の経常収支比率及び財政力指数は「財政指数表」（総務省）

(百万円)

市税収入の推移



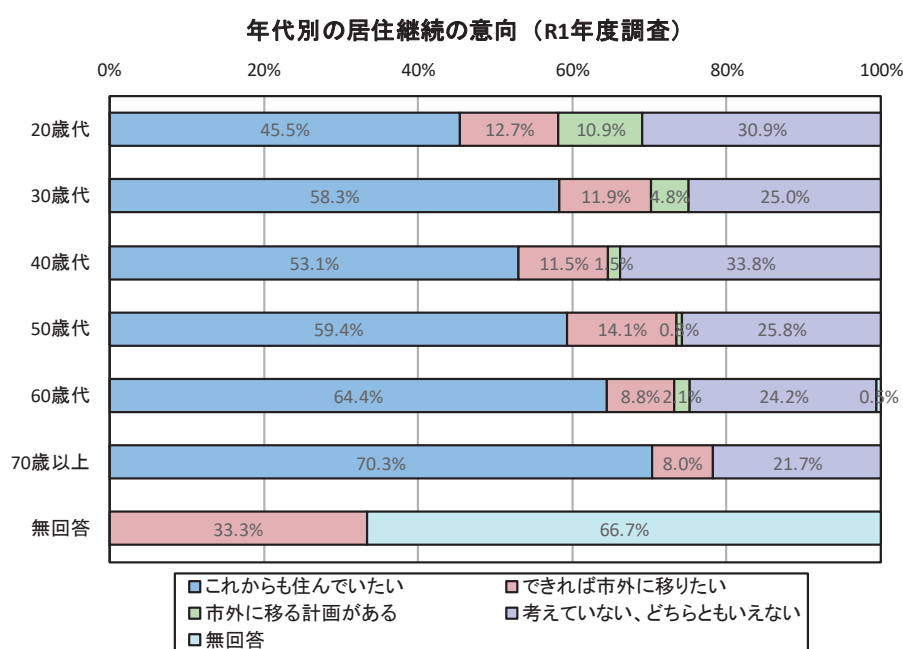
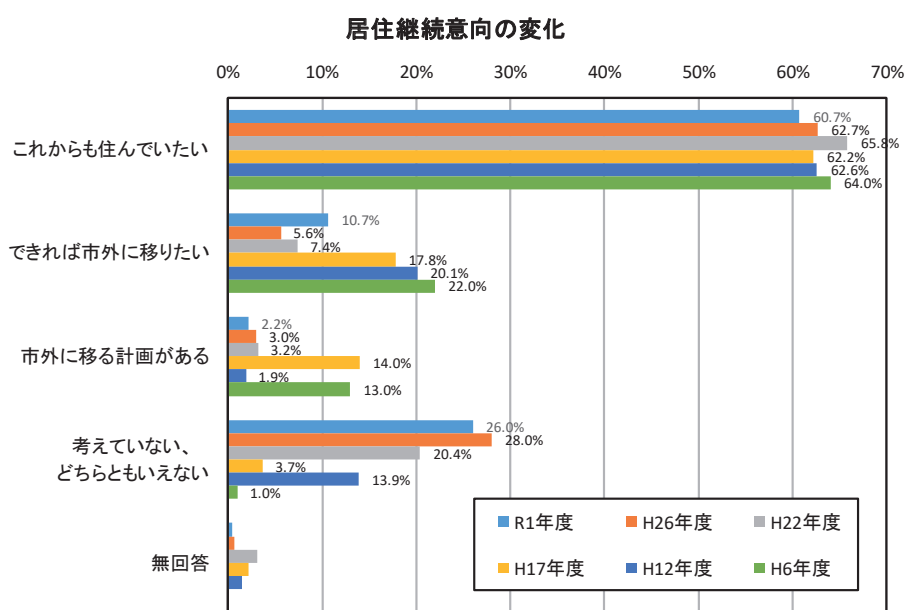
出典：「決算の概要」（本市）

○市民意識調査から見た現状

居住継続の意向について、経年的な変化を見ると、「これからも住んでいたい」の回答は各年調査ともに60%台と、大きな変化はありません。

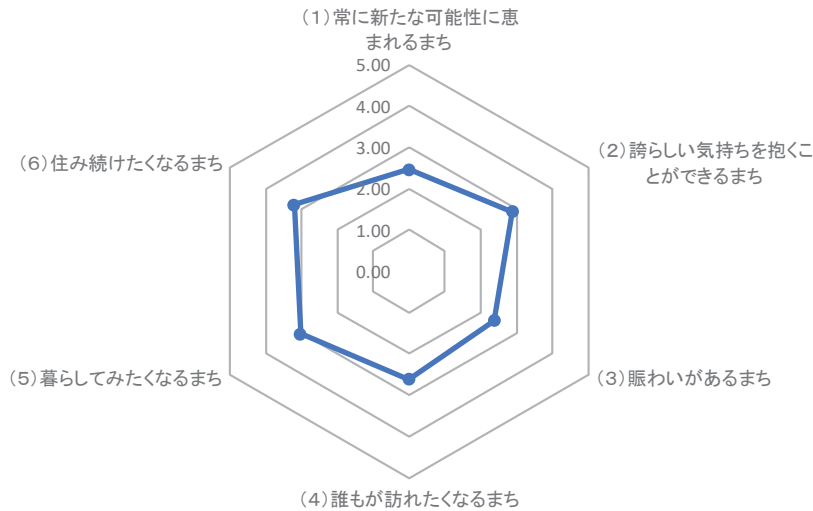
一方、「できれば市外に移りたい」の回答は減少し続けていましたが、令和元年度(2019年度)には再び増加し、10.7%となっています。

年代別に見ると、「これからも住んでいたい」の回答は、年代が高くなるほど多くなる傾向にあり、30歳代以上では全ての年代で半数を上回っています。一方で、「できれば市外に移りたい」及び「市外に移る計画がある」の回答合計は、20歳代、30歳代で多く、特に20歳代では「市外に移る計画がある」が10.9%と1割を超えています。

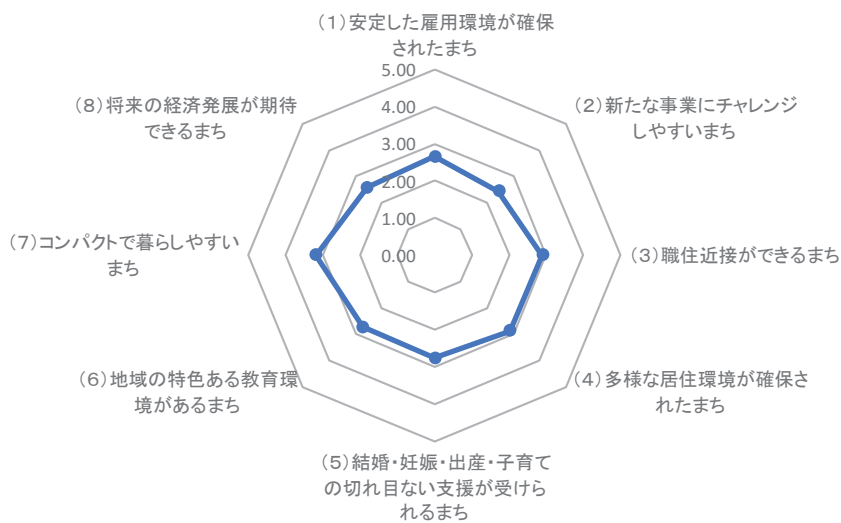


本市への市民の印象を見ると、大和郡山市は居住地として良いと感じている方が多い一方、賑わいや経済発展、新たな可能性などについては、印象が低い傾向が伺えます。

大和郡山市への印象(将来像)



大和郡山市への印象(戦略目標)



注記：上記グラフは、市民意識調査の回答を、「そう感じる」を5点、「どちらかといえばそう感じる」を4点、「どちらともいえない」を3点、「どちらかといえばそう感じない」を2点、「そう感じない」を1点とし、点数化したもの

第2編 基本構想

第1章 本市の将来像

(1) 将来像

大和郡山市では、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。」をまちづくりの指標として掲げ、地域の個性である豊かな自然や歴史・文化などを十分に生かし、市民がお互いの人権を尊重し合い、共通の誇りを持ち、心豊かに暮らすまちを目指してきました。

今後とも、これまでの基本的な姿勢を保ちつつ、令和7年（2025年）のまちの姿として、次の「将来像」を定めます。

大和郡山市 将来像

あふれる夢と希望と誇り

暮らしてみたくなる

やま^とこ^おり^やま
元気城下町

あふれる夢と希望と誇り

広域的な交通体系の整備が進む中、歴史・文化に裏付けられた確かな地域資源のもと、常に新たな可能性に恵まれるまち、誇らしい気持ちを抱くことができるまちとしての姿を表しています。

暮らしてみたくなる

歴史の足跡が残る居住の場、昭和工業団地をはじめとした仕事の場をはじめ、様々な地域資源を有効に活用することで、賑わいがあり、誰もが訪れたいまち、暮らしてみたくなるまち、住み続けたいまちを常に追求する姿を表しています。

(2) まちづくりの基本方針

人口や地域経済を取り巻く環境が大きく変わろうとしているなか、将来像を実現するため、本市が変わりなく持ち続けるべき「まちづくりの基本方針」を定めます。

① 夢と誇りがもてる、過去と未来をつなぐまちづくり

豊かな歴史や文化、自然に触れることができ、地域の誇りや郷土愛が感じられるまちづくりに取り組むとともに、夢と希望あふれる未来を市民自らが描き、過去から未来へと物語が脈々とつながるまちづくりに取り組みます。

② 信頼と協働が育む、次世代を切り開くまちづくり

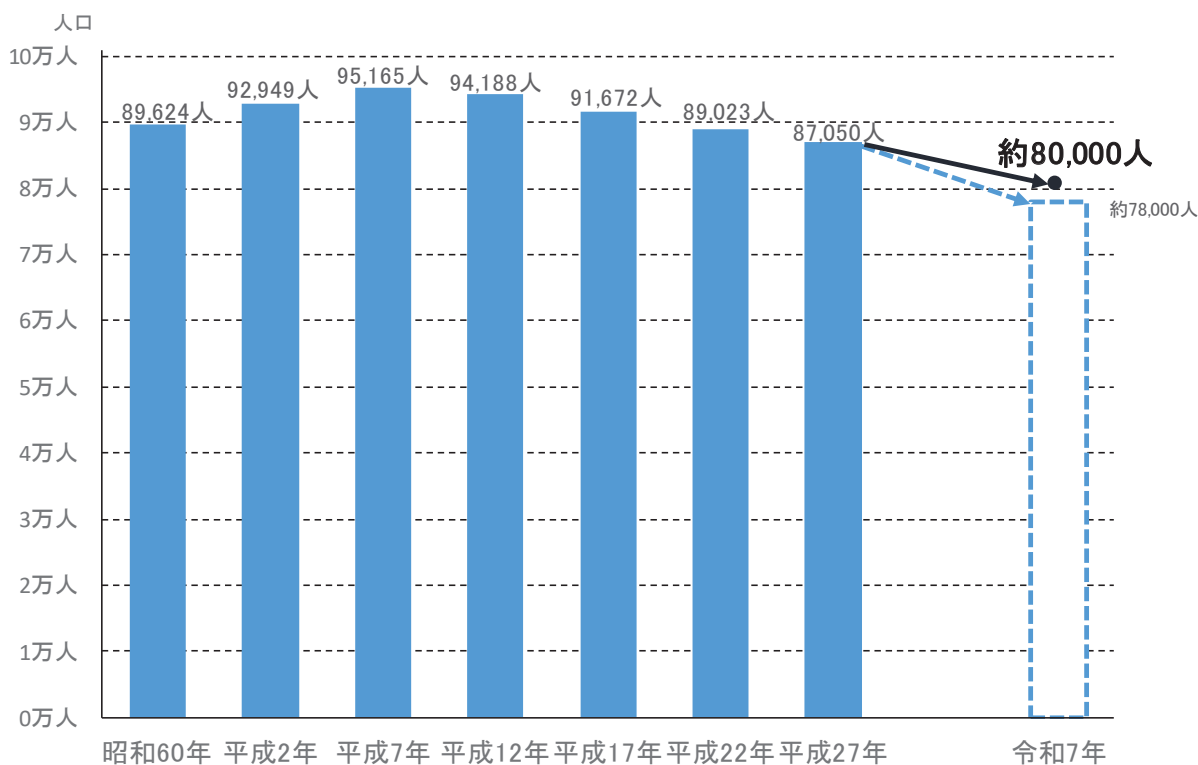
時代が大きく変化する中で、自治体や市民自らがお互いの知恵と力を出し合い、信頼と協働できる関係性を構築し、共に考え、共に行動することで、次世代を切り開くまちづくりに取り組みます。

③ 誰もが住みたくなる、働きたくなるまちづくり

多様な価値観や生活スタイルを尊重し、かつ、城下町の歴史を感じる中心市街地や矢田丘陵に広がる住宅地、昭和工業団地など、本市の地域資源を有効に活用し、誰もが住みやすく、この地で働きたくなるまちづくりに取り組みます。

(3) 将来人口

大和郡山市第4次総合計画では、令和42年(2060年)までの計画期間を持つ大和郡山市人口ビジョンを踏まえ、令和7年(2025年)時点において7万8千人程度に減少する見込みの中においても、8万人を維持することを目指し施策を展開します。



出典：国勢調査（昭和60年～平成27年）

この将来人口の達成に向け、長期的な視点から施策に取り組む基本姿勢について、次のとおり定めます。

基本姿勢1 若い世代、子どもを育てる世代を増加させる施策に取り組めます。

基本姿勢2 地域の魅力アップ、暮らしやすさを向上させる施策に取り組めます。

基本姿勢3 市民・事業者、みんなが主役のまちづくりを進める施策に取り組めます。

第2章 戦略目標

本市の将来像の達成に向け、政策的に取り組む戦略目標を次のとおり定めます。

なお、この戦略目標に基づき、基本計画におけるリーディングプロジェクトを導き、さらには大和郡山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を展開することとします。

戦略目標 1

既存事業者の経営安定化と新規起業チャレンジ等により雇用を創出する

市内の各種産業の既存事業の経営安定化や、新たな商品開発や事業分野への展開を支援するとともに、中心市街地などにおいて新たに事業を起こす起業家のチャレンジや、若い世代が魅力的に感じる業種の起業の支援を行います。

戦略目標 2

職住近接や多世代住居・近居住居、生活環境の確保により定住者を増やす

昭和工業団地をはじめ、市内事業所の従業員の市内居住を進めるとともに、二世帯や三世帯居住の推進、家族・親子の近居の推進、さらには様々な世代に対応できる環境の充実、まちのブランドイメージの向上により、転出抑制、転入増加を目指します。

戦略目標 3

結婚・出産・子育てしたいと思われる環境を構築する

地域、家庭、企業、行政の連携と役割分担により、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組むとともに、地域の特色ある教育環境をより一層充実・展開し、子育てしたい憧れのまちを目指します。

戦略目標 4

時代に合った安全・安心な地域づくりと地域資源の有効活用により好循環を導く

本市に適したコンパクトなまちづくりを進め、公共施設や公共交通環境をその主体も含め再整備するとともに、高齢者も暮らしやすい環境を構築します。

また、広域交通網の整備やリニア中央新幹線の間駅設置の提案に対し、国や県、周辺自治体と連携し、それらの経済波及効果を十分に受けることが出来るよう取り組みます。

第3章 土地利用構想

① 現状と課題

本市は、貴重な歴史・文化資源を有する奈良県北部の大和平野に位置し、大和川水系の佐保川、富雄川が南北に流れています。

また、JR西日本と近畿日本鉄道が南北に縦断し、西名阪自動車道や国道24号・25号などを基軸に道路網が構成され、京奈和自動車道の供用・延伸も進み、大和まほろばスマートICや郡山IC、郡山下ツ道JCTなどが供用されている広域的な交通条件に恵まれた地域です。

市域の北部は奈良市と接し、郡山城の城下町を中心とした中心市街地が広がり、南部は昭和工業団地をはじめ広域交通の利便性を生かした産業と農地が広がっています。

東部は天理市へと連続している農風景の中に、住宅や産業施設が溶け込み、西部は矢田丘陵を背景に昭和30年代後半より開発された住宅地が広がっています。

今後、着実に進む京奈和自動車道路の延伸により益々広域的な交通条件が向上するとともに、リニア中央新幹線の名古屋～大阪間の構想の具体化に向け、中間駅設置の提案も行われています。

この様に、次世代の可能性にチャレンジする、魅力的で積極的な施策を進めつつも、将来世代の負担を少なくするまちづくりに取り組むことが求められています。

② 基本理念

広域的な交通体系が整備される中、農地や山林などの自然を保全しつつ、本市を取り巻く環境の変化をその時々で的確に捉え、まちの活力を生み、持続的な発展を可能とする秩序ある土地利用を進めていきます。

また、高齢化・人口減少社会において、市民の利便性の維持・向上を図りつつ、環境負荷の少ない生活様式や地域社会を維持する財政的負担の少ないまちを目指すため、本市に適したコンパクトなまちづくりを進めていきます。

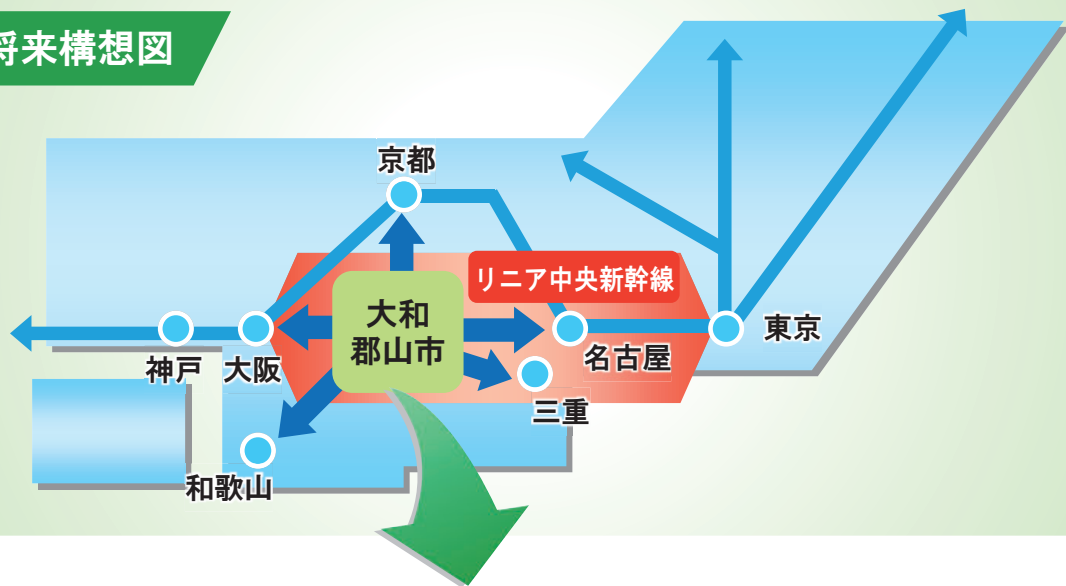
③ 取り組み方針

以上の基本理念のもと、本計画期間において、次の土地利用を積極的に推進します。

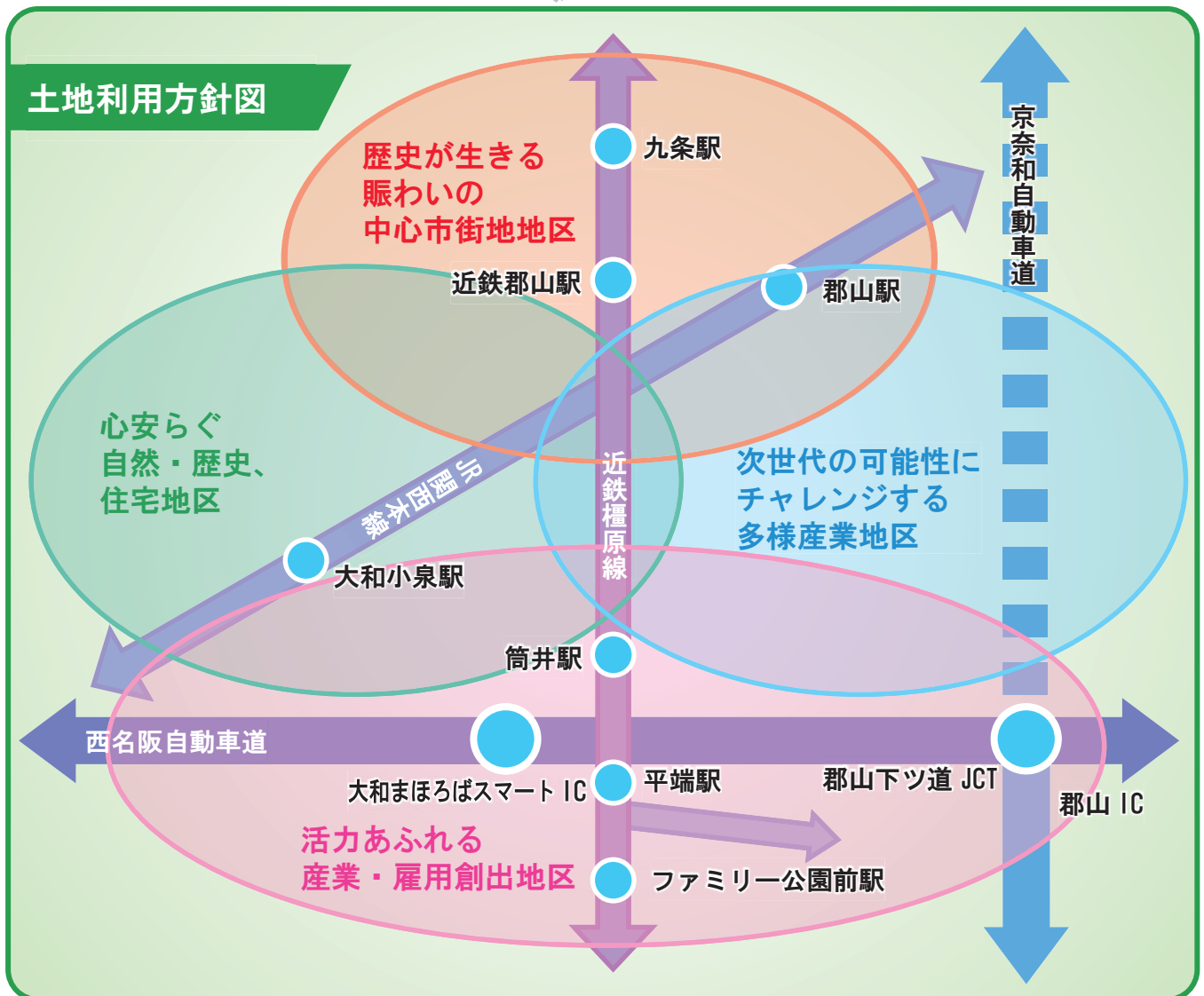
- 県や関係する鉄道会社、地元住民とともに賑わいを創造する中心市街地の再生
- 周辺自治体と連携した大和まほろば工業ゾーンの形成など、大和まほろばスマートICや郡山IC周辺の産業集積の維持・向上
- リニア中央新幹線中間駅の積極的な提案と具体化を受けた時点における適切な土地利用の検討

土地利用構想図

広域的将来構想図



土地利用方針図



第4章 施策の大綱

本市の将来像を実現するため、戦略目標に基づく横断的な取り組みとともに、日常の市民生活を支える総合的・体系的な取り組みは、次のとおりです。

1. 協働のまち

1-1 市民参画の推進
1-2 コミュニティ活動の推進
1-3 市民サービス・窓口サービスの充実
1-4 市民相談窓口の充実と安心安全な消費生活の確立
1-5 戦略経営の推進
1-6 人材育成の強化
1-7 財政基盤の健全化
1-8 課税・徴収の強化
1-9 公正で効率的な行政の確保

2. 産業・環境

2-1 雇用就労対策・労働環境の改善
2-2 商工業の振興
2-3 観光の振興
2-4 地場産業の振興
2-5 農業の振興
2-6 生活衛生環境の維持・向上
2-7 資源循環型社会の形成

3. 子育て・教育

3-1 子育て支援体制の充実
3-2 ひとり親家庭の自立支援
3-3 乳幼児の健康づくりの充実
3-4 子どもの健康づくりの充実
3-5 学校教育の充実
3-6 幼児教育の充実
3-7 青少年の活動機会の充実
3-8 子どもの健全育成体制の充実
3-9 特別支援教育の充実
3-10 食育の推進
3-11 子どもの安全の確保

4. 安全・快適な暮らし

4-1 防災・減災の推進
4-2 消防・救急体制の充実
4-3 防犯体制の強化
4-4 水道事業の健全経営
4-5 安全な水道水の供給
4-6 安全な交通環境の整備
4-7 誇りを持てるまちなみづくり
4-8 身近な緑地の整備
4-9 魅力のある市街地づくり
4-10 快適な住環境づくり
4-11 空き家対策の推進

5. 健康・福祉・生きがいづくり

5-1 高齢者福祉の充実
5-2 介護サービスの充実
5-3 障害者福祉の充実
5-4 健康づくりの推進
5-5 医療体制の充実
5-6 保健予防の充実
5-7 国民健康保険の健全運営
5-8 介護保険の健全運営
5-9 生活支援サービスの充実
5-10 文化財の保護・継承
5-11 芸術文化活動の促進
5-12 生涯学習の充実
5-13 図書館サービスの充実
5-14 生涯スポーツの振興
5-15 人権文化の啓発
5-16 人権意識向上の場の充実

小学生からの将来像の提案 「未来のやまとこおりやま」

郡山南小学校 (3年生)



郡山南小学校（4年生）



郡山南小学校（4年生）



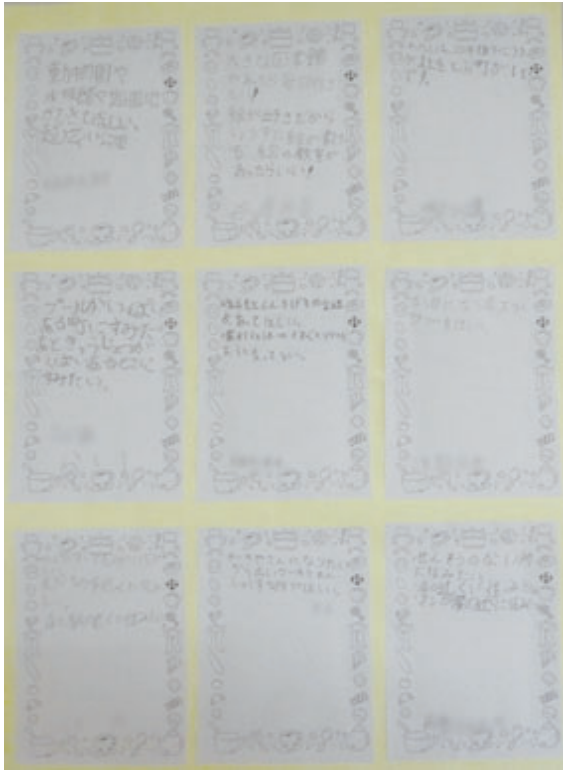
郡山北小学校



郡山西小学校



郡山西小学校



郡山西小学校



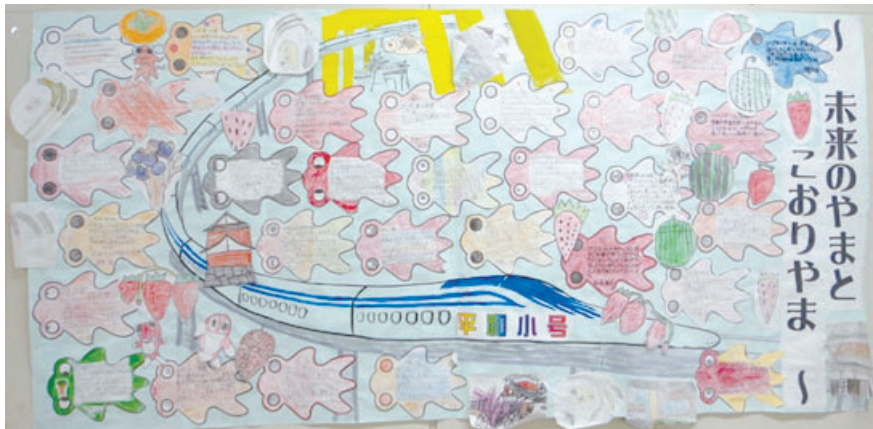
矢田小学校



筒井小学校



平和小学校



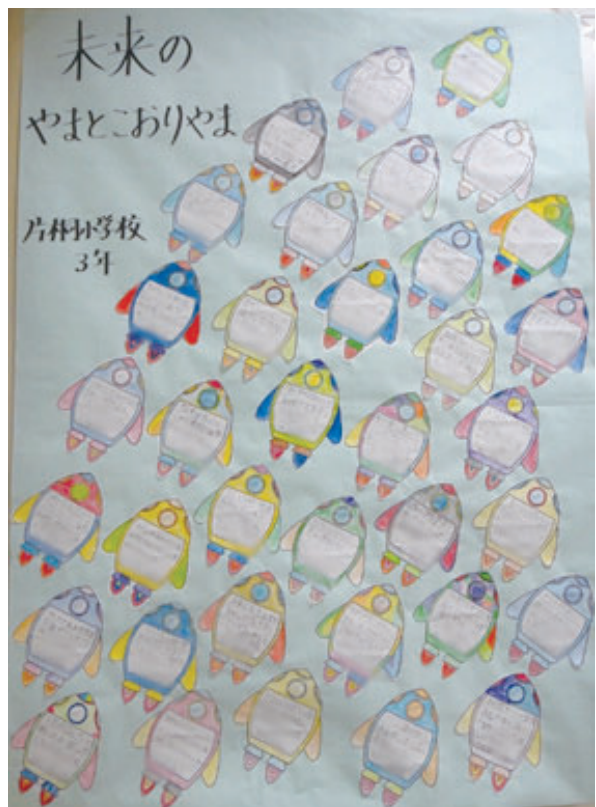
治道小学校



昭和小学校



片桐小学校



片桐西小学校



矢田南小学校



第3編 基本計画

第1章

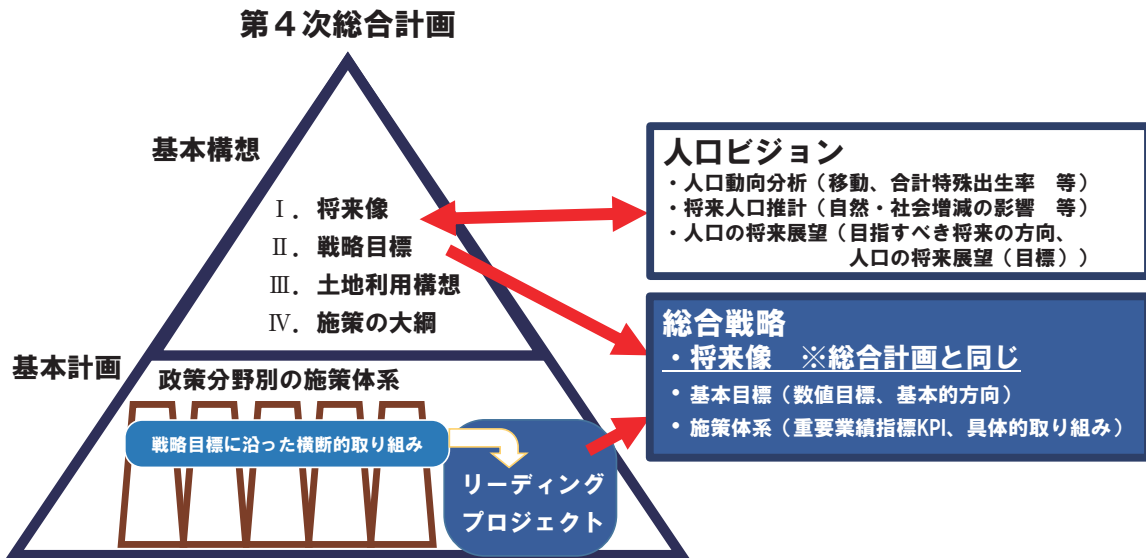
リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクト

1. リーディングプロジェクトの位置づけ

大和郡山市第4次総合計画では、基本構想に示される「戦略目標」を受け、分野別の施策展開にとらわれることなく、将来像実現のための核となり先導的な役割を果たす重点的な取り組みをまとめたリーディングプロジェクトを設定します。

このリーディングプロジェクトは、本市の限られた地域資源を効率的・効果的に活用できるよう、“大和郡山市 まち・ひと・しごと創生総合戦略”と一体的に策定されており、地方創生に関する施策展開と一貫性を保ち、取り組むものです。



大和郡山市第4次総合計画と人口ビジョン及び総合戦略との関係性

2. リーディングプロジェクト

戦略目標1 既存事業者の経営安定化と新規起業チャレンジ等により雇用を創出する

市内の各種産業の既存事業の経営安定化や、新たな商品開発や事業分野への展開を支援するとともに、中心市街地などにおいて新たに事業を起こす起業家のチャレンジや、若い世代が魅力的に感じる業種の起業の支援を行います。

そこで、次のプロジェクトを展開し、数値目標の実現に向け取り組みます。

- プロジェクト 1.1 企業の経営安定支援
- プロジェクト 1.2 新たな産業振興と起業の活性化
- プロジェクト 1.3 雇用を生み出す農業の確立

■数値目標

指 標	現状値	目標値
市内従業者数	令和元年 38,625 人	令和7年 38,700 人

戦略目標2 職住近接や多世代住居・近居住居、生活環境の確保により定住者を増やす

昭和工業団地をはじめ、市内事業所の従業員の市内居住を進めるとともに、二世帯や三世帯居住の推進、家族・親子の近居の推進、さらには様々な世代に対応できる環境の充実、まちのブランドイメージの向上により、転出抑制、転入増加を目指します。

そこで、次のプロジェクトを展開し、数値目標の実現に向け取り組みます。

プロジェクト 2.1 住宅・土地ストックを活用した定住促進

プロジェクト 2.2 商業の活性化

プロジェクト 2.3 地域ブランドの向上

■数値目標

指 標	現状値	目標値
転入人数	令和元年 2,253 人	令和 7 年 2,300 人
転出人数	令和元年 2,587 人	令和 7 年 2,550 人

戦略目標3 結婚・出産・子育てしたいと思われる環境を構築する

地域、家庭、企業、行政の連携と役割分担により、結婚・妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援に取り組むとともに、地域の特色ある教育環境をより一層充実・展開し、子育てしたい憧れのまちを目指します。

そこで、次のプロジェクトを展開し、数値目標の実現に向け取り組みます。

プロジェクト 3.1 出産・子育てに関する支援

プロジェクト 3.2 教育環境の充実

■数値目標

指 標	現状値	目標値
大和郡山市の子育て環境に満足している人の割合	令和元年度 14%	令和 7 年度 20%

戦略目標4 時代に合った安全・安心な地域づくりと地域資源の有効活用により好循環を導く

本市に適したコンパクトなまちづくりを進め、公共施設や公共交通環境をその主体も含め再整備するとともに、高齢者も暮らしやすい環境を構築します。

また、広域交通網の整備やリニア中央新幹線の間駅設置の提案に対し、国や県、周辺自治体と連携し、それらの経済波及効果を十分に受けることが出来るよう取り組みます。

そこで、次のプロジェクトを展開し、数値目標の実現に向け取り組みます。

プロジェクト 4.1 公共交通環境の整備・充実

プロジェクト 4.2 安全・安心なまちづくり

プロジェクト 4.3 持続可能な公共施設マネジメントの推進

■数値目標

指 標	現状値	目標値
これからも大和郡山市に住んでいたいと思う市民の割合	令和元年度 60.7%	令和7年度 70%

第2章

分野別施策

施策の大綱

本市の将来像を実現するため、戦略目標に基づく横断的な取り組みとともに、市民生活を支える分野別の体系的な取り組みは、次のとおりです。

1. 協働のまち

49

2. 産業・環境

59

3. 子育て・教育

67

4. 安全・快適な暮らし

79

5. 健康・福祉・生きがいづくり

91

1. 協働のまち

- 1-1 市民参画の推進
- 1-2 コミュニティ活動の推進
- 1-3 市民サービス・窓口サービスの充実
- 1-4 市民相談窓口の充実と安心安全な消費生活の確立
- 1-5 戦略経営の推進
- 1-6 人材育成の強化
- 1-7 財政基盤の健全化
- 1-8 課税・徴収の強化
- 1-9 公正で効率的な行政の確保

施策 1-1 市民参画の推進

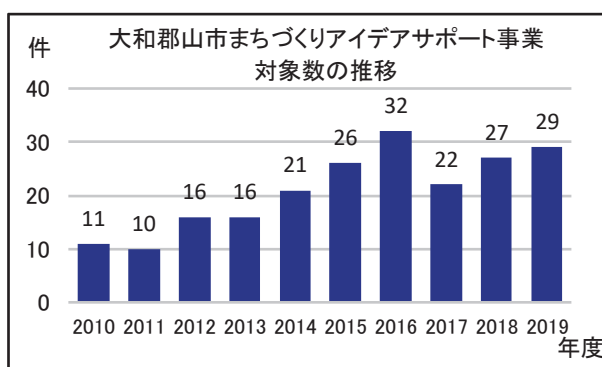
関連する SDGs :



1. 現状

市民等との協働によるまちづくり、地域に根ざしたコミュニティづくりを推進するため、地域情報の受発信や市民グループの支援、公文書開示請求に応じた開示、投票率の向上等に取り組んでいます。なかでもアイデアサポート事業やフォトライター事業は、ともに参加団体数の増加や参加度合いの向上が続いており、各団体が実施するイベント等も地域に根付きつつあります。また、若い世代の選挙への積極的な参加を促すために、ホームページ等への候補者の情報の掲載や若い世代の立会人の推薦依頼等の取り組みを実施しています。

公職選挙法の改正（平成 28 年 6 月施行）により選挙権を有する者の年齢が満 18 歳以上に変更されましたが、若年層の投票率が低いことが、全国的な課題となっています。また、同年には、あらゆる場で誰もが活躍できる全員参加型の社会を目指す「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定されるなど、今後の人口減少等を見据えた市民等との協働による行政運営がより重要になっています。



2. 後期 5 年の主な課題

- アイデアサポート事業の市民による自立した運営の実現
- 協働による市の課題解決の仕組みづくり
- 若い世代をはじめとする有権者の選挙への参加促進

3. 施策の展開方針

アイデアサポート事業そのものや、各支援対象事業等の広報を充実し、スポンサーとなり得る企業等の目に留まる機会を増やすことに取り組みます。

若い世代の選挙への参加を促すため、若い世代の立会人を増やすことで選挙への関心を高め、投票率の向上を図ります。また、インターネット上にバナー広告を掲載し、市ホームページへリンクさせることで、有権者への選挙期日、制度等の周知に努め、投票率の向上を図ります。

4. 主な取り組み

- ① 市ホームページだけにとどまらず各種 SNS 等も活用した情報発信を行います。
- ② フォトライター事業等と連携した情報発信を行います。
- ③ すべての選挙において、若い世代の立会人の推薦を依頼します。
- ④ 市ホームページへリンクするバナー広告をインターネット上に掲載し、選挙期日等の周知に努めます。
- ⑤ 企業版ふるさと納税の受け入れ体制の整備を行います。

施策 1-2 コミュニティ活動の推進

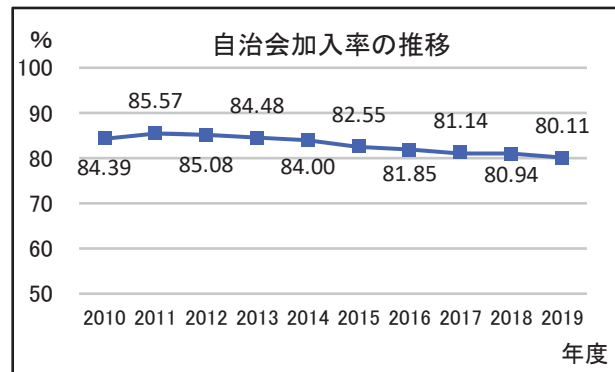
関連する SDGs :



1. 現状

市民の手による地域づくり・ふるさとづくりのため、市民・自治会・市民団体等の活動支援に努めています。令和元年5月には円滑な自治会運営に資するため、市自治連合会と共に「自治会運営マニュアル」を作成し、全自治会に配布しました。また、幅広い世代の公民館利用者を増やすため、夏休み一日講座等を開催しており、多くの参加があるほか、小学校と公民館クラブとの交流事業も増えつつあります。

近年、自治会に対する関心が薄れてきており、加入しない世帯や脱会する世帯も増えてきています。また、自治会内の高齢化が進み、役員のみならず手不足や今後の自治会運営に行き詰まっている自治会が増加しています。公民館活動についても、依然として高齢者の割合が高くなっています。



2. 後期5年の主な課題

- 市民の手による地域づくり・ふるさとづくりへの参画促進
- 住民の自治会活動への関心の向上と積極的な参画による地域の連携強化
- 公民館の幅広い世代の利用促進

3. 施策の展開方針

市民の手による地域づくり・ふるさとづくりの担い手を確保するため、事業の発展性を見据え、市民・自治会・市民団体等との関わりを強化します。

市自治連合会と共に知恵を出し合い、連携しながら住民の自治会離れを食い止め、自治会活動への参加を促進します。

幅広い世代の利用者が集う公民館を目指して、講座の開催及び学校への働きかけを行います。

4. 主な取り組み

- ① 市民が地域活動に参加する機会として「親子まつり」や「女のまつり」を継続的に開催します。
- ② 自治会同士のつながりを大切にし、市自治連合会や地区自治連合会の活動支援を継続します。
- ③ 自治会長を対象とした研修会や学習会を継続します。
- ④ 高齢者や子どもを対象としたテーマ型コミュニティ活動等の新しい形の自治会活動の活性化を図ります。
- ⑤ 公民館等において子ども向けの講座を増やすなどの取り組みを行います。
- ⑥ 小学校と公民館の交流事業の拡大等に取り組みます。

施策 1-3 市民サービス・窓口サービスの充実

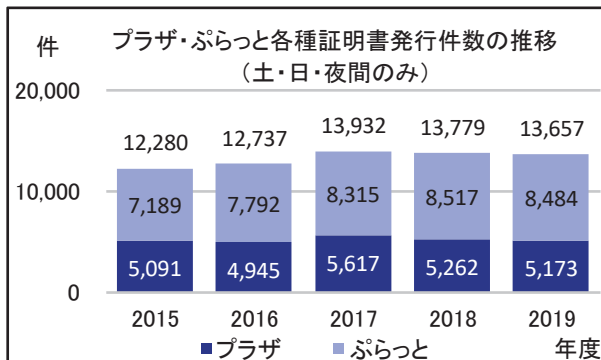
関連する SDGs :



1. 現状

「元気城下町プラザ」「元気城下町ぷらっと」は土日・夜間でも利用可能である施設として地域住民に根付き、着実に利用者が増加しています。ICT を利用した行政サービスとしては、市ホームページにおいてオープンデータの公表や AI を利用したチャットボットによる質問受付に取り組んでおり、官民データ活用推進基本法等の施行により、今後ますます拡充する見込みです。一方で、市ホームページのスマートフォン・タブレットによる閲覧への対応や高齢者・障害者のホームページ利用への配慮が求められています。

本市の令和 2 年 10 月 1 日現在のマイナンバーカードの交付率は 23.8%と全国平均(20.5%)より高い状況ですが、特別定額給付金による関心の高まり、マイナポイントの付与、健康保険証としての利用が予定されるなど、さらなる取得率の増加が期待されます。



2. 後期 5 年の主な課題

- 諸証明交付及び各種納税、申請手続きの利便性向上と電子化の推進
- すべての人のウェブアクセシビリティの向上
- マイナンバーカードの取得促進

3. 施策の展開方針

「元気城下町プラザ」「元気城下町ぷらっと」の利用を促進するため、周知を図ります。

定期的なオープンデータの更新を実施するとともに、チャットボットによる市民ニーズにあった情報提供に努めます。

すべての人が情報や機能を支障なく利用できるよう、JIS 規格に基づいたホームページのリニューアルに取り組むとともに、ウェブアクセシビリティの重要性を周知します。

マイナンバーカードの取得率向上のため、広報を幅広く行うとともに、時間外窓口の設置や担当職員への多様な研修会の開催に取り組めます。

4. 主な取り組み

- ① 土日・夜間に対応する施設について、市ホームページや広報紙への掲載、チラシ等の配布、各窓口での啓発により、さらなる周知徹底を図ります。
- ② 「元気城下町プラザ」「元気城下町ぷらっと」において市内各種イベントや観光情報の発信を継続的に行います。
- ③ オープンデータやチャットボットの情報の定期的なメンテナンスを行い、市民等が利用しやすいものとしします。
- ④ 高齢者・障害者のホームページ利用への配慮(ウェブアクセシビリティ)に関する JIS 規格に基づいたホームページのリニューアルを行います。
- ⑤ 時間外窓口等でマイナンバーカードの申請・交付の機会を増やすとともに、利用環境に関する広報を行います。
- ⑥ 制度改正に迅速に対応するため、担当職員等への研修を実施します。
- ⑦ 各種手続き等の電子化を推進します。

施策 1-4 市民相談窓口の充実と安心安全な消費生活の確立

関連する SDGs :

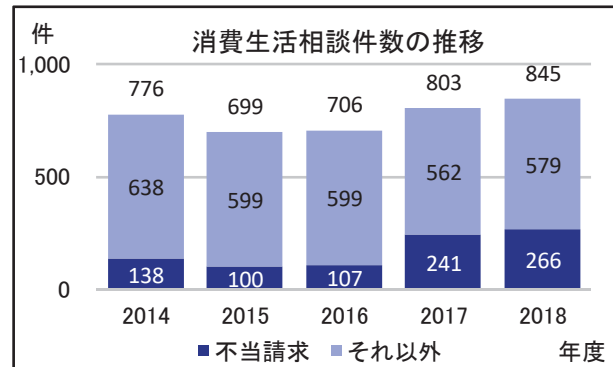


1. 現状

広報紙や市ホームページを活用した広報により、市民相談窓口への相談件数は、年々増加しています。毎年市内のワンストップ相談担当者会議を開催し、市民からの相談に適切に対応するためのネットワークづくりに取り組むとともに、特殊詐欺被害等の未然防止のための消費者被害防止対策機器購入費補助金の創設や警察と連携した講演会の実施、幅広い年代への消費者教育を行い、多様化する詐欺の未然防止を図っています。

今後は、超高齢社会の進行による認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症や障害等によって判断能力が不十分となった人の消費者被害の未然防止や救済のため、ますます周囲の見守りが重要になります。国からは「消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）」の設置が求められています。

さらに、若者や外国人等が相談しやすい仕組みづくりも求められています。



2. 後期5年の主な課題

- 多様化する相談内容への対応の強化
- 消費者被害の未然防止対策の強化

3. 施策の展開方針

多様化・複雑化する相談に適切に対応するため、相談員の知識や情報の習得に努めます。

また、きめ細かな対応ができるよう、市内各課及び関係機関とのネットワークづくりや専門家による相談の機会の設置等に取り組めます。

さらには、詐欺や訪問販売被害等の消費者被害の防止を図るため、消費者教育・消費者啓発講座の開催や消費者被害防止対策機器への補助を継続し、より多くの人に利用していただけるよう周知を図ります。

4. 主な取り組み

- ① 相談員の各種研修への参加機会を確保し、多くの知識や情報の習得による相談体制の充実に努めます。
- ② 幅広い相談に対応できるよう、市内各課及び関係機関との連携・協力を継続します。
- ③ 若者が相談しやすい環境づくりのため、SNS 等を利用した相談窓口の設置等を検討します。
- ④ NPO 等と連携し、外国人生活相談を継続します。
- ⑤ 弁護士や司法書士による法律相談を継続します。
- ⑥ 幅広い層に向けた出前教室や啓発活動を継続し、自立した消費者を育成します。
- ⑦ 広報紙等を利用し、消費者被害防止対策機器補助金の周知を図ります。

施策 1-5 戦略経営の推進

関連する SDGs :

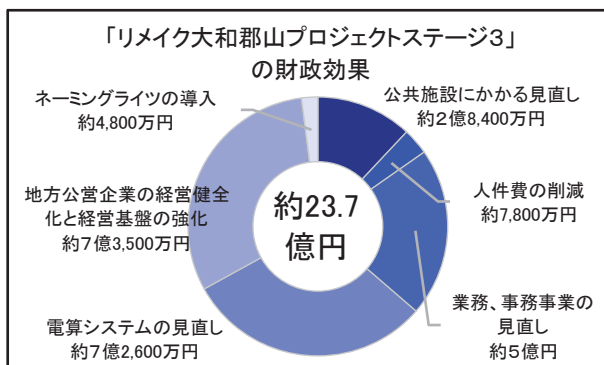


1. 現状

行財政改革としては、集中改革プラン「リメイク大和郡山プロジェクト ステージ3」のもと、庁内システムのクラウド化・標準化による経費削減等による行政の運営費の大幅な減少を実現し、行政コストの圧縮について、ひとつの目途を立てることができました。今後は、これまでのリメイク大和郡山プロジェクトで生み出された財政効果を活かした、市民サービスの向上を図る行政改革に取り組む必要があります。

令和2年12月には、国においてSDGsアクションプラン2021が決定され、SDGsのゴール達成に向けた具体的な課題の解決や施策の展開が求められています。

また、リニア中央新幹線が本市内または本市の近傍を通る計画ですが、奈良県における駅候補地が未定であることから、県内市町村や県議会、市内民間・経済団体、住民等と協力しながらリニア誘致への取り組みを進めています。



2. 後期5年の主な課題

- 行財政改革の継続的な推進
- SDGsへの理解の促進
- リニア中央新幹線駅の誘致活動の推進

3. 施策の展開方針

行政経営のスリム化が進んだ次の段階として、「リメイク大和郡山プロジェクト ステージ4」の推進により、シビックプライドの向上を目指し、必要な行政サービスの着実な提供と一層の充実により、住みよい環境を確保し、将来にわたって活力ある社会の維持に努めます。

国際的な目標であるSDGsについて、各種事業、イベント等と各目標との関連を意識し、理解の促進を図ります。

市内へのリニア駅誘致については、候補地としての魅力を高めるためには行政のみでなく、住民を含めた大きな波が必要であることから、活動状況を広く市民及び賛同他市の住民へ広報するための情報発信等に取り組めます。

4. 主な取り組み

- ① 人口減少や高齢化に対応した持続可能な行政サービスの提供を行うため、継続的な行財政改革に取り組めます。
- ② SDGsに関連する各種事業、イベント等に各目標のロゴを掲出できるよう努め、SDGsの啓発を図ります。
- ③ 本市内の「奈良県にリニアを！」の会の記事について、各賛同他市の広報紙やホームページへの掲載を依頼します。
- ④ リニア誘致についての啓発物品を作成し、市民の目に触れる場所での情報発信を行います。

施策 1-6 人材育成の強化

関連する SDGs :

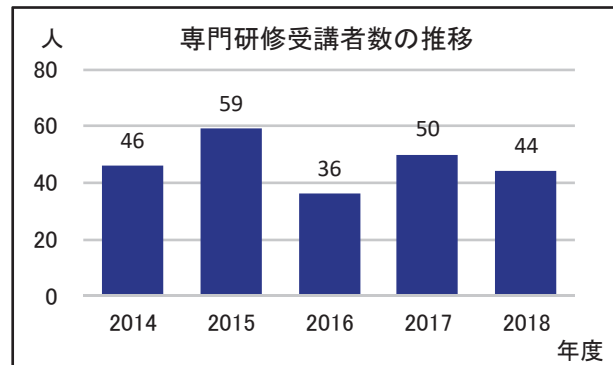


1. 現状

市職員の資質・能力の向上のため、人物重視の採用試験の実施による有為の人材確保に加え、各種研修の実施や人事評価制度の導入による人材育成の強化を進めています。平成 28 年4月に施行された改正地方公務員法により、すべての地方公共団体において、能力・業績に基づく人事管理の徹底を図る人事評価制度の導入と評価結果の活用が義務づけられたことから、今後もさらなる人材育成への取り組みが必要です。

近年は、住民ニーズの高度化・複雑化が進み、職員に求められる資質も多様化していることから、職員一人ひとりの能力の強化に努めるとともに、職員力の総合的な推進を図ることが求められます。

職員のメンタルヘルス対策としては、メンタルヘルス研修を継続的に実施し、職員が安心して日々の業務に積極的に取り組むことのできる職場づくりに努めています。



2. 後期5年の主な課題

- 複雑化・高度化した住民ニーズへの市職員の対応能力の強化
- 職員が安心して能力を発揮できる職場づくりの推進

3. 施策の展開方針

人物重視の採用試験の実施による有為の人材確保に加え、専門知識やノウハウを備えた職員の育成を図るための各種研修の実施や、人事評価制度の運用による人材育成の強化を図ります。また、より柔軟な考え方を身につけた想像力豊かな職員を育成するため、民間企業への派遣研修を実施します。

事務の高度化・複雑化に伴うストレス等を原因とする職員の心の病への対策として、相談体制等を整備し、職員が健全な精神を維持して業務に邁進できるよう配慮します。

働き方改革を推進し、誰もが働きやすい職場環境を整備します。

4. 主な取り組み

- ① 人物重視の採用試験を継続します。
- ② 民間企業における実務研修を含めた各種研修や人事評価制度の運用による人材育成を継続します。
- ③ 職員が安心して能力を発揮できる環境をつくるため、メンタルヘルスに関する取り組みを継続します。
- ④ 長時間労働の是正やハラスメント対策強化を図ることにより、誰もが働きやすい職場環境の整備に取り組みます。

施策 1-7 財政基盤の健全化

関連する SDGs :

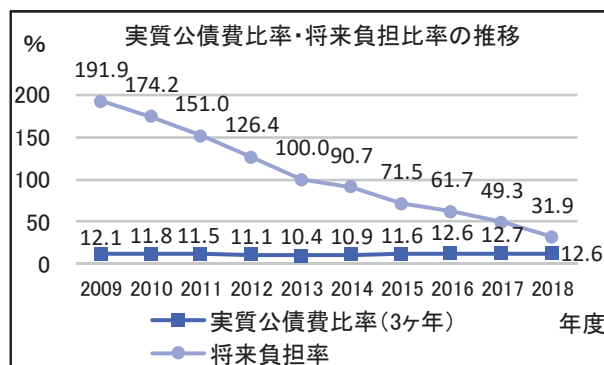


1. 現状

現状において、概ね健全な財政状況を維持していますが、今後は庁舎建設事業や老朽化した施設に係る改修事業における公債費負担の増加等により、実質公債費比率や将来負担比率の悪化が懸念されることから、より一層財政運営の健全化に努める必要があります。

また、社会保障費は年々増大しており、一般財源の確保が困難になってきていることから、財政需要に適切に対応するための予算配分の重点化に取り組むことで、行政サービスの低下につながらないように努める必要があります。

公共施設マネジメントについては、引き続き、将来的な施設の統廃合を見据えながら計画的に改修事業に取り組めます。



2. 後期5年の主な課題

- すべての住民により高い水準の行政サービスを提供するための予算配分の最適化
- 市債の発行の抑制と公債費負担の平準化

3. 施策の展開方針

必要な事業を執行しつつ、財政基盤の健全化を図るため、各担当課と連携を密にして、より効率的・効果的な事業進捗が行えるよう、各種関連計画と連携した予算編成に努めます。

また、予算配分の重点化によって大型事業やそれに係る市債の発行を抑制することで、一般財源の負担軽減を図ります。

公共施設マネジメントについては、地元住民や有識者等の意見も取り入れながら、全庁的な共通理解と総合的な判断のもとで実施します。

4. 主な取り組み

- ① 施設改修費の予算計上においては、事業内容を正確に把握することで、優先順位づけや適切な改修の実施に取り組めます。
- ② 市債の発行の際には利率と借入期間を検討し、将来の公債費負担のシミュレーションを行います。
- ③ 健全な行財政運営を継続するため、財政支出の平準化について検討を進めます。
- ④ 関係各課と協議し、施設の統廃合を含めて検討します。

施策 1-8 課税・徴収の強化

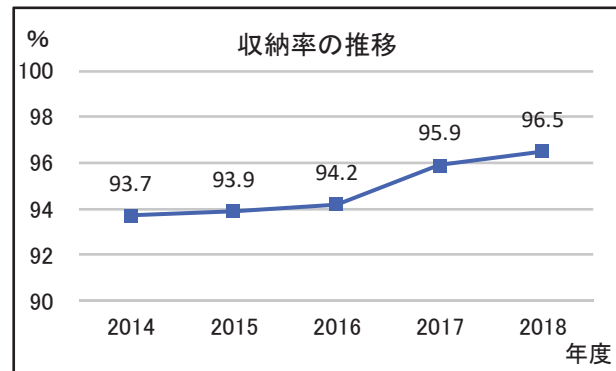
関連する SDGs :



1. 現状

国の地方税における電子納税の推進の流れを受け、本市では令和元年 10 月から地方税共通納税システム（法人住民税・市県民税特別徴収分）を導入し、電子申告による事業者の納付事務の負担軽減と利便性の向上、地方団体の収納事務の効率化を図っています。また、平成 27 年 10 月から開始したコンビニエンスストア収納サービスが定着し、滞納処分の強化とあわせて収納率の上昇に寄与しています。

新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、キャッシュレス化が加速する可能性もあることから、今後も ICT を活用した申告方法や納税方法の選択肢の拡大により、納税者の利便性の向上が求められます。



2. 後期 5 年の主な課題

- 納税環境の整備による納税の利便性向上

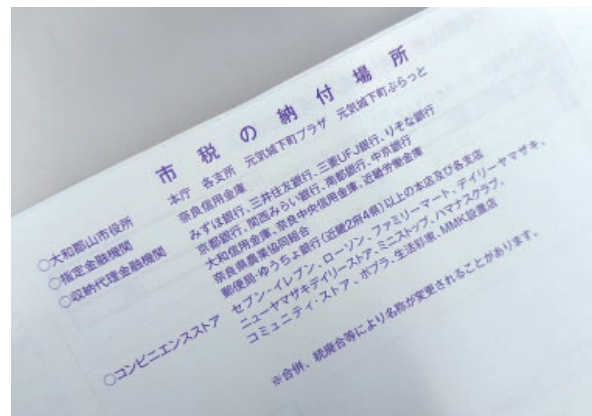
3. 施策の展開方針

収納率をさらに改善し、収入強化を図っていくため、国税・県税の動向を鑑みながら、対策を講じます。

また、納税者の納税方法や納税場所等の納税に関する利便性について、納税者が少しでも納付しやすいよう、環境整備を進めます。特に、24 時間、365 日、外出することなく、どこにいても納付が可能なスマートフォン決済の早期導入を目指します。

4. 主な取り組み

- ① 滞納処分を強化します。
- ②引き続き、個人住民税の特別徴収実施を推進します。
- ③ 納税方法を拡大し利便性を高めます。
- ④ 収納業務の効率化を図るためキャッシュレス化の導入を推進します。



施策 1-9 公正で効率的な行政の確保

16 平和と公正を
すべての人に



17 パートナーシップで
目標を達成しよう

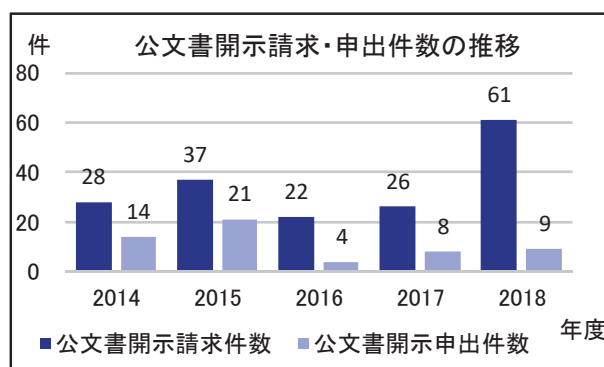


関連する SDGs :

1. 現状

行政の適法性、効率性、妥当性の確保のため、様々な制度改革に対応しながら継続して適正な業務を実施できるよう、公文書の適正な管理を行う必要があります。

大和郡山市情報公開条例による公文書開示請求は、毎年一定件数の申請があり、市民等の「知る権利」に寄与してきました。公文書が社会に与える影響は大きく、今後も一定の需要があると見込まれます。



2. 後期5年の主な課題

- 公文書へのアクセス性の改善

3. 施策の展開方針

市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への積極的な参加の促進を図るため、すべての人が関心のある公文書の開示等ができるよう、公文書の効率的な保管、運用を図ります。

4. 主な取り組み

- ① 公文書の原本管理を進め、不必要な複製文書の削減に努めます。
- ② 公文書の保管場所を明確にするため、共用書庫のデータ化を進めます。



2. 産業・環境

- 2-1 雇用就労対策・労働環境の改善
- 2-2 商工業の振興
- 2-3 観光の振興
- 2-4 地場産業の振興
- 2-5 農業の振興
- 2-6 生活衛生環境の維持・向上
- 2-7 資源循環型社会の形成

施策 2-1 雇用就労対策・労働環境の改善

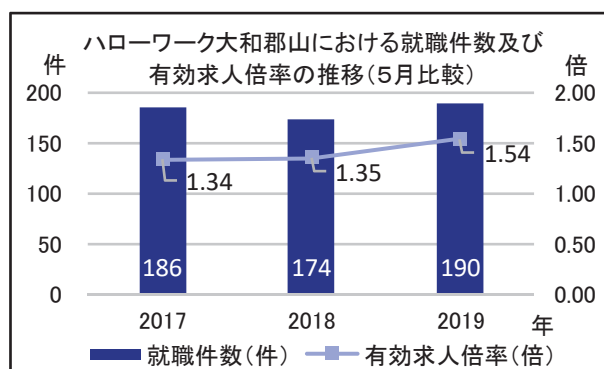
関連する SDGs :



1. 現状

本市内の就労者及び就労希望者が就労機会を得て、安定・充実した生活を営むため、就労環境の整備や就労機会の創出・周知、就労状況の把握に努めています。関連機関の職業訓練やセミナー等の情報を広報紙や公共施設のポスター掲示等を通じて周知しているほか、雇用促進奨励金等により雇用機会の創出支援を行うとともに、昭和工業団地協議会とハローワーク共催の企業合同面接会により雇用機会の創出や企業と求職者のマッチングにつなげています。

令和元年度より、働く人のおかれた個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く人一人ひとりがよりよい将来の展望を持てるようにすることを目指し、「働き方改革関連法」が順次施行されました。働き方改革のひとつとして、ICTを活用した場所や時間にとらわれない柔軟な働き方が導入されつつあります。



出典:厚生労働省奈良労働局「公共職業安定所別 業務取扱状況」

2. 後期5年の主な課題

- 女性や子育て世帯への雇用機会の創出や就労情報の提供促進
- 市内企業の雇用の確保及び定着の推進

3. 施策の展開方針

引き続き関係機関と連携し、多様な人材に対し、より広く就労情報を周知するとともに、女性や子育て世帯が働きやすい環境づくりを進めます。

少子高齢化に伴う労働力人口の減少による企業の人手不足や人材不足の解消を図るため、関係機関との連携や雇用促進奨励金による支援により、雇用機会の創出や企業と求職者の雇用マッチングの実施を図ります。

4. 主な取り組み

- ① ハローワーク大和郡山やポリテクセンター奈良等が行う事業や募集案内を広報紙等により周知します。
- ② ハローワーク大和郡山と連携し、大型ショッピングセンターにおいて、就労相談を行います。
- ③ 昭和工業団地協議会・ハローワーク大和郡山等と連携し、企業合同面接会・見学会(障害者の就労支援、高校生の就職支援含む)を開催します。
- ④ 市内居住者の常時雇用を対象とする雇用促進奨励金により、雇用機会の創出と定着を促します。

施策 2-2 商工業の振興

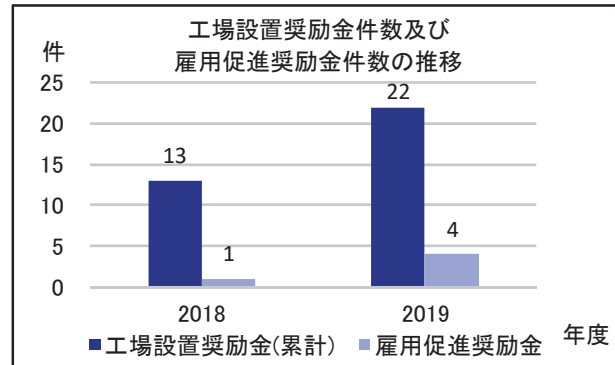
関連する SDGs :



1. 現状

既存工場の市外流出防止のため、工場等の本市内における新設・増設・移転に対し、工場設置奨励金と雇用促進奨励金を交付しています。また、商工会と連携し、商店街を中心とした城下町一帯をめぐる「大和な雛まつり」やショッピングセンターでの「大和郡山フェア」等を支援し、商業振興に取り組んでいます。

国において「生産性向上特別措置法」に基づき、令和2年度までの「生産性革命・集中投資期間」において、中小企業の実現のため、市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資への支援が行われていることに加え、奈良県内の交通ネットワークの進歩もあり、工場や事業所の進出を考える企業が増加しています。



2. 後期5年の主な課題

- 市内商工業者の事業継続及び活性化の促進
- 昭和工業団地の持続的発展及び活性化の促進

3. 施策の展開方針

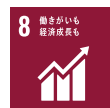
商工業者が本市内で継続して事業を行いやすくするとともに、新たな事業への取り組みや事業活性化に向けた取り組みを支援します。工業については、工場の新設等に対する奨励金を継続し、事業者の積極的な経営を支援します。商業については、商工会等と連携し、事業者のネットワークづくりを進めるとともに、商店街活性化に向けた取り組みを支援します。

昭和工業団地地区まちづくり基本構想の実現に向け、引き続き県・市・協議会の三者連携により、3つの方針（企業力の強化・働き方の改善・働く環境の向上）に基づく事業の具体化を図ります。

4. 主な取り組み

- ① 工場等の本市内における新設・増設・移転に対し、工場設置奨励金と雇用促進奨励金を交付します。
- ② 恒常的な集客につながる商店街のにぎわい創出のための事業に対し、商店街にぎわい事業補助金を交付します。
- ③ 昭和工業団地地区まちづくり基本計画を策定し、具体化した事業を推進します。

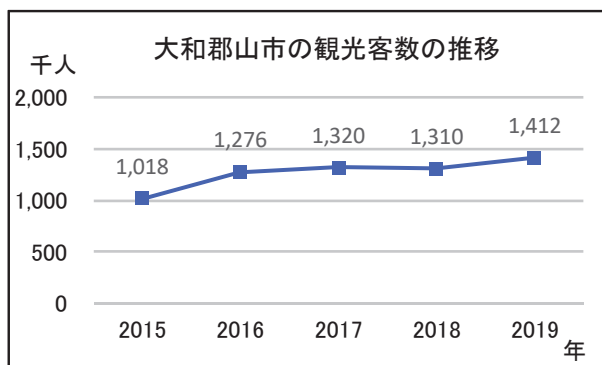
関連する SDGs :



1. 現状

郡山城天守台や町家物語館の整備や、好評を得ている「石垣の語り部」による郡山城天守台ガイド活動等により、観光客は着実に増加しています。

また、金魚すくい選手権大会も「Goldfish Scooping World championship」とサブタイトルをつけたことで、テレビ・新聞等で多く紹介され、本市の知名度が年々向上しています。



近年は、インバウンド需要の高まりにより、奈良県の外国人観光客の増加が著しく、そうした需要をどう本市へ誘客していくかを考えていく必要があります。一方、令和2年の新型コロナウイルス感染症拡大による観光客数の著しい減少を受けて、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた「新しい観光のカタチ」への移行も求められています。

2. 後期5年の主な課題

- 「金魚が泳ぐ城下町」大和郡山としての知名度の向上及びブランド化の推進
- インバウンド需要や個人観光客への対応の強化

3. 施策の展開方針

大和郡山の豊かな歴史、「金魚」という観光資源を活かし「金魚が泳ぐ城下町」としての独自空間を創出し、本市内外に対し様々な広報媒体や SNS 等による情報発信を行い、観光振興に努めます。また、市民ボランティア団体と協働し、市民の中にもふるさとへの誇りと愛着を醸成することで、地域の活性化につなげていきます。

近年、外国人観光客が急速に増加しており、また SNS 等を通じた個人発信の観光情報によりまち歩きをする人も増えてきていることから、多様な人々に様々な方法で効率的・効果的な情報発信を行うことで観光客の増加を図ります。

4. 主な取り組み

- ① 町家物語館・箱本館「紺屋」・箱本物語館の運営やイベント開催を行います。
- ② 市民ボランティア「石垣の語り部」による郡山城天守台でのガイドを継続します。
- ③ 観光ボランティアガイドクラブと連携し、観光案内所の運営を行います。
- ④ 外国人観光客受け入れのため、多言語対応のパンフレット・案内看板を作成します。
- ⑤ 県や観光機関と連携し、情報発信・マスコミへの積極的な働きかけを行います。
- ⑥ 多言語対応のアプリ「ココシル大和郡山城下町」や SNS 等を利用し、効果的な情報発信に努めます。
- ⑦ ウィズコロナ・アフターコロナ対策を実施した観光施設・民間事業所と連携し、観光プランを提案していきます。

施策 2-4 地場産業の振興

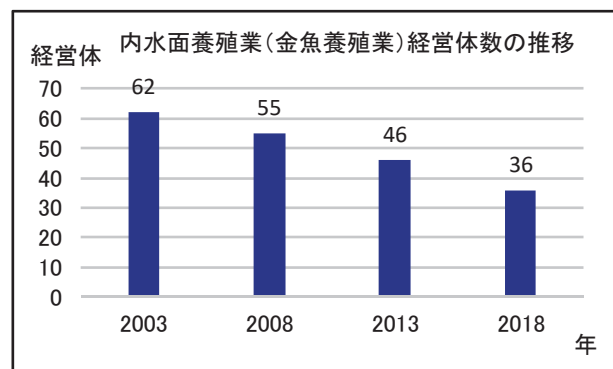
関連する SDGs :



1. 現状

本市における金魚養殖は、歴史ある、地域にとっての重要な地場産業であることから、養殖産業振興のため、奈良県郡山金魚漁業協同組合が主体となって行う金魚品評会や養殖コンクール等の事業を奈良県等の関係機関と連携を図りながら実施しています。

一方で、観賞魚として飼われる魚の多様化に伴う需要の低下、金魚養殖漁家の高齢化や後継者不足等、金魚産業を取り巻く環境は引き続き厳しい状況にあり、近年は台風等の風水害の激甚化による被害も出ており、金魚養殖業者数、金魚出荷数量ともに減少傾向にあります。



出典：農林水産省「漁業センサス」

2. 後期5年の主な課題

- 金魚産業の活性化の促進

3. 施策の展開方針

地場産業としての金魚の養殖産業は、「平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。」を標榜する本市を代表する産業であることから、金魚産業の振興と活性化の観点から、奈良県郡山金魚漁業協同組合や奈良県等の関係機関との連携による取り組みを進めます。

また、金魚の歴史や飼い方をはじめ、金魚に関するあらゆる知識を有する「金魚マスター」を養成し、金魚を飼う文化を復活させ、本市内外に広めることで金魚需要の拡大を図ります。

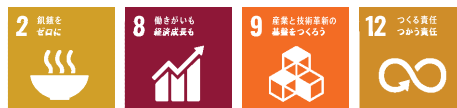
4. 主な取り組み

- ① 金魚の販売数量拡大、養殖漁家の経営安定、優れた生産技術の習得、後継者育成に取り組めます。
- ② 金魚を飼う文化を本市内外に広げるため金魚マスター養成塾による養成講座を行います。
- ③ 金魚マスターによる金魚のPR活動等により金魚の魅力を発信します。



施策 2-5 農業の振興

関連する SDGs :

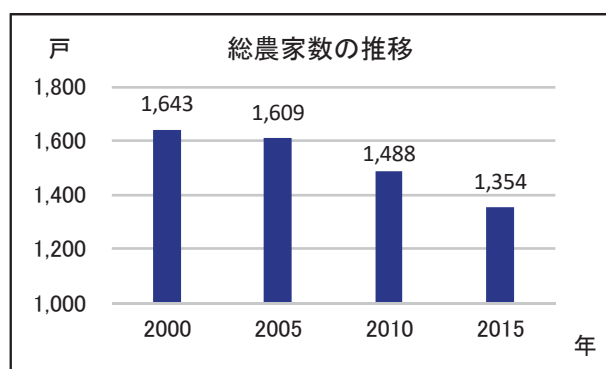


1. 現状

次世代を担う農業者となることを目指して独立・自営就農する新規就農者に対し、農業次世代人材投資資金を交付することで、担い手の育成支援を行っており、本支援を受けた新規就農者は累計で8名を超えています。また、なら担い手・農地サポートセンターを通じた農地の中間管理事業により、耕作放棄地の増加を防ぐとともに、担い手への農地の集積を進めました。さらに、農業経営所得の安定を図るため、主食用水稲から麦、大豆、飼料用米等の戦略的作物への作付けを進めています。

しかし、農業者の高齢化の進行や農地の相続人のリタイア等により、農家戸数の減少と耕作放棄地の増加傾向が続いており、こうした状況を解決するため、地域における営農の中心的な経営体を確保して、地域の農業を守り、持続していくことを目的とする人・農地プランの作成及び実質化が求められています。

一方、地産地消や地元産農産物への市民や一般消費者からの注目度は高まっており、そうした機会をとらえていく必要があります。



出典：農林水産省「農林業センサス」

2. 後期5年の主な課題

- 農業の担い手の確保
- 地元産農産物の普及

3. 施策の展開方針

農家の後継者不足や担い手の減少の進行で、農地の集積・集約化や保全管理、新たな担い手の発掘の必要性はますます高まっていることから、人・農地プランの作成及び実質化を進め、農業の担い手へ農地の集積を促進することによって、地域の農業を守り、農業経営所得の安定を図ります。

各種農業者団体との連携・協力のもと、引き続き地元産農産物の普及・宣伝活動に取り組みます。

4. 主な取り組み

- ① 農業次世代人材投資事業により、新たな農業の担い手となり得る青年就農者を支援します。
- ② 主食用水稲から麦、大豆、飼料用米等の戦略的作物への転作を進めます。
- ③ 農地中間管理事業により、担い手への農地の集積・集約を進めます。
- ④ 地元産農産物の普及・宣伝のため、各種農業者団体、農協、スーパー等の民間企業との連携・協力を今後も強化していきます。

施策 2-6 生活衛生環境の維持・向上

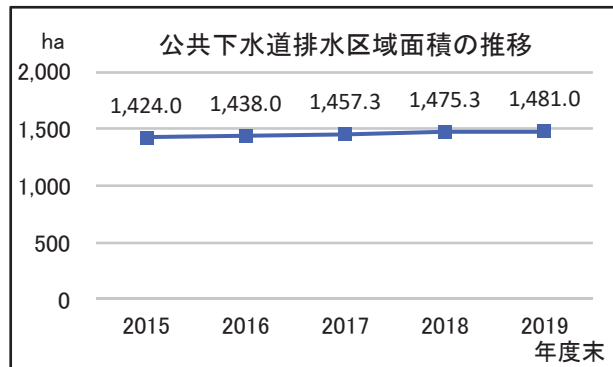
関連する SDGs :



1. 現状

生活環境の改善と公共水域の水質保全のため、本市内の下水道整備に取り組み、毎年、着実に下水道を利用できる区域を拡大しています。令和元年度末現在では、矢田山団地や城ヶ丘団地、平和団地等の主な住宅地の整備が完了し、市街化調整区域の整備を進めています。

近年は、少子高齢化が進み、使用料収入の伸びが期待できないなか、公共インフラとしての下水道施設を適切に維持管理するための費用負担が増加しています。



2. 後期5年の主な課題

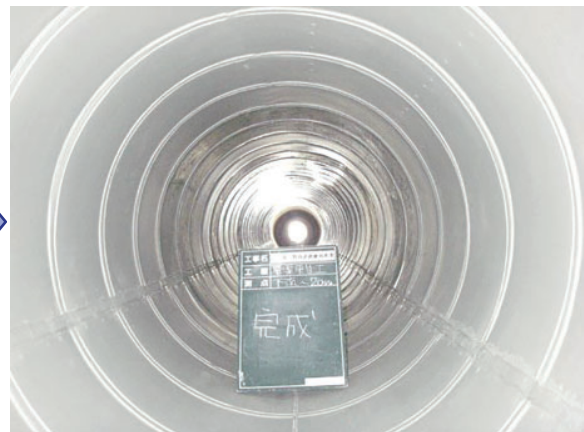
- 下水道施設の計画的な改築・更新の促進

3. 施策の展開方針

下水道施設については、整備後40年以上経過したものもあり老朽化は避けられないため、今後は計画的に改築・更新を実施するとともに、持続的に下水道サービスを提供できるよう、効率的かつ健全な下水道経営に取り組みます。

4. 主な取り組み

- ① スtockマネジメント計画を策定し、費用の平準化を行うことで、単年度での費用負担を減らします。
- ② 職員による点検調査を行うことで、早期発見に努め、速やかに適切な対策を講じます。



施策 2-7 資源循環型社会の形成

関連する SDGs :



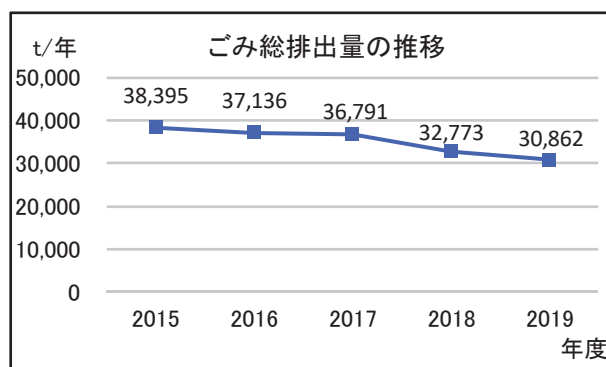
1. 現状

環境にやさしいまちづくりの一環として、温室効果ガスの排出削減やごみの減量化、再資源化に取り組んでいます。温室効果ガス削減の取り組みとして公共施設等への新エネルギー・省エネルギー型設備機器の導入や家庭用燃料電池設置助成の交付を進めてきました。

廃棄物処理については、平成 30 年度から清掃センターに長期包括責任委託を導入し、民間ノウハウを活用することにより、効率的な運営管理や持ち込みごみの減量に取り組んでいます。また、一般廃棄物処理基本計画（平成 27 年 12 月策定）及び容器包装廃棄物に係る分別収集計画（令和元年6月策定）に基づき、ごみの減量化と再資源化を推進しており、ごみの発生量の減少を実現しました。

また、清掃センター及び衛生センターの延命化工事が完了しました。市民生活に欠かせない施設であることから、今後も安全で、安定的な施設運営が求められています。

近年は、「食品ロス」を減らす機運が高まっていることから、そうした機運をとらえた対応が必要です。



2. 後期 5 年の主な課題

- 廃プラスチックや食品ロスの低減
- CO₂ 排出量削減
- 清掃センター・衛生センターの安定運営

3. 施策の展開方針

ごみの減量化と再資源化が普及するよう、自治会等の団体と連携し、市民や事業者のごみに対する理解や意識の向上を図るとともに、環境にやさしい生活を実践できるよう啓発活動を行っていきます。

清掃センター（ごみ処理施設）及び衛生センター（し尿処理施設）は、市民生活に欠かせない施設であるため、今後も安定した施設の運営を継続します。

4. 主な取り組み

- ① ごみや食品ロスの削減に向けて、広報紙や市ホームページを通じた市民や事業者に対する啓発を実施します。
- ② 河川等の清掃活動を実施します。
- ③ 引き続き、施設の安全で安定した運営を維持します。
- ④ 衛生センターについては、し尿処理施設の処理方法を検討するとともに、臭気対策や施設周辺も含めた衛生的な環境状態の確保を図ります。

3. 子育て・教育

- 3-1 子育て支援体制の充実
- 3-2 ひとり親家庭の自立支援
- 3-3 乳幼児の健康づくりの充実
- 3-4 子どもの健康づくりの充実
- 3-5 学校教育の充実
- 3-6 幼児教育の充実
- 3-7 青少年の活動機会の充実
- 3-8 子どもの健全育成体制の充実
- 3-9 特別支援教育の充実
- 3-10 食育の推進
- 3-11 子どもの安全の確保

施策 3-1 子育て支援体制の充実

関連する SDGs :

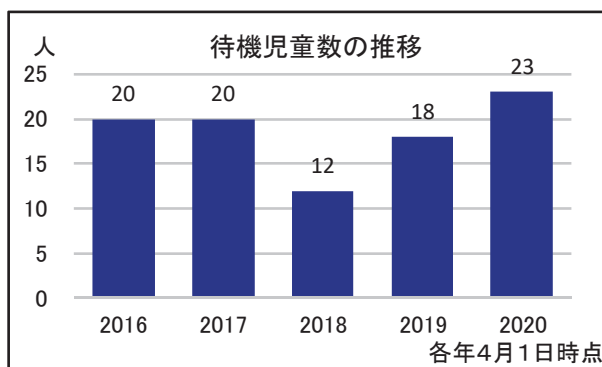


1. 現状

令和元年 10 月の幼児教育・保育の無償化や共働き世帯の増加等による保育需要の増加に対応するため、保育園における受け入れ可能児童数の増加に努めています。公立園については、保育園の建替え及び建設による定員の増加を図るとともに、平成 27～令和元年度の 5 年間で保育士を 25 名採用するなど、保育士の確保に努めています。また、私立園についても、建物の改築への助成を実施し、保育士の処遇改善へのサポートを行っています。

一方で、依然として待機児童がいるため、継続的な取り組みが求められます。放課後児童クラブ（以下、クラブ）についても、小学校の余裕教室の活用を第一に、順次、増設を行っています。また、子育て全般にわたる「子育て応援ナビ」を市ホームページに設けて情報発信を行っています。「親子たんどん広場」と「ととランド」は、土曜日以外はいずれかの場所で開催しているため必要に応じて利用でき、日曜日にも開催することで父親の子育て参画の促進に寄与しています。

近年は、共稼ぎ世帯の増加によりクラブの利用児童が増加し、また、早朝・延長保育や長期休暇だけの利用希望も見られます。そのため、子育てに関して求められる支援の充実に取り組むことが必要です。



2. 後期 5 年の主な課題

- 保育サービスの提供体制の充実と安定的な確保
- クラブに通う子どもたちが安心して過ごせる環境整備
- クラブの保護者会運営における保護者の負担と支援員の不足への対応

3. 施策の展開方針

待機児童の解消と安定的な保育サービスの提供に向けて、既存の保育施設の改修等により、受け入れ容量を増やすとともに、保育士の確保と働く環境の充実を図ります。

クラブについても同様に環境整備に努めるとともに、児童の居場所の確保を第一に、より信頼できる体制の構築を目指します。

4. 主な取り組み

- ① 民間の保育サービス提供事業者の建物改築への助成や求人機関と連携した求人活動のサポート等を行います。
- ② 保育士の労働環境の改善や、保育に関する専門的な相談機能の強化等を進め、保育士が長く働ける・働きたいと思える環境づくりに努めます。
- ③ クラブにおいて、児童一人当たりの専有区画面積 1.65 m²が確保できるよう、小学校の余裕教室の活用を第一優先とし、建物建設も含め、環境整備に取り組めます。
- ④ 設備等の修繕や更新について、可能な限り国・県の補助金活用を図ります。
- ⑤ クラブの運営を見直し、協議会方式を進めます。

施策 3-2 ひとり親家庭の自立支援

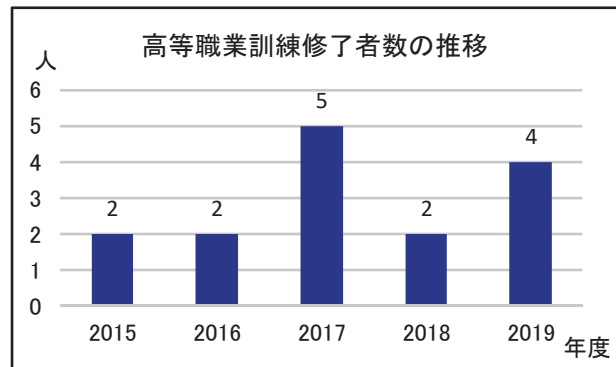
関連する SDGs :



1. 現状

ひとり親家庭の生活安定・自立のため、広報紙や市ホームページにおいて高等職業訓練促進給付金、自立支援教育訓練給付金、高等学校卒業程度認定試験合格支援事業を告知するとともに、国の補助金を活用した支援を実施しています。

ひとり親家庭が増加していることから、支援を必要する人々にしかるべき支援ができるよう、制度の活用方法等に関する広報が求められています。



2. 後期5年の主な課題

- ひとり親家庭の自立に向けた就労支援の充実

3. 施策の展開方針

ひとり親家庭に対し、家庭や子どもの状況に応じた相談体制を充実します。

また、ひとり親家庭の親が自ら資格を取得し、資格を活かして勤労することにより、自立した生活を行えるよう支援します。

4. 主な取り組み

- ① 給付制度、支援制度のより広範な告知に努めます。
- ② 就労に向けた能力開発への各種支援について紹介に努めます。
- ③ 児童の健全育成を図るため、養育者に児童扶養手当を支給します。



施策 3-3 乳幼児の健康づくりの充実

関連する SDGs :

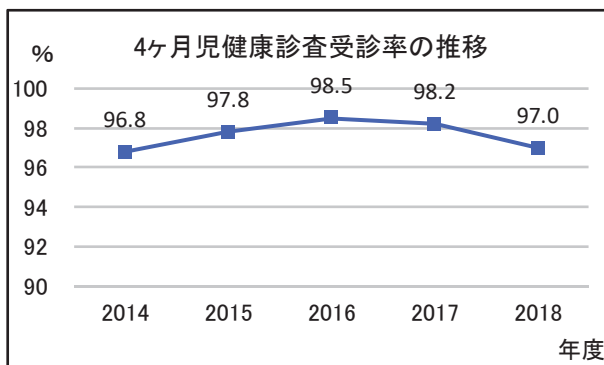


1. 現状

母子保健法の改正を受け、平成 29 年 4 月に保健センター内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、従来からの育児相談や赤ちゃん訪問に加え、助産師相談や産後ケア事業を開始し、妊娠期～出産～子育てと切れ目ない支援の充実に努めています。

児童虐待については、児童虐待相談件数が増加傾向にあり、児童虐待防止推進月間である 11 月を中心に、保健センターとともに、民生委員や児童委員等の協力も得ながら、オレシリボンツリー作成による啓発活動や研修会を開催しています。

全国的にも、虐待死亡事案が発生したこと等を受け、特に学校、市、児童相談所、警察との連携による見守り体制の強化が必要とされており、乳幼児健診未受診者の把握と対応、児童相談所における保健師の増員が図られています。



2. 後期 5 年の主な課題

- 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備
- 乳幼児の健診や発達に係る相談体制の充実
- 不妊治療の経済的な負担の軽減
- 児童虐待の防止に向けた啓発活動の強化

3. 施策の展開方針

妊産婦の健康増進に寄与するため、引き続き「子育て世代包括支援センター」の機能を充実させるとともに、ニーズが高まっている発達相談に対応するための取り組みや、不妊に悩む夫婦の不妊治療の負担軽減のための支援を推進します。

また、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に向け、庁内関係課間の連携体制を構築し、様々な事業の連携を図ります。

4. 主な取り組み

- ① 保健師・助産師による相談体制の充実を図るほか、産後ケア事業の活用等により妊産婦のサポートに努めます。
- ② 出産・育児等に関する正しい情報に容易にアクセスできるよう、SNS 等を活用した情報発信に取り組みます。
- ③ 適切な定期健診の実施と受診勧奨に取り組むとともに、健診の結果に応じて発達相談等を実施します。
- ④ 一般不妊治療及び不育治療費助成事業を継続します。
- ⑤ 各種健診時等に、保護者に対し、子どもとの接し方等を紹介することで、体罰によらない子育てを促進します。
- ⑥ 児童虐待防止について市民に関心を持ってもらえるよう、今後も継続して啓発活動を実施します。
- ⑦ 児童虐待の予防的取組として、DV の防止に取り組みます。

施策 3-4 子どもの健康づくりの充実

関連する SDGs :

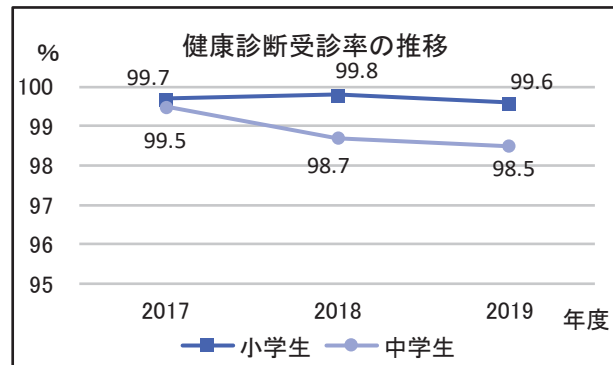


1. 現状

子どもたちが学校生活をいきいきと過ごす上で、心身の健康状態を把握し、健康を保持増進することは重要です。

健康診断については、学校保健安全法に基づく健診項目をすべて実施するとともに、2次検診を実施することで早期の対応につながっています。また、環境衛生検査の項目を充実させ、よりよい環境づくりを行っています。

新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、感染症対策が重要となっています。



2. 後期5年の主な課題

- 幼児・児童・生徒の健康の保持

3. 施策の展開方針

子どもがいきいきと毎日を過ごすためには、健康の保持増進及び健康的な学習環境を確保することが必要です。

そのため、学校や関係団体と連携し、健康診断や環境調査等の実施について充実を図り、疾病に罹患している場合には早期の治療を支援することに取り組みます。

また、体力の向上に向け、外遊びや体育の授業を通じて運動に親しみ、体力向上につなげるよう取り組みます。

4. 主な取り組み

- ① 学校や市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会と連携し、健康診断や環境衛生検査の実施について充実を図ります。
- ② 児童・生徒の体力向上に向け、外遊びや体育の授業について作成された各校のプランニングシートの見直しを呼びかけます。また、成果のあった取り組みは定着するよう努めます。
- ③ 各校・園への感染症対策に伴う消毒液等の物品の配布に努めます。

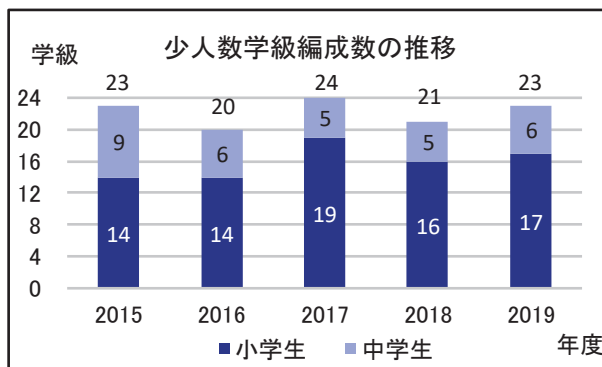


1. 現状

少人数学級の編成を行い、令和元年度で小中学校合わせて 23 学級としたことで、児童・生徒をきめ細かく観察し、個々の興味関心や課題に応じた個別指導等を行うことが可能となり、一層の基礎・基本の定着を図ることができました。また、ALT による学習指導により、外国人とのコミュニケーション能力の向上が図られました。保護者の少人数学級のニーズは依然として高いことから、継続的な取り組みが求められています。

また、1人1台タブレット端末を整備しました。今後は、ICT 教育を推進するため、ICT 支援員の適切な配置に取り組み、児童・生徒の学びを保障できる体制を整備していくことが求められます。

その他、学校の小規模化に伴う様々な課題に取り組むべく、「大和郡山市学校規模適正化等審議会」を設置し、令和2年2月、学校規模・学校配置の適正化についての答申を受けました。



2. 後期5年の主な課題

- 児童・生徒一人ひとりの個性を活かすためのきめ細かな指導の推進
- 教育の ICT 化の推進

3. 施策の展開方針

少人数学級の編成や ALT による学習指導により、画一的な学習ではなく、個々の課題や習熟に応じた教育を行い、個性を活かした育成に取り組みます。また、教育における ICT を基盤とした先端技術等の効果的な活用を行い、学習活動のさらなる充実を図ります。

4. 主な取り組み

- ① 少人数学級の編成や ALT による学習指導を維持するため、教員の安定的な確保等に取り組みます。
- ② 学校の通信ネットワークを整備します。
- ③ 1人1台整備されたタブレット端末を活かして、ICT 教育の充実に取り組みます。
- ④ ICT 教育を推進するにあたり、教員・児童・生徒の支援を行うため、ICT 支援員の配置に取り組みます。
- ⑤ 学校規模や学校配置の適正化についての答申を受け、今後調査・研究を進めます。

施策 3-6 幼児教育の充実

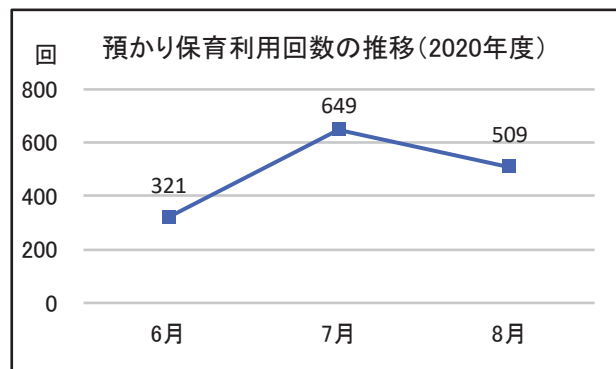
関連する SDGs :



1. 現状

支援を必要とする幼児に適正な就学指導を行うことを目的として就学指導委員会を設置し、幼児の観察と指導、臨床心理士による発達検査及び保護者との教育相談等の特別支援教育の充実に取り組んでいます。また、幼児教育についてその重要性や特性を踏まえ、教育・保育の質の向上を図るとともに、子育て世帯を支える取り組みが必要です。

令和元年10月より幼児教育・保育の無償化、令和2年4月より預かり保育の制度化を実施して保育サービスの充実を図ってきましたが、必要な支援のあり方が多様化していることから、園生活や保育上のサポートを行うためのさらなる支援体制の充実が求められています。



2. 後期5年の主な課題

- 子どもの成長を実感し、安心して子育てできる幼児教育の充実
- 幼稚園や保育園・こども園と小学校の教育の連続性の確保

3. 施策の展開方針

社会や保護者のニーズに応えながら、幼児の実態に応じて幼児教育の充実を図るため、未就園児を含めた子どもの実態を把握するとともに、地域の関係機関や支援学校と連携した教育相談や支援に取り組めます。

また、園から小学校への教育の連続性を確保するため、相互の交流や教育内容の連携に努めます。

4. 主な取り組み

- ① 保育計画の見直しや保育内容の工夫に取り組めます。
- ② 教師の資質の向上に向け、研修会等を積極的に活用します。
- ③ 未就園児の集いや園庭開放を実施し、子どもの実態を把握するとともに、関係機関と連携した教育・子育て相談を行います。
- ④ 幼稚園や保育園・こども園と小学校の交流活動に取り組めます。
- ⑤ 幼稚園や保育園・こども園と小学校の課題やお互いの教育内容を理解し合う、アプローチ・スタートカリキュラムの作成等による教育内容の連携に取り組めます。

施策 3-7 青少年の活動機会の充実

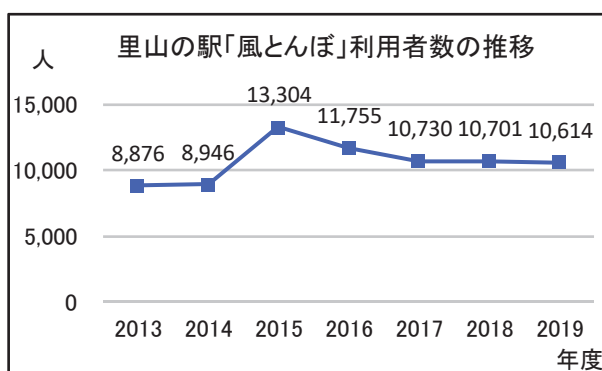
関連する SDGs :



1. 現状

市民の手による地域づくり・ふるさとづくりのため、市民団体等の支援に努め、「親子まつり」の運営委員会や公民館の利用団体、自治会、市民グループの相互連帯感を深めることで青少年活動機会の充実に努めています。

近年、教育改革や地方創生等の観点からも、学校と地域の連携・協働の重要性が指摘されており、学校と地域の人々が学校や地域の課題を共有し、共通の目標・ビジョンを持って一体となって子どもたちを育み地域の絆を強めることで、地域づくりの担い手の育成につなげていくことが求められます。



2. 後期5年の主な課題

- 親子まつり等の地域コミュニティが関わる行事・体制の充実
- 里山の駅「風とんぼ」の適正な管理・運営の推進

3. 施策の展開方針

地域コミュニティが関わる行事・体制の充実を図るため、運営方法の見直しや後継スタッフの育成を行います。

里山の駅「風とんぼ」は、施設の役割を明確化し機能の強化を図るとともに、青少年教育施設としてのみならず、防災施設としての役割を持たせることで付加価値をつけ、通常運営の振興に役立てます。

4. 主な取り組み

- ① 行事の運営内容や実施時期の見直しを行います。
- ② 行事に関わる後継スタッフを育成するリーダー研修会を実施します。
- ③ 学校や地元企業と連携し、各種イベント・行事を充実・多様化させることを目指します。
- ④ 里山の駅「風とんぼ」の耐震化工事等の施設整備について検討します。
- ⑤ 里山の駅「風とんぼ」の恒常的な適正管理・運営に努めます。



施策 3-8 子どもの健全育成体制の充実

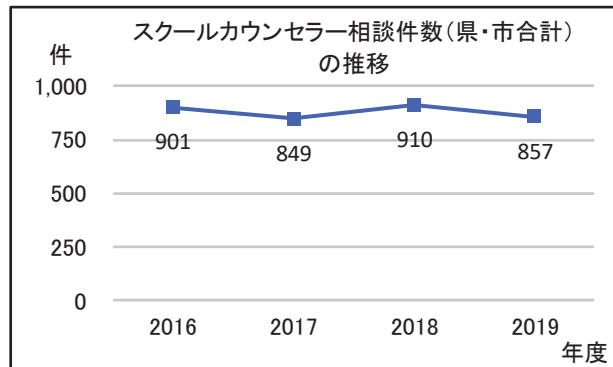
関連する SDGs :



1. 現状

スクールカウンセラーを配置することにより、支援のあり方等の助言を受けながら、問題を抱える児童・生徒の内面を理解する心理的アプローチによる問題解決に取り組んでいます。また、児童・生徒が不登校の兆候を見せた場合の初期の対応を含めて、学校と市教育委員会及び学科指導教室「ASU」が連携して対応しています。スクールカウンセラーのニーズは年々高くなっており、相談希望者の増加による予約待ちや相談内容の複雑化が見受けられることから、継続した支援が必要です。

小学校へのスクールカウンセラーの配置ができていない状況ですが、小学校では学校生活だけではなく、家庭においてもストレスを感じ、体調不良や起立性調節障害等を起こして不登校になるケースも多いことから、問題の早期発見・解決が必要です。



2. 後期5年の主な課題

- 児童・生徒・保護者のストレス緩和・解消

3. 施策の展開方針

児童・生徒の抱える問題の多様化・低年齢化、家庭的な問題が顕在化するなか、スクールカウンセラーの予約が多く、1か月待ちの状態が続いていることから、すべての相談に対し、タイミングを逃すことなく早い段階での支援を行うため、スクールカウンセラーのより効果的な活用方法を検討します。

これまで以上に関係各課や学校、スクールカウンセラー、「ASU」スタッフ、外部の相談機関、医療機関等とネットワークを構築し、組織的な支援ができるよう取り組むとともに、学校がそのネットワークに効果的につながるよう、学校にスクールソーシャルワーカーを派遣することを検討します。

4. 主な取り組み

- ① 問題の早期発見・解決に取り組むため、小学校へのスクールカウンセラーの配置に努めます。
- ② 「ASU」スタッフの研修を深めるとともに、より専門的なスタッフの導入を検討します。
- ③ 学校と関係各課や関係機関の連携のネットワークを確立します。
- ④ 学校へのスクールソーシャルワーカーの配置に努めます。
- ⑤ 各学校において不登校の未然防止や初期対応の取り組みを行うとともに、「ASU」や不登校対策担当者、関係機関、スクールカウンセラー等も含めた総合的な取り組みを進めます。

施策 3-9 特別支援教育の充実

関連する SDGs :

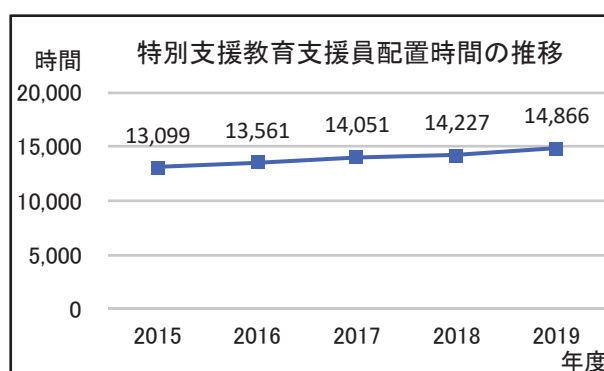


1. 現状

特別な配慮を要する児童・生徒数の増加に対応するため、各校へ教育経験の豊富な特別支援教育支援員を配置することで、きめ細かな対応に努めています。

また、特別支援教育就学奨励費については、小学校においては各年度平均 71 人（通級による指導に伴う交通費を給付される人を含む）の給付を、また中学校においては各年度平均 16 人の給付を実施している状況です。

近年、必要な支援のあり方が多様化しており、学校生活や学習活動上のサポートを行うためにも、支援体制のさらなる充実が求められます。



2. 後期 5 年の主な課題

- 特別な支援が必要な子どもに均等に教育を提供するための支援体制の充実

3. 施策の展開方針

特別な支援が必要な児童・生徒の対象者が増加していることや、障害の状態が多様化していることから、子どもたちの自立や社会参加を見据えた適切な指導及び支援を行うため、個別の状況に応じたきめ細かな教育の推進に取り組みます。

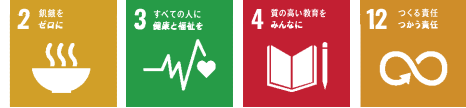
支援員の充実や経済的負担の軽減については、保護者ととも子どもたちの自立や社会参加を見据えて、一人ひとりの教育的ニーズを把握し能力を最大限に伸ばすために適切な指導及び支援を行い、経済的な理由で教育を受けることが困難な状況にならないよう取り組みます。

4. 主な取り組み

- ① 一人ひとりのニーズを把握し、適切な指導・支援を行うための支援員の充実に取り組みます。
- ② 児童・生徒が均等に教育を受けることができるように、子どもたちの状況に応じた支援を行います。

施策 3-10 食育の推進

関連する SDGs :

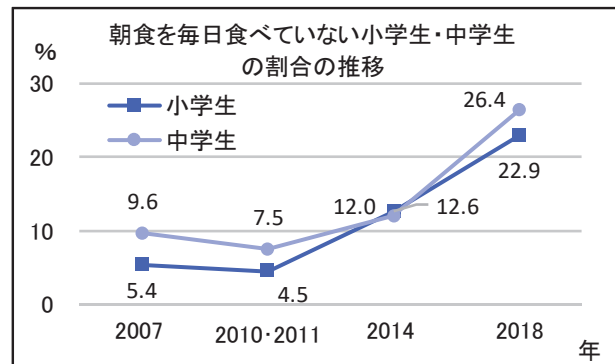


1. 現状

小中学校給食では、卵・乳・落花生の3品目について個別に食物アレルギー対応給食の提供を行っているほか、地場産食材を取り入れた献立を月に3～4回実施しています。食物アレルギー対応者は平成27年度に40名でスタートしましたが、現在は50名に増加しており、今後も学校や保護者と連携しながら、事故のない食物アレルギー対応を徹底していくことが求められます。また、小学校1年生から6年生までの全クラスで「食に関する指導」を実施することで、子どもたちに食べることや給食への関心を持ってもらうとともに、朝食の大切さ、和食の魅力、地産地消の意義等を伝えています。

さらには、平成29年度より8月31日（野菜の日）を含む期間を「野菜週間」とし、野菜摂取量向上を目指す「ベジたべプラスキャンペーン」を開始したほか、朝食の大切さを啓発する「おはようごはんキャンペーン」の取り組みを続けています。

核家族化や多様な働き方が進むなか、多様な暮らしに対応した食育の推進や健康寿命の延伸につながる食育の推進が求められています。



2. 後期5年の主な課題

- 安全・安心で美味しい学校給食の継続
- 食への関心の向上と正しい食習慣の普及
- 児童・生徒の朝食欠食率の改善

3. 施策の展開方針

学校、保護者の協力を得ながら、小中学校の児童・生徒に、今後とも安全・安心で美味しい学校給食を提供していきます。

幼少期から高齢者までの段階に応じた食育を推進することで、食への関心や正しい食習慣への理解を深め、生活習慣病や介護の予防や健康で長生きできる生活を支援します。

また、朝食欠食者を減らすため、子どもだけでなく保護者に対する啓発活動を推進します。

4. 主な取り組み

- ① 卵・乳・落花生の3品目の食物アレルギー対応給食を提供します。
- ② 毎月の献立に「大和郡山の日」を設定し、地場産食材を取り入れた給食とします。
- ③ 「食に関する指導」を継続します。
- ④ 「ベジたべプラスキャンペーン」や「おはようごはんキャンペーン」等の取り組みを継続します。
- ⑤ 商業施設等でのイベント開催による地産地消の啓発に取り組みます。

施策 3-11 子どもの安全の確保

関連する SDGs :

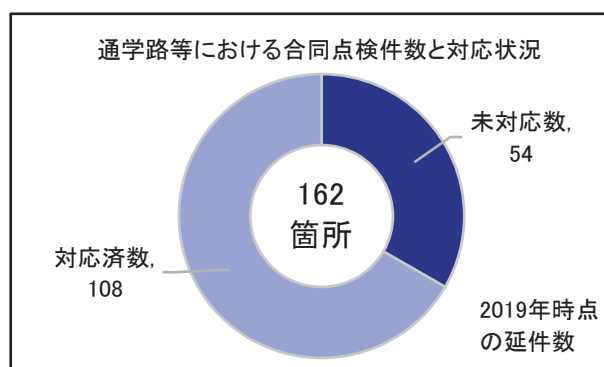


1. 現状

毎年、すべての幼稚園・保育園・こども園・小学校・中学校において交通安全教室を実施し、子どもたちの安全意識の向上を図るとともに、教育関係者や関係団体との連携を深めています。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛が呼びかけられたことから交通事故件数は減少傾向にありますが、交通死亡事故や重傷事故は依然として発生している現状にあります。

また、平成 24 年度に策定した大和郡山市通学路安全対策ガイドラインに基づき、学校園・PTA・地元要望等に応じて、合同点検を随時実施しています。交通安全点検後、道路管理者や警察による安全対策を行っており、危険箇所の分析が進んでいる状態ですが、未対応箇所が存在することから、今後も継続的な取り組みが必要です。



2. 後期 5 年の主な課題

- 自分たちの身は自分たちで守るという意識の醸成
- 通学路等における交通事故の防止

3. 施策の展開方針

関係団体と連携して交通安全教室と防犯教室を継続的に開催していくとともに、子どもたちだけではなく、その保護者にも参加してもらうことで意識の向上と醸成を図ります。

通学路等における事故を未然に防ぐため、大和郡山市通学路安全対策ガイドラインに基づき、学校園・PTA・教育委員会・道路管理者・警察での合同点検と、点検実施後の危険箇所に対する対策を継続します。

4. 主な取り組み

- ① 社会情勢に応じた、きめ細かな交通安全教室の開催を継続します。
- ② 子どもたちだけでなく、保護者へ交通安全教室の参加を呼びかけます。
- ③ 警察や関係団体との連携を強化します。
- ④ 学校園・PTA からの希望に応じて、随時合同点検を実施します。
- ⑤ 交通安全施設の設置や危険箇所の改良に取り組み、迅速かつ効果的な安全対策の推進を図ります。

4. 安全・快適な暮らし

- 4-1 防災・減災の推進
- 4-2 消防・救急体制の充実
- 4-3 防犯体制の強化
- 4-4 水道事業の健全経営
- 4-5 安全な水道水の供給
- 4-6 安全な交通環境の整備
- 4-7 誇りを持てるまちなみづくり
- 4-8 身近な緑地の整備
- 4-9 魅力のある市街地づくり
- 4-10 快適な住環境づくり
- 4-11 空き家対策の推進

施策 4-1 防災・減災の推進

関連する SDGs :

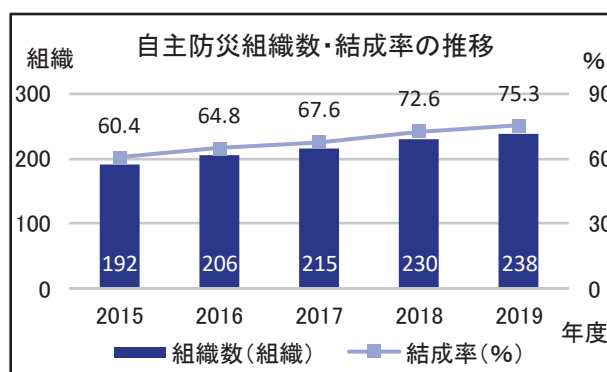


1. 現状

市民との協働による災害に対する備えとして、災害時要支援者名簿の登録・更新を行うとともに、避難行動や自主防災組織の運営等の各種マニュアルを整備しています。また、自主防災組織や消防団との「防災のつどい」の開催による防災施策・活動の共有や未結成自治会への普及啓発を行うとともに、地区防災訓練を開催し、地域の連携と防災意識の向上を図っています。近年、災害が広域化・激甚化するなか、市民の防災への関心が高まっている一方で、高齢化の進行や地域コミュニティのつながりの希薄化等により、共助の体制が弱まりつつあることから、住民や地域による主体的な防災への取り組みが求められています。

治水対策としては、大和川流域整備計画に基づき、国・奈良県・県内市町村で連携して取り組んでいます。近年、河川流域の開発や気候変動による変化に対応した治水対策が求められています。

また、老朽化した現庁舎の更新に伴い、災害対策や救援活動に対応できるよう、庁舎の防災機能の強化に取り組んでいます。



2. 後期5年の主な課題

- 自主防災組織の結成率向上と活性化
- 地域住民の安全な災害避難体制の構築
- 計画降雨に対する治水安全性の向上
- 市庁舎の防災力や災害対応力の強化

3. 施策の展開方針

自助、共助の取り組みを進めていくため、さらなる自主防災組織の結成促進、活動が停滞している自治会における防災活動の活性化、住民参加型の地区防災訓練の開催に取り組めます。また、自治会、関係団体、民生委員等と連携し、災害弱者の支援体制の構築を図ります。

また、奈良県の河川改修にあわせた排水施設の整備や貯留施設の整備、市庁舎の建替えによる災害対策本部の充実等、防災に係る施設の整備を推進します。

4. 主な取り組み

- ① 「防災のつどい」を継続し、防災活動の活性化を図ります。
- ② 出前講座を開催し、自治会長及び自治会員の防災意識の向上を図ります。
- ③ 自主防災組織未結成自治会に対し、結成を促す通知を定期的に行い、避難計画作成や災害用品備蓄を促します。
- ④ 自主防災組織での要支援者名簿の利用促進や民生委員への協力要請を行います。
- ⑤ 地区防災訓練を継続します。
- ⑥ 排水計画を策定するとともに、治水施設の維持管理に努めます。
- ⑦ 雨水貯留タンク設置者への補助を行います。
- ⑧ 市庁舎の建替えにより、災害対策本部の機能を充実させます。

施策 4-2 消防・救急体制の充実

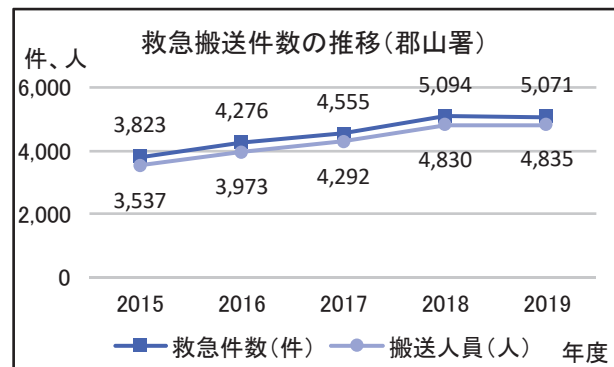
関連する SDGs :



1. 現状

平成 26 年に設立された奈良県広域消防組合が設立より 7 年目を迎え、各種項目の統一化を進めています。災害が複雑化・多様化するなかで、出動体制の構築、装備及び施設の充実強化、隊員の能力向上等の取り組みを行っており、スケールメリットを活かした火災・救急等の出動体制が構築されつつあります。全国でも最大規模を誇る広域化であることから、他府県からの注目度も大きく、現在は、全体統合による本格的な運用が始まる令和 3 年を目前に控え、各構成市町村を交えた協議が実施されています。

今後も増加する高齢化や過疎化に対する地域の実状に向き合いながら、広域消防組合としてのスケールメリットを活かした消防行政を行っていくことが求められています。



2. 後期 5 年の主な課題

- スケールメリットを活かした広域消防サービスの推進
- 市民の救命意識・技術の向上と救急車の適正利用の普及啓発
- 火災を未然に防ぐための予防啓発活動の実践

3. 施策の展開方針

東南海地震等、今後危惧される大規模で複雑化した各種災害に対して、消防組織の一本化・広域化によって、より効果的な連携体制を構築します。

また、大規模災害の発生を想定した市主催の防災訓練や、高齢化社会に対応した火災等を未然に防ぐための防火指導を、地域住民に寄り添いながらきめ細かく実施します。

4. 主な取り組み

- ① 災害の形態が複雑化・多様化するなかで、大規模火災や集団救急に迅速に対応するための連携訓練を行います。
- ② 救急件数が増加するなかで、より多くの人命を救うため、市民の救命意識と技術を向上させる救急講習を行います。
- ③ 増加する救急件数に対して、緊急度による観点から、救急車の適正利用を市民に呼びかけます。
- ④ 住宅火災による死者を防ぎ、また火災等による被害を最小限にするため、住宅用火災警報器、住宅用消火器及び感震ブレーカーの普及活動を行います。

施策 4-3 防犯体制の強化

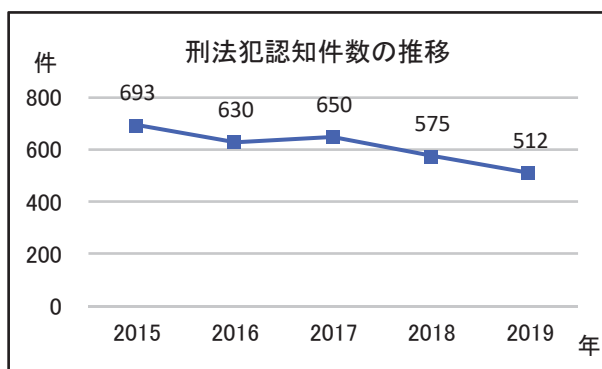
関連する SDGs :



1. 現状

市・警察・民間団体で構成される大和郡山市暴力排除推進協議会・市防犯協議会・市青少年補導協議会において「安全・安心の城下まちづくり市民大会」をはじめとして、関係団体との連携を密にとりながら種々の防犯に関する啓発や活動を継続して実施しています。犯罪の認知件数は年々減少していますが、特殊詐欺の被害も依然として発生しているほか、ストーリー被害や児童虐待、DV 被害等の件数は高い水準にあります。被害の発生を抑えるための防犯活動を推進するため、警察や行政機関、関係団体が一体となって連携を強化することが求められています。

また、自治会が設置する防犯カメラへの補助金の交付やリースによる LED 防犯灯の設置を実施しています。自治会の防犯意識の高まりにより、市内の自治会防犯カメラ設置台数は年々増加しており、犯罪の抑止効果や自治会をはじめとした市民の防犯意識の向上が期待できます。テレビやニュースにおいて防犯カメラが事件等の解決につながっていることが連日報道され、市民の防犯カメラに対する意識が年々高まっていることから、今後も防犯カメラ等の維持・整備に努めます。



2. 後期 5 年の主な課題

- 市民が被害者や加害者となる犯罪の抑制
- 防犯意識の向上や犯罪の未然防止につながる機器の整備や維持管理の推進

3. 施策の展開方針

警察や行政機関、関係団体との連携強化を図るとともに、市民一人ひとりの防犯意識を向上させるため、特殊詐欺被害抑止のための広報・啓発活動や防犯カメラ等の機器の更新・維持管理を推進します。

4. 主な取り組み

- ① 警察や関係団体との連携を強化します。
- ② 広報紙等の媒体を通じた広報・啓発活動を実施します。
- ③ より多くの自治会に防犯カメラを設置してもらうため、防犯カメラ設置補助金制度を可能な限り継続します。
- ④ 新規設置を行う自治会だけでなく、効果的な場所に追加設置する要望のある自治会への対応も検討します。
- ⑤ 防犯カメラの機器更新・維持管理への対応を検討します。
- ⑥ リース期間終了後の LED 防犯灯の取り扱いについて自治会と協議します。

施策 4-4 水道事業の健全経営

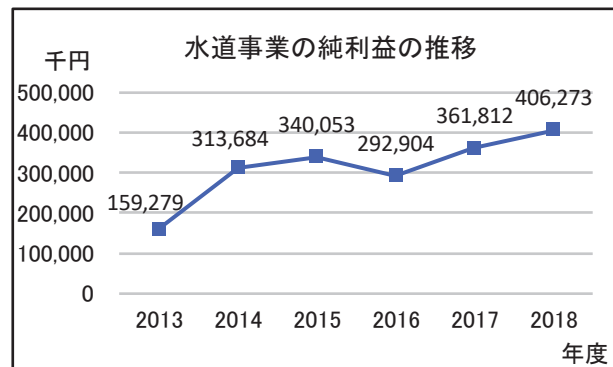
関連する SDGs :



1. 現状

水道事業は営業収支比率・経営収支比率・総収支比率が100%を超えており、健全な経営が行われています。また、水道事業の適切な経営を確保するため、上下水道事業審議会を開催し、水道事業に関する経営状況を審議しています。さらに、水道事業ビジョンの策定により、課題に適切に対処するための経営戦略を計画的に実行できるようになりました。

引き続き水道事業の健全経営を確保するとともに、利用者サービスの維持を図ります。



2. 後期5年の主な課題

- 水道事業の健全経営の推進
- 水道事業に関する技術者不足への対応

3. 施策の展開方針

上下水道事業審議会による水道事業に関する経営状態の審議を継続することにより、水道事業の健全経営を進めます。

また、水道事業に関する施設整備・維持管理に関する技術者不足を補うため、民間活力の導入等を検討します。

4. 主な取り組み

- ① 上下水道事業審議会の開催を継続します。
- ② 施設整備・維持管理について、民間委託等の導入を検討します。



施策 4-5 安全な水道水の供給

6 安全な水とトイレ
を世界中に

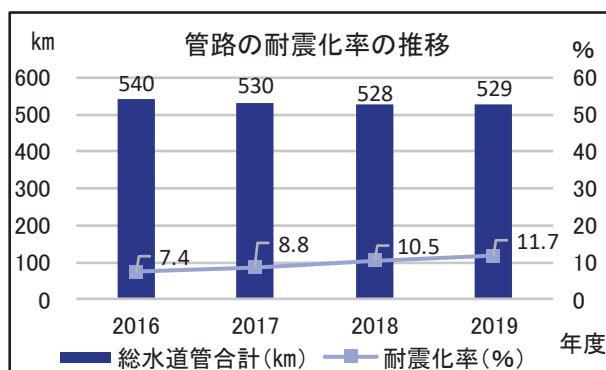
関連する SDGs :



1. 現状

断水のない安全で安定した水の供給を推進するため、大和郡山市水道管路整備計画を策定し、計画に基づいて老朽管の更新や耐震化を進めています。

本市では、北郡山浄水場と昭和浄水場の2箇所の浄水場を有しており、いずれも深井戸を水源としております。いずれの取水井戸も経年劣化によるフィルター層の目詰まり、設備の故障等に見舞われ安定した取水量の確保に苦慮しているところです。



2. 後期5年の主な課題

- 老朽化した水道管路の更新及び耐震化の推進
- 水需要動向を的確に把握し必要かつ十分な水源の確保

3. 施策の展開方針

水道管路整備計画に基づき、老朽管の更新及び耐震化に努めます。また、水源確保のため水道施設整備計画を見直します。

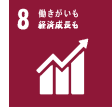
4. 主な取り組み

- ① 技術者を育成し、年間約1.5%の管路更新率を維持します。
- ② 浄水場施設の整備、更新を進めるとともに、既設深井戸施設の取水能力の維持・改善を進め地下水の安定的な確保に努めます。
- ③ 令和4年4月の供給開始に向けて榎木地区における未普及地域解消事業を推進します。令和2年度から施工を開始しており、この事業完了で本市の水道普及率が100%となります。



施策 4-6 安全な交通環境の整備

関連する SDGs :

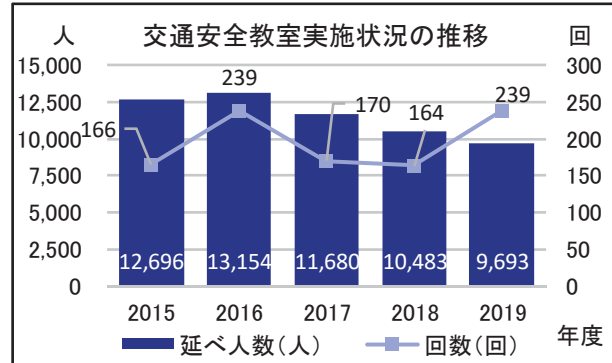


1. 現状

交通環境の整備としては、バリアフリー基本構想及びバリアフリー特定事業計画に基づき、駅や歩道等を中心にまちなかのバリアフリー化を推進し、市内にある利用者が3,000人以上の鉄道駅におけるバリアフリー化が完了しました。その他、市内の橋梁の修繕工事や、通学路における歩道改良工事等の安全対策を実施しています。

また、緊急車両等の侵入を可能にする道路拡幅や、交通量増加の緩和と利便性向上を目的とした国道・県道に接続するバイパス道路建設を進めています。

さらには、市民の交通安全意識の向上を図るため、春・秋の交通安全運動における啓発活動や交通指導員による交通安全教室の実施、放置自転車の撤去・保管業務等によるマナーアップに取り組んでいます。



2. 後期5年の主な課題

- 市民や来訪者が歩きやすく安全に通行できる歩行者空間の確保
- 持続可能な公共交通システムの構築
- 交通事故の防止

3. 施策の展開方針

近鉄郡山駅前の交通結節点としての利便性の向上を図るなど、市民や来訪者が歩きたくなるまちなかを目指します。

安全な交通環境の確保に向けては、バリアフリー特定事業計画に基づく歩道等のバリアフリー化や合同点検で指摘された要対策箇所への交通安全対策の実施、大和郡山市橋梁長寿命化計画に基づいた橋梁の補修工事等を実施します。

交通量増加の緩和と交通利便性向上のためのバイパス道路建設を推進します。

また、交通事故の防止に向け、継続的な交通安全教室の実施と警察や関係団体との連携強化を図り、歩行者の安全確保に努めます。

4. 主な取り組み

- ① 近鉄郡山駅周辺地区まちづくりや城廻り線事業を推進します。
- ② 歩行者の移動を円滑化するため、公共施設や駅周辺等の歩道のバリアフリー化や電柱の地中化を検討します。
- ③ 高齢者の健康づくりのため、福祉施策との連携を検討します。
- ④ 伊豆七条町高野線ほか4路線のバイパス道路の早期完成のため、計画期間中の事業用地確保を目指します。
- ⑤ 橋梁の点検結果に応じた橋梁長寿命化計画の見直しと、橋梁の劣化状況に応じた適切な補修工事を推進します。
- ⑥ 通学路等の要対策箇所において歩道設置等の交通安全対策を実施します。
- ⑦ 警察や関係団体と連携し、社会情勢に応じて、子どもや高齢者等の幅広い年齢層に対応したきめ細かな交通安全教室や広報・啓発活動を実施します。

施策 4-7 誇りを持てるまちなみづくり

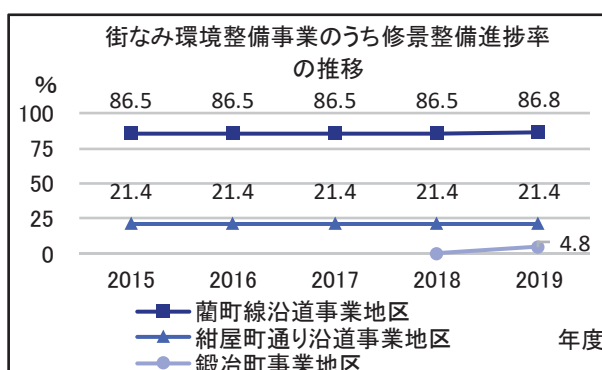
関連する SDGs :



1. 現状

新たに鍛冶町事業地区で街なみ環境整備事業を進めているほか、修景整備を加速させるため、複数の街なみ環境整備事業地区をひとつに統合しました。近年、町家の建替えが増加傾向にあり、城下町のまちなみが失われつつあります。しかし、一方で町家を借りて改修し、商売を始めたい人も出始めていることから、そうした動きを活かして、歴史的なまちなみを維持する取り組みが求められます。

また、奈良県ではインターチェンジ周辺等において市街化調整区域の緩和が推進されており、交通の便がよいインターチェンジ付近の土地利用の需要が高まっていることから、産業が衰退傾向にあった地区やインターチェンジ周辺地区の活性化等を目的に、地区計画(小泉工業団地地区・郡山下ツ道 JCT 地区)を策定しました。



2. 後期5年の主な課題

- 歴史的なまちなみの保全と雇用創出に向けた事業者の誘致
- 歴史資源の観光資源化
- 市内における良好な工業地等の形成

3. 施策の展開方針

城下町周辺の歴史的なまちなみを保全しながら、空き店舗等への事業者の誘致等を図り、商店街の機運を高めます。

また、郡山城跡公園等の核となる歴史資源を観光資源として整備し、観光客等を受け入れる体制を整えます。

本市外に働きに行くのではなく、本市内の職場環境のよい場所で働くことで地域に誇りを持てるよう、地区計画の策定を推進します。

4. 主な取り組み

- ① 遊休不動産を活用したリノベーションスクールを開催します。
- ② 景観計画策定の必要性を検討し、誇りを持てるまちづくりを図ります。
- ③ 都市再生推進法人の設立や歴史まちづくりの推進に取り組みます。
- ④ 商店街の活性化に取り組みます。
- ⑤ 郡山城跡公園整備や周辺の観光資源等の整備に取り組みます。
- ⑥ 総合交通戦略を推進し、交通環境整備を図ります。
- ⑦ 地区計画の策定による周辺環境と調和した良好な工業地等の形成と、新たな工場等の操業による雇用創出を図ります。

施策 4-8 身近な緑地の整備

関連する SDGs :



1. 現状

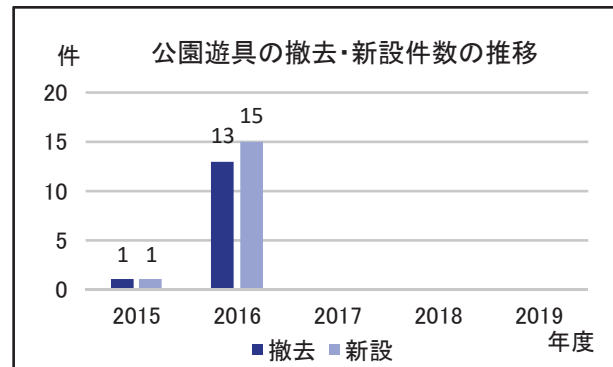
都市公園長寿命化対策については、九条公園施設の設備更新に一定の目処がつき、今後は総合公園を中心に長寿命化対策を進めていく予定です。

平成 30 年度には郡山城跡公園基本計画を改定し、城内学舎跡地を含めた歴史公園としての整備方針を策定しました。令和元年度には、公園照明の LED 化事業を工事及び維持管理を含めた 10 年間のリース契約とすることにより、管理する公園照明の明確化が図られるとともに、24 時間体制での住民からの苦情受付とリース業者による現地確認及び修理が可能になり、サービスの向上につながりました。

生産緑地の継続についても積極的に制度改正を行い、広報と啓発に努めています。

一方、160 近くある公園の日常の維持管理については、十分な予算が確保できていないことから住民の協力によって草刈り、清掃作業等を行っていますが、地域住民の高齢化により人員の確保が難しくなっています。

都市公園法の改正により、公園、広場、緑地、農地等のオープンスペースの多面的な機能を発揮させることが重要になってきていることから、市民や事業者による有効活用を図っていく必要があります。



2. 後期 5 年の主な課題

- 安心して快適に過ごせる公園の維持管理
- 安心して遊べる公園施設の維持管理
- 公園維持管理のための資金確保方策の検討
- 緑に関する人材や団体等の育成

3. 施策の展開方針

安心して快適に過ごせる公園の維持管理に向けて、草刈りや清掃作業等の日常の維持管理について、地域住民の負担軽減を図りながら、共同で実施します。

市内公園等の遊具点検により、劣化の激しい遊具の積極的な更新に取り組みます。

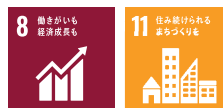
公園の適正な維持管理に向けた、資金確保策の検討や人材・団体育成のための支援を推進します。

4. 主な取り組み

- ① 公園の日常維持管理の覚書に基づく自治会による草刈りや清掃作業等について、若い世代が参画しやすい仕組みとしてアドプト制度の導入等を検討します。
- ② 年 1 回の市内公園等の遊具点検を継続し、使用禁止になった遊具の修繕に取り組みます。
- ③ Park-PFI の活用等、民間資金の活用による公園施設整備・改修を検討します。
- ④ 花いっぱい運動を継続し自治会へ花苗を配布し、緑化活動の支援に取り組みます。

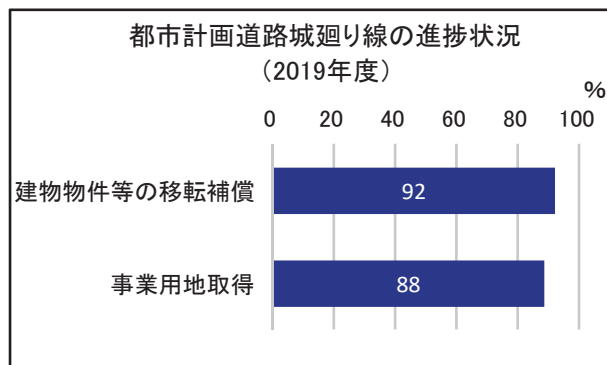
施策 4-9 魅力のある市街地づくり

関連する SDGs :



1. 現状

近年、人口減少が進み、まちなかに空き家・空き地が増加することによってにぎわいが失われつつあります。そうしたなか、近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本構想及び基本計画を策定し、観光産業により働き住み続けられるまちづくりを目指すとともに、立地適正化計画を策定し、コンパクトシティを目指した誘導施策の検討・実施を進めています。が、実現には時間を要する状況です。



一方で、全国的にまちなかの商店街で郊外型の大規模店舗にはない魅力を再生する動きが見られ、本市でも若い世代によるまちなかへの新規出店が見られるなど、民間活力によるこれからのまちづくりが期待されています。

また、本市の中心市街地内の道路は総じて幅員が狭く、安全な歩行等に支障が出ているため、現在進めている都市計画道路城廻り線を早期に供用させる必要があります。

2. 後期5年の主な課題

- インフラの整備や空き店舗の利活用によるまちなかのにぎわい再生

3. 施策の展開方針

関係機関との協力や民間活力の活用により、公民連携によるにぎわいづくりや駅周辺まちづくりの推進によるコンパクトシティの実現を推進し、高齢者や来訪者等の誰もが歩いて快適に暮らせる魅力ある市街地の形成・都市機能の向上のための事業化に取り組みます。

歩行者等の交通安全を確保し、住民や観光客が安心して安全に歩ける市街地とするため、バイパス機能を持ち、JR 郡山駅へのアクセスを大幅に改善する城廻り線の早期供用開始に向けて取り組みます。

4. 主な取り組み

- ① 遊休不動産を活用したリノベーションスクールを開催します。
- ② 立地適正化計画に基づく誘導施策の検討・実施を推進します。
- ③ バスターミナルの整備等、近鉄郡山駅周辺整備の取り組みを進めます。
- ④ 城廻り線事業を推進し、早期に供用を開始することにより、地区内のまちづくりを進め市街地環境の改善に取り組みます。

施策 4-10 快適な住環境づくり

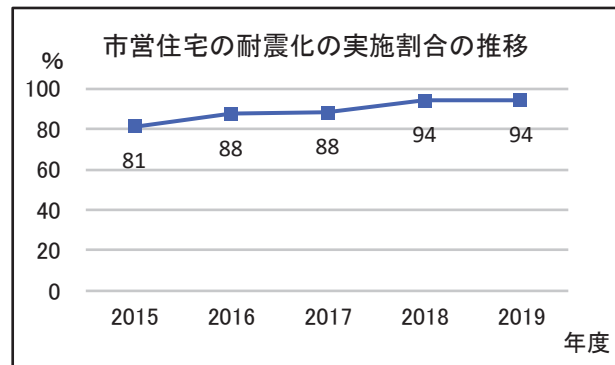


関連する SDGs :

1. 現状

市営住宅については、市営片桐東団地の建替事業やエレベーター設置事業により、居住水準の向上を実現しました。また、改良住宅の空き家の一般募集や、令和2年度からは一般募集で応募がなかった市営住宅の随時募集を開始し、住宅ストックの有効活用に取り組んでいます。また、旧耐震基準で建設された中層住棟の耐震診断を行いました。新しい改良住宅の空き家の一般募集を始めたことで、利便性の低い中層住棟への応募者が減少したため、今後も居住水準の向上に取り組む必要があります。

市営住宅以外の住宅については、従来から実施してきた無料の耐震診断業務、耐震改修工事費の補助に加え、耐震シェルター設置工事、ブロック塀等撤去費に対しても補助制度を開始しました。



2. 後期5年の主な課題

- 住宅困窮者が安全・快適な暮らしを送れる住居の確保
- 本市内の住宅の耐震化率の向上

3. 施策の展開方針

住宅困窮者の住居確保に向けて、市営住宅や改良住宅において住宅ストックの有効活用や安心・快適な住環境づくりを進めます。

本市内の既存木造住宅の耐震化を図るため、引き続き耐震診断・改修等に対する補助や知識・情報の普及・啓発に努めます。

4. 主な取り組み

- ① 市営住宅・改良住宅への一般募集を継続します。
- ② 対象の物件があった場合、市営住宅の随時募集を継続します。
- ③ 市営住宅の外壁等改修工事やエレベーター設置工事を行い、安心・快適な住環境づくりを進めます。
- ④ 既存木造住宅の耐震診断や耐震改修への助成を継続します。
- ⑤ 建築物の耐震化の促進に向けた啓発活動を行います。

施策 4-11 空き家対策の推進

11 住み続けられるまちづくりを



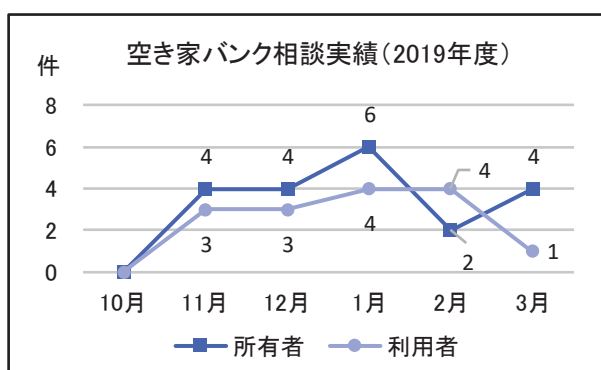
関連する SDGs :

1. 現状

人口減少、少子高齢化の進行や大都市への人口集中等により、全国的に空き家等が増加傾向にあるなか、空き家等対策の推進に関する特別措置法が平成 27 年 2 月に施行されました。

本市では、平成 27 年 3 月に空き家等の適正管理に関する条例、平成 31 年 4 月に空き家対策計画を制定しており、消防団や職員による空き家外観調査による現状把握や管理不全となっている空き家の所有者への適正管理の指導を行っています。

また、令和元年 9 月に公民連携空き家利活用推進事業を予算化し、空き家に関する常設相談窓口の開設、定期個別相談会の開催、空き家所有者の掘り起こしを実施するとともに、令和元年 12 月に大和郡山市空き家バンクを設立し、空き家の利活用に取り組んでいます。



2. 後期 5 年の主な課題

- 空き家の適切な管理の推進
- 空き家の所有者と利活用希望者のマッチングによる利活用の促進

3. 施策の展開方針

管理不全に陥っている空き家の所有者に対して、物件を適切に管理するよう指導や勧告を行います。

空き家の所有者と利活用希望者のマッチングに向けて、継続的に掘り起こしのための広報及び啓発を実施するとともに、市場流通の阻害要因の除去により、利活用の促進を図ります。

4. 主な取り組み

- ① 消防団による調査で管理不全とされた物件の定期巡回を実施し、状況が悪化している空き家の所有者に対し、指導や勧告を行います。
- ② 空き家の周辺住民から寄せられた苦情や要望に基づき、空き家所有者の調査を行い、適正な管理を促します。
- ③ 固定資産税納税通知書及び広報紙に空き家バンクリーフレットを同封するなど、広報及び啓発に努めます。
- ④ 定期個別相談会やセミナーを実施するなど、利活用の促進に努めます。

5. 健康・福祉・生きがいづくり

- 5-1 高齢者福祉の充実
- 5-2 介護サービスの充実
- 5-3 障害者福祉の充実
- 5-4 健康づくりの推進
- 5-5 医療体制の充実
- 5-6 保健予防の充実
- 5-7 国民健康保険の健全運営
- 5-8 介護保険の健全運営
- 5-9 生活支援サービスの充実
- 5-10 文化財の保護・継承
- 5-11 芸術文化活動の促進
- 5-12 生涯学習の充実
- 5-13 図書館サービスの充実
- 5-14 生涯スポーツの振興
- 5-15 人権文化の啓発
- 5-16 人権意識向上の場の充実

施策 5-1 高齢者福祉の充実

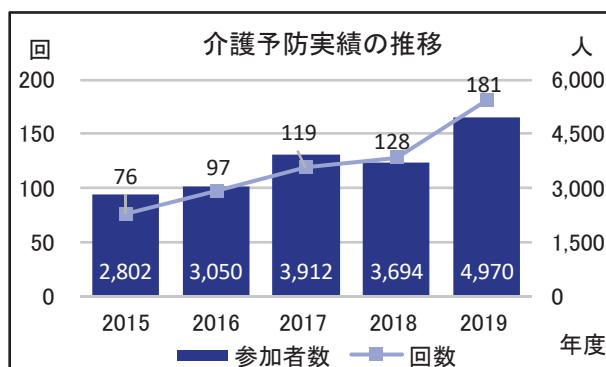
関連する SDGs :



1. 現状

住民が主体となって行う体操等の集いの場を積極的に展開した結果、介護予防事業に参加する高齢者が年々増加しています。また、地域包括支援センターを住民にとって身近な場所である公民館に移転し、相談・支援体制の充実を図るなど、高齢者を地域で見守り支え合える体制づくりを進めています。また、大和郡山市福祉ゾーン整備審議会では、令和元年度から「福祉ゾーン整備の基本的な考え方」についての検討を進めています。

高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムを構築する必要があります。



2. 後期5年の主な課題

- 外出等が困難な高齢者の移動手段の確保
- フレイル予防の強化
- 福祉拠点整備の検討

3. 施策の展開方針

通院や買い物等の移動が困難な地域に住む高齢者の日常生活や社会参加のための外出を支援するため、地域の特性やニーズに応じた高齢者の移動支援事業を地域住民の支え合いによる協働事業として実施します。

高齢者のフレイルを予防し、健やかな暮らしを支えるため、専門職や関係機関と連携し、住民主体の通いの場の効果的な充実を図ります。

福祉ゾーンを今後の本市の福祉拠点として再整備するため、必要な機能を検討しながら、整備方針のとりまとめを行います。

4. 主な取り組み

- ① 外出支援を必要とする高齢者（会員）を募集し、居住する地域内での送迎を無償で行う協働型の移動支援事業を推進します。
- ② 移動支援事業について、地域の団体に車両管理、運転業務、運行管理業務、運行に係る事務等を委託するとともに、地域住民のボランティアによる運転手を募集し、市は、運送車両の調達等を支援します。
- ③ いきいき百歳体操の実施団体を増やすとともに、リハビリテーション専門職の派遣に取り組みます。
- ④ 福祉ゾーンの検討について、大和郡山市福祉ゾーン整備審議会を継続して開催し、様々な整備方法を検討するとともに、利用者の要望を反映させるため、各種利用団体へのヒアリングを行います。

施策5-2 介護サービスの充実

関連する SDGs :

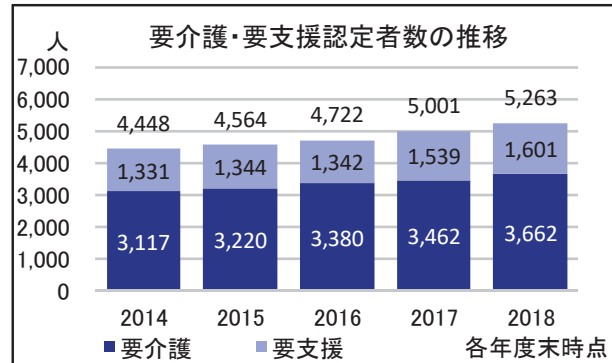


1. 現状

介護保険事業計画に基づき、要介護状態や認知症になっても住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域密着型介護サービスの充実を図るとともに、根強い需要が見込まれる特別養護老人ホームや介護老人保健施設についても整備を進めてきた結果、第7期までの事業計画に基づく施設整備により、施設サービスについては一定程度の充足が図られる見込みです。

一方、医療保険制度の見直しに伴い、国において施設医療から在宅医療への転換が図られていることに鑑み、医療と介護の関係機関の連携強化に努めています。

また、認知症があっても安心して通うことのできる居場所づくりとして認知症カフェの拡充に努めています。



2. 後期5年の主な課題

- 介護サービスの安定的な提供体制の確保
- 要介護・要支援認定調査の適正化
- 住み慣れた地域での暮らしを支える体制の構築
- 認知症予防と正しい知識の普及促進

3. 施策の展開方針

第7期までの事業計画に基づく施設サービス事業所の整備が概ね完了したことから、今後は、既存事業所のサービスの充実化や、さらなる適正化に施策の重点を置きながら、地域密着型事業所については、需給バランス等を勘案し、必要に応じて整備を検討することとします。

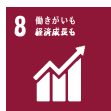
また、住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができるよう、相談体制や在宅での医療と介護の提供体制を強化します。認知症のため生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ周囲や地域の理解と協力のもと、本人が希望を持って前を向ける社会の実現を目指します。

4. 主な取り組み

- ① ニーズや地域特性等を把握・分析した上で、需給バランスに配慮した介護保険事業計画を策定し、必要なサービスの提供体制の確保を図ります。
- ② 介護サービス事業所への定期的な実地指導や介護相談員派遣を行うとともに、ケアプラン点検を継続し、予防や重度化防止に資するプランの策定を促します。
- ③ 研修等により認定調査員の技術の向上を図るとともに、新規認定に係る調査の市職員による実施を継続します。
- ④ 医療と介護の連携強化に向け、協議や研修による支援者のネットワーク機能の充実を図ります。
- ⑤ 在宅療養の情報共有の強化や、在宅での看取り支援の機能強化に努めます。
- ⑥ 居場所や地域の見守りの拠点として、認知症カフェの設置等を推進します。
- ⑦ 関連団体と連携し、認知症への理解や早期対応を図る周知活動を行います。

施策 5-3 障害者福祉の充実

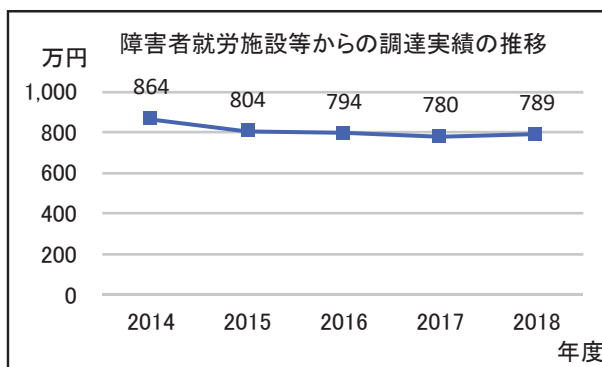
関連する SDGs :



1. 現状

新型コロナウイルス感染症拡大の状況の変化により多少の影響を受けていますが、障害者虐待防止活動の啓発を継続して行うとともに、障害者就労施設からの物品等の優先調達に取り組んでおり、毎年目標額を達成しています。また、身体・知的・精神の支援センターにおける機能の充実に努めています。

最近ではオリンピック・パラリンピックを契機に共生社会への取り組みが増しており、今後も健常者と障害者の相互理解に向けた取り組みが求められています。



2. 後期5年の主な課題

- すべての障害者や健常者が共に歩み安心して心豊かに暮らせる地域社会の実現

3. 施策の展開方針

心のバリアフリーの根付いた地域社会の実現に向けて、既存の施設の改修等のもとより、障害者と健常者の互いの壁を乗り越えることができるよう、安心して心豊かに暮らせる環境の充実に努めます。

4. 主な取り組み

- ① 地域での助け合い・支え合いに基づく取り組みの充実を図り、障害者の地域生活を支えます。
- ② 専門職の労働環境や担い手不足を改善するため、専門職の相談員が長く働ける・働きたいと思える環境づくりに努めます。
- ③ 専門職の相談員による専門的な相談機能の強化を進めます。
- ④ 障害者が地域生活へ円滑に移行し、必要なサービスを受けながら自立した生活が送れるよう、地域自立支援協議会において関係団体やサービス提供者事業者との連携を図ります。

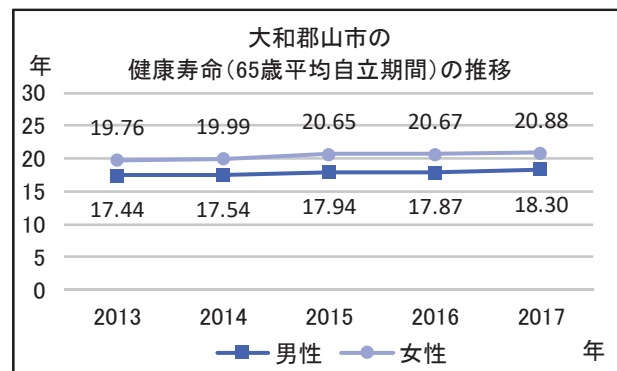
施策 5-4 健康づくりの推進

関連する SDGs :



1. 現状

今より 10 分多く体を動かすことを奨励する「プラス 10」の考え方にに基づき、「すこやか 100 万歩運動」をはじめ、地域での健康教育やイベント企画を実施していますが、特に若い年代で運動習慣者の割合が低い傾向にあります。「人生 100 年時代」に向け、心身ともに自立し健康的に生活することができる健康寿命の延伸が求められます。



出典: 奈良県ホームページ「奈良県民の健康寿命」

2. 後期 5 年の主な課題

- 市民の日常的な健康づくりの推進
- 介護予防を意識した事業の推進
- 国民健康保険の特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上

3. 施策の展開方針

引き続き、国保の特定健診受診率及び特定保健指導実施率の向上に取り組めます。

健康寿命の延伸や医療費の適正化を図るため、医療・介護・保健が一体となり高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施に取り組んでいきます。

大和郡山すこやか 21 計画の推進等により、市民自らが自己の健康管理に関する理解を深め、日常の生活習慣や運動習慣の改善を通じた健康づくりに取り組むことを推進します。

4. 主な取り組み

- ① 各種ガン検診、国保の特定健診、後期高齢者健康診査等の各種検診・健康診査を行います。
- ② 精神保健福祉相談、自殺対策推進担当者会議等、各種相談や対策事業を行います。
- ③ 生活習慣病予防とフレイル予防のための啓発活動を実施します。
- ④ 健康増進と生活の質の向上を図るため、口腔健診事業を実施します。
- ⑤ 「すこやか 100 万歩運動」や少しの時間に歩く習慣をつけてもらう「ちょい歩きプラス」等を推進します。
- ⑥ イベント等の楽しく運動をしてもらえる催しを実施します。

施策 5-5 医療体制の充実

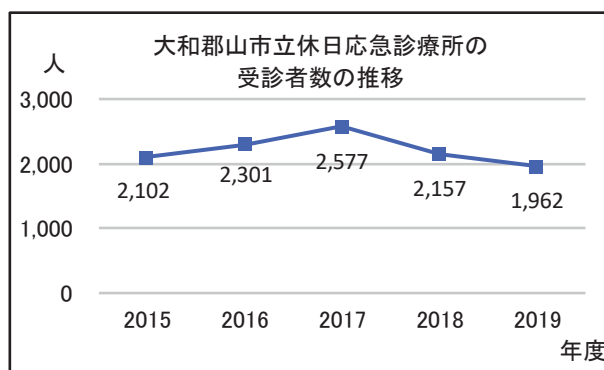
関連する SDGs :



1. 現状

休日応急診療所の運営や二次・夜間受入医療機関の体制整備、市ホームページ等を通じた市民への情報提供に継続して取り組んでいます。平成 26 年 4 月に奈良県広域消防組合が設立され、本市の消防・救急業務が広域消防組合に移行したことを受け、救急問い合わせが奈良県救急安心センター相談ダイヤルに一本化されました。

新型コロナウイルス感染症拡大により医療の現場が逼迫し、受け入れ先がすぐに決まらない状況や受け入れを拒否せざるを得ない状況等の搬送困難事例が見られたことから、今後も医療崩壊が起こらないよう、感染拡大防止や医療体制の充実に向けて、国や県でも様々な対策が講じられています。



2. 後期 5 年の主な課題

- 休日・夜間等における適切な医療サービス提供体制の整備

3. 施策の展開方針

市民の医療不安を解消できるよう日ごろからの情報提供を行うとともに、救急医療の受け入れ体制の整備に取り組めます。

4. 主な取り組み

- ① 医療機関や相談窓口の情報を市ホームページ等で提供します。
- ② 関係機関と連携し、休日・夜間等の救急診療の受け入れ体制の整備に継続的に取り組みます。



施策 5-6 保健予防の充実

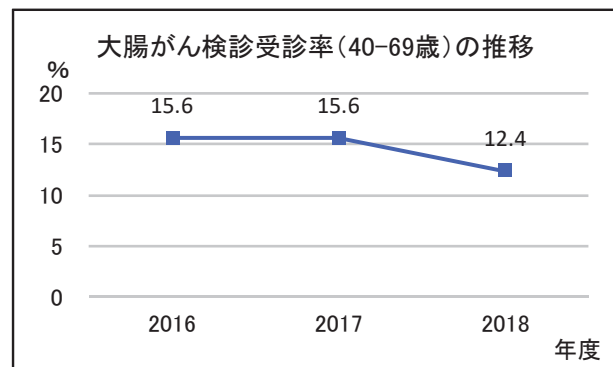
関連する SDGs :



1. 現状

予防接種については、平成 28 年 10 月から B 型肝炎予防接種を開始しました。ロタウイルスワクチンが令和 2 年 10 月から定期接種化されたことを受け、同学年で対象にならない乳児を対象に市単独で費用の助成を行うなど、予防接種を受けやすい環境を整備しました。

がん検診については、早期の発見に向け、平成 29 年度から国立がん研究センター資材を使用したがん検診受診勧奨を開始し、平成 30 年度より胃部内視鏡検査を追加しました。また、厚生労働省が毎年 10 月に実施する「がん検診受診率 50%達成に向けた集中キャンペーン」にあわせ、トリススポーツフェスティバル会場で「がん検診を受けようキャンペーン」を行うなど啓発活動を実施しています。



※2018 年度以降集計方法が変更されている。

2. 後期 5 年の主な課題

- 市民の健康意識の向上
- 感染症の予防と重症化の防止

3. 施策の展開方針

一人ひとりが自分の健康状態に関心を持ち、病気の早期発見、早期治療、生活習慣の改善に取り組むため、医療機関とも連携を図り、がん検診や健康診査等の受診率を向上させるための啓発や費用負担の軽減を図るための助成を継続します。

また、定期予防接種の必要性に対する理解を深め、接種が推奨されている時期に接種してもらえるよう、普及啓発を行います。

4. 主な取り組み

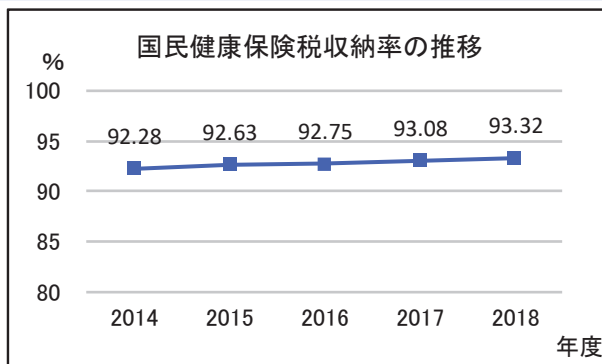
- ① クーポン券等の発行により、がん検診等にかかる費用を助成します。
- ② 国立がん研究センター作成の資材等を利用し、がん検診の受診を積極的に勧奨します。
- ③ 広報紙や市ホームページ等において、がん検診等の啓発を行います。
- ④ 定期予防接種について、「赤ちゃん訪問」時に説明を行うほか、広報紙や市ホームページ等で啓発を行います。
- ⑤ 予防接種の費用を助成します。



1. 現状

国民健康保険税の収納について、納付漏れや納付忘れを早期発見して指導するための電話勧奨、滞納者への戸別訪問、保険証更新の夜間・休日対応窓口の開設等を継続し、納税相談の機会を増やして納税者の個別事情に沿った納付方法を提案することで収納率の向上を図っています。保険税を納付するにあたって、従来の銀行等金融機関窓口だけではなく、コンビニエンスストアの利用や、元気城下町プラザ・元気城下町ぷらっとといった市内大型商業施設に開設した市出張所窓口の利用頻度が増加しています。

また、医療費適正化を図るため、ジェネリック医薬品を推進していますが、医療費における生活習慣病の占める割合が増加しており、その対策が必要です。



2. 後期5年の主な課題

- 国民健康保険の健全運営
- 医療費の適正化に向けた疾病の重症化予防

3. 施策の展開方針

国民健康保険に関する市町村事務の効率化・標準化によるコスト削減及び保険税の上昇抑制に努め、国民健康保険の県単位化がメリットとなるようにします。また、地域住民との身近な関係の中で、引き続き、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を行います。

国保データベース(KDB)システムを利用して健診・医療・介護のデータを分析することにより、地域住民の健康課題の明確化と事業計画への反映を行うことで、より効率的・効果的な保健事業を実施します。

4. 主な取り組み

- ① 夜間・休日対応窓口の開設による納税相談の機会の充実や納税指導の電話勧奨を継続します。
- ② 滞納者に対し、財産調査・差押等の滞納処分を実施します。
- ③ 新規国保加入者に対して口座振替利用を原則化するとともに、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替受付サービスの導入を図ります。
- ④ 医療費の適正化を図るためジェネリック医薬品の推進を継続します。
- ⑤ 特定健診・保健指導の受診率向上対策や各種保健事業等を、より効果的・効率的に実施できるよう努めます。
- ⑥ 国民健康保険の県単位化に伴い、特定健診受診勧奨、レッドカード(生活習慣病受診勧奨推進)事業、糖尿病性腎症重症化予防プログラム受診勧奨事業、重複・多剤投薬併用禁忌対策等の共同事業を実施します。

施策 5-8 介護保険の健全運営

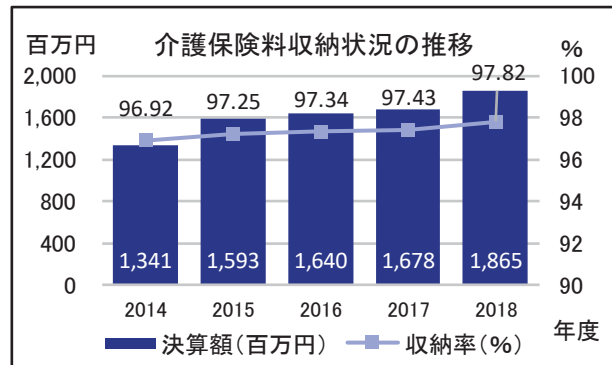
関連する SDGs :



1. 現状

介護保険事業に関する情報発信を強化するため、各種パンフレットの作成・配付や市ホームページの掲載記事の刷新、受給者が自身の需給状況を把握するための給付費通知の継続的な発行を行いました。また、きめ細かな納付勧奨により、収納率の向上を図っています。

高齢化の進行により、給付費が急激な伸びを見せており、介護保険制度の持続的運営が課題となっています。また、国では施設医療・介護から在宅医療・介護への転換が図られており、在宅介護事業所や地域密着型事業所のほか、医療と介護の両方の機能を備えたサービスの需要が高まる傾向にあります。



2. 後期5年の主な課題

- 適正な介護保険事業計画の策定及び計画に沿った適正な事業運営の推進
- 介護保険サービスの適正な利用の促進
- 介護保険料の収納率の向上

3. 施策の展開方針

本市の介護保険制度の特性や傾向を踏まえた最適な介護保険事業計画を策定し、計画に沿って必要なサービス提供の確保を図ります。

また、介護保険制度について情報発信を行い、制度に対する理解を促進するとともに、サービス利用者に対し、自身の利用状況の把握を通じて制度の趣旨に沿った適正な利用を促します。

さらに、きめ細かな納付勧奨や収納業務を継続的に実施し、収納率のさらなる向上を図ります。

4. 主な取り組み

- ① これまでの介護保険事業の傾向分析を行い、今後のニーズを把握します。
- ② 将来の高齢者数や要介護者数等及びサービスの種類ごとの必要量を推計し、サービス提供体制を整備します。
- ③ 事業計画に沿った事業運営を図るとともに、計画の進捗管理を行うことにより、事業運営の適正化を図ります。
- ④ 各種パンフレットの作成・配付、市ホームページや広報紙を通じた情報発信を行い、制度への理解を促進します。
- ⑤ 受給者への定期的な給付費通知の送付を実施し、制度の趣旨に沿った適正なサービス利用を促します。
- ⑥ 収納管理業務の仕組みの見直しを行い、業務の合理化・効率化を進めます。
- ⑦ 計画的な訪問徴収・納付勧奨を通じて、滞納者の状況把握と情報整理を進めます。
- ⑧ 保険料負担が困難な被保険者に、分納等、負担能力に応じた納付を促します。

施策 5-9 生活支援サービスの充実

関連する SDGs :

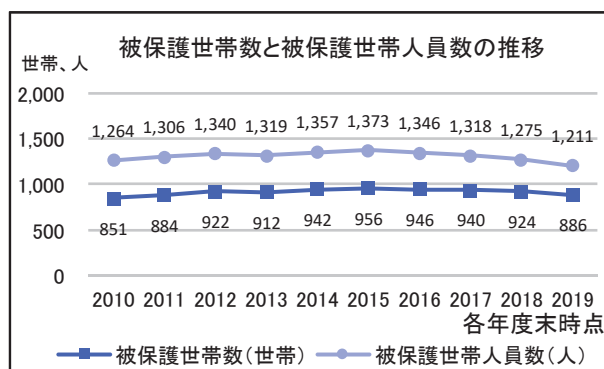


1. 現状

平成 30 年 10 月に生活保護法の一部が改正され、5 年に 1 度の生活保護基準の見直しが行われました。また、進学準備給付金の創設やジェネリック医薬品使用の原則化が行われました。

本市では、平成 30 年度から生活困窮者自立支援制度による就労準備支援事業を開始し、生活困窮者の継続的な就労による自立につなげています。

そうしたなか、被保護世帯数は平成 28 年度から継続的に減少傾向にあります。しかし、制度の狭間や複合的な課題を抱えながら支援を必要とする人々が年々増加傾向にあることから、今後も継続的な支援が求められています。



2. 後期 5 年の主な課題

- 生活に困っているすべての市民が適切な支援を受けられる相談体制の構築

3. 施策の展開方針

制度の狭間や複合的な課題を抱えた人々への適切な支援を実施するため、ワンストップ型の相談窓口の設置等による相談体制の構築により、支援体制の構築及び強化を図ります。

4. 主な取り組み

- ① 相談支援員及び就労支援員による支援を継続していきます。
- ② ハローワークをはじめとする労働情報の提供機関や各相談機関との連携強化を図ります。
- ③ 相談支援員の確保及び人材育成を行い、支援体制の強化を図ります。

施策 5-10 文化財の保護・継承

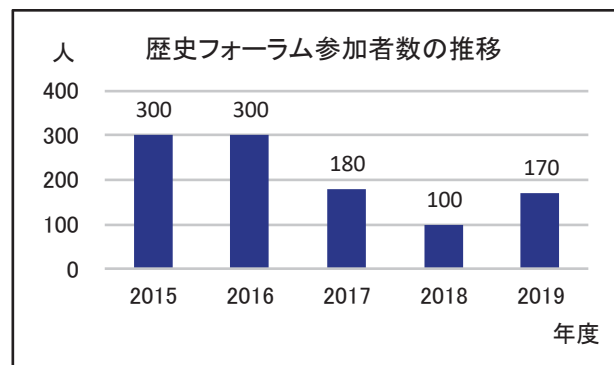
関連する SDGs :



1. 現状

平成31年4月から、文化財保護担当を市長部局に移管し、埋蔵文化財発掘や古文書調査、平城京跡や割塚古墳等の市内遺跡発掘調査等を通じて調査研究を進め、本市まちづくりの核となる郡山城跡の国史跡への指定に取り組んでいます。また、歴史フォーラム等を開催し、地域社会における文化財の意義について普及啓発に取り組んでいます。

今後は、少子高齢化の進行等を背景に、地域社会総がかりでの文化財の保存と活用を促進することが求められます。



2. 後期5年の主な課題

- 郡山城跡の保存と活用の推進
- 本市の歴史的変遷や民俗文化の掘り起こしと普及啓発の促進

3. 施策の展開方針

郡山城跡の国史跡指定を目指し、遺跡の本質的価値を明らかにするための総合的な調査を推進するとともに、市が管理団体となって、保存・活用に積極的に取り組むことで将来へ継承します。

本市の歴史的変遷や民俗文化を明らかにし、広く認知を図るため、文化財の新知見を踏まえながら、読みやすく親しみやすい歴史本の編纂に取り組めます。

4. 主な取り組み

- ① 郡山城跡の発掘調査の成果や文献史料の整理・研究を進めます。
- ② 郡山城跡の国史跡指定と保存活用計画策定に取り組めます。
- ③ 歴史本の編纂委員会を組織し、章立てや項立て等について決定し、執筆及び編集、発刊を目指します。
- ④ 歴史フォーラムにおける新しいテーマの発見に努めます。
- ⑤ 発掘調査の成果を市民にわかりやすく公開することで、普及啓発を行います。
- ⑥ 市指定文化財へ追加する物件の掘り起こしに取り組めます。

施策 5-11 芸術文化活動の促進

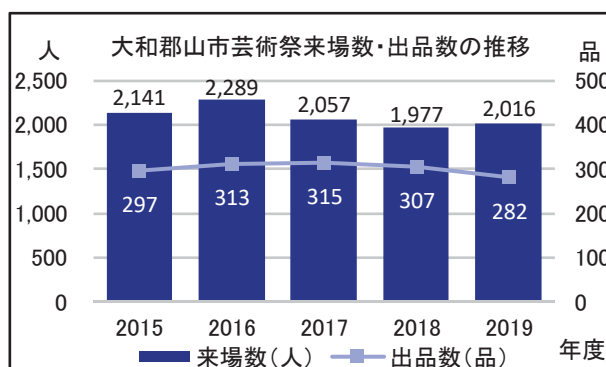
関連する SDGs :



1. 現状

芸能文化活動の促進に向けて積極的な情報発信をしているほか、伝統技能等の伝承、後進の育成支援に努めています。また、伝統芸能を継承し、本市の文化芸術活動の振興や市民の芸術に対する関心の拡大を図るため、芸能祭等の行事を定期的で開催しています。芸能祭等の行事の継続及び内容や実施体制の充実を促進している一方で、慢性的な後継者不足が課題となっています。芸術祭についても、昭和 24 年から開催されており、毎年多くの出品があり盛況ですが、出品者の7割以上が高齢者であり、20 歳以下の出品者が少ないことから、若い世代の文化芸術活動への参加促進が求められています。

今後も、観光、まちづくり、福祉、教育、産業等各分野における施策と連携しつつ、地域の文化資源等の特色を活かし、文化芸術により生み出される様々な価値を継承・活用することで、一層の芸術文化の振興に取り組むことが求められます。



2. 後期 5 年の主な課題

- 芸術・文化活動の裾野の拡大

3. 施策の展開方針

芸術・文化活動団体の後進を育成し、組織力を強化するため、市民が芸術・文化活動に参加する機会を増やし、裾野の拡大や若い世代の文化芸術活動への参加を図ります。

また、芸術作品創作意欲のある市民に作品を披露する場を提供し、充実した暮らしの環境を整えます。

4. 主な取り組み

- ① 芸能祭等の文化・芸術振興に係る催しや大和郡山城ホールの主催事業を実施するとともに、行事の運営内容や実施時期の見直しについて検討します。
- ② 芸術関係団体と芸術祭の作品出品要件について調整し、緩和を図ります。
- ③ 芸術系の公民館クラブ等の活動場所を広報します。



施策 5-12 生涯学習の充実

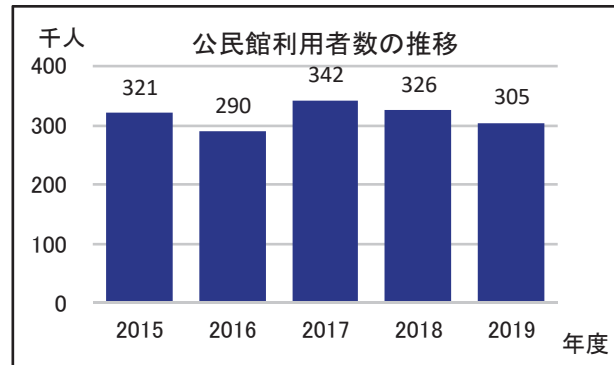
関連する SDGs :



1. 現状

少子高齢化、人口減少への対策として、家庭教育に不安や悩みを持つ保護者への学習機会を提供する家庭教育学級や生涯学習講座を充実させるとともに積極的な情報発信を行っています。また、生涯学習の拠点の充実のため、中央公民館の耐震工事を実施しました。

近年、「人生100年時代」の到来を踏まえたりカレント教育の重要性等が指摘されており、今後、生涯学習の担う役割がより一層高まる可能性があります。公民館等の生涯学習施設の老朽化が進んでいることから、対応が求められます。



2. 後期5年の主な課題

- 生涯学習を身近なものにするための運営体制の充実
- 生涯学習施設を良好な状態で保つための維持管理の推進

3. 施策の展開方針

生涯学習を身近なものにするため、家庭教育学級等の地域コミュニティが関わる運営体制の充実を図ります。

また、公民館等の生涯学習施設について、良好な状態を保つため、改修工事等の維持管理に努めます。

4. 主な取り組み

- ① 家庭教育学級等、家庭教育に不安や悩みを持つ保護者に対し、学習や生涯学習講座等を実施します。
- ② 生涯学習のニーズの把握と運営内容や時期の見直しを検討します。
- ③ 生涯学習施設の適切な維持管理に向け、計画的な改修・修繕等に努めます。



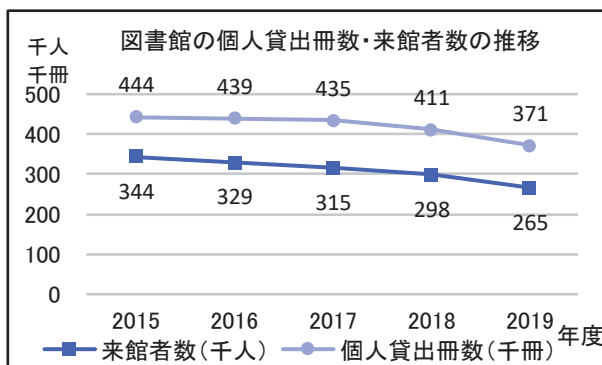


1. 現状

図書館システムの更新に伴い、WEB サービスの利便性や安全性が向上しました。また、中学校へ学校司書を配置し、学校図書館の運営支援や授業支援を行うことで、団体貸出の大幅な増加等の成果を得ました。

今後は、新型コロナウイルス感染症拡大を契機とした「新しい生活様式」に対応した非来館型サービスを構築するにあたり、電子書籍等、新たなコンテンツの導入の検討が求められています。

また、子どもの読書離れを防ぎ、主体的・対話的で深い学びの展開に寄与するため、発達段階に応じた読書習慣の形成や学校図書館の活用等、子どものころから図書に親しみ、学びに資することが求められることに加え、「人生 100 年時代」において生涯にわたるリカレント教育の拡充が求められています。



2. 後期 5 年の主な課題

- 利用者のニーズにきめ細かく対応した図書館サービスの提供
- 地域に関する資料や情報の活用の推進
- 学校図書館のサービスの充実

3. 施策の展開方針

高齢者や乳幼児、障害者等それぞれに必要なとされる資料を幅広く収集・提供するとともに、図書館を積極的に活用してもらうためのきめ細かなサービスを展開します。

市民が郷土の歴史を振り返り、活用することができるよう、市民からの寄贈資料の受け入れ体制を整えるとともに、地域資料のデジタルデータ化や WEB 上での閲覧環境の構築を推進します。

小中学校に通う児童・生徒が読書を楽しみ、探求的で深い学びを行うことができるよう、学校司書の配置等による学校図書館サービスの充実を図ります。

4. 主な取り組み

- ① 利用者にとって新鮮で魅力的な資料の提供に取り組みます。
- ② 電子書籍を導入し充実を図ります。
- ③ 行政機関との連携や司書の力量の向上により、レファレンスサービスや児童サービス、WEB サービス等の拡充に努めます。
- ④ 専門家や関係機関と協働し、わかりやすく魅力的な資料になるように地域資料を整理します。
- ⑤ 地域資料の寄贈を受け入れるため、収蔵スペースや管理体制を整えます。
- ⑥ 本市内の小学校や中学校へ学校司書を配置し、学校図書館の環境整備支援、授業支援を行います。
- ⑦ 学校司書の研修の機会を確保し、力量を高めます。

施策 5-14 生涯スポーツの振興

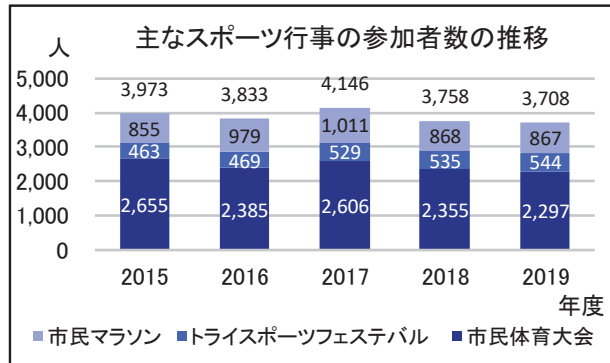
関連する SDGs :



1. 現状

スポーツイベントを継続して開催しており、各季節の行事として浸透してきています。また、スポーツへの参画を促す好機となり得る東京オリンピック・パラリンピックについても県と連携して事業を行っています。一方で、近年は人口減少や高齢化等に伴い、スポーツイベントの参加者が微減傾向にあり、生涯スポーツの基盤となる施設の老朽化も見られます。

国では、「一億総スポーツ社会」の実現に向けてスポーツ参画人口の拡大等を図っており、県でも奈良県スポーツ推進計画において、「生き生きと安心して健やかに暮らせる健康長寿の奈良県」の実現を目指すなど、今後もスポーツ振興に向けた一層の取り組みが求められています。また、奈良県により令和 13 年国体等の招致意向が表明されました。



2. 後期5年の主な課題

- 自分にあったスポーツに気軽に安心して参画できる機会や場所の確保
- 生涯を通じて親しめるようなスポーツを始められる機会の創出

3. 施策の展開方針

各種のスポーツイベントや気軽にスポーツを始める機会となっているスポーツ教室を、参加者及び担い手の確保等の課題を解決しながら、継続して実施します。

また、老朽化しつつあるスポーツ施設の国体等を視野に入れた整備や学校等との連携による施設の有効活用を行い、安全・安心にスポーツできる場所の確保を図ります。

スポーツに親しみ、生涯を通じて健康で活力ある豊かな暮らしを実現するため、市民が「する（スポーツ実践）・みる（スポーツ観戦）・ささえる（スポーツボランティア）」という総合的なスポーツ活動を行うきっかけとなるよう、関連事業や情報提供を行います。

4. 主な取り組み

- ① 定着してきている市民体育大会やトライスポーツフェスティバル、市民マラソン等の実施を継続します。
- ② 広報紙や市ホームページ等で、様々なスポーツ情報の提供を行います。
- ③ スポーツ推進委員、体育協会、武道振興会、総合型地域スポーツクラブ、県等と連携・協働し、イベントやスポーツ教室の実施を継続します。
- ④ 市内小中学校等と連携しながら、学校体育施設開放事業を推進します。
- ⑤ 施設の老朽化に対し、国体等を視野に入れた整備を検討するとともに、県・他市町村と相互連携しながらスポーツ施設の有効利用を図ります。
- ⑥ 東京オリンピック・パラリンピックのホストタウンとして相手国・地域と交流を行うなど、「する」だけではないスポーツに親しむ機会づくりに取り組みます。

施策 5-15 人権文化の啓発

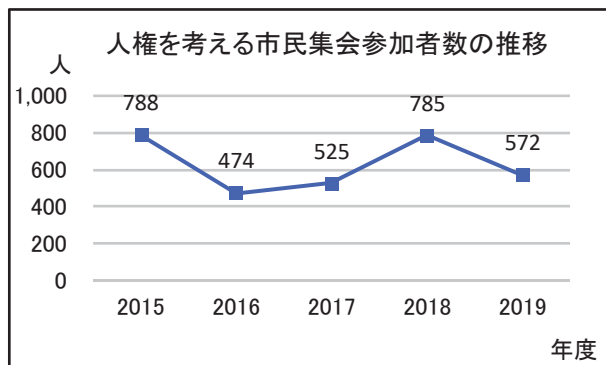
関連する SDGs :



1. 現状

人権意識の高揚や多様な性への理解促進のため、「新成人に贈る人権メッセージ」やLGBTQ（性的マイノリティ）啓発パンフレットの作成を行い、意識啓発を図りました。

平成 28 年に「障害者差別解消法」、「部落差別解消推進法」、「ヘイトスピーチ解消法」の人権三法が施行されて人権啓発への取り組みが一層強化されている一方で、近年は、社会の変化に伴い、女性や外国人、LGBTQ の人権問題や、インターネット上での差別書き込み等、差別の状況も多様化しており、対応が求められています。



2. 後期 5 年の主な課題

- 市民の人権意識を高める人権啓発の推進
- インターネット上における悪質な差別書き込み等への対応の強化
- 性の多様性に対する理解の促進と支援の充実

3. 施策の展開方針

すべての人の人権が尊重され、多様性が認められる共生社会の実現に向け、多様化する人権問題に対する正しい知識と理解を深めるため、関係団体との連携による市民集会や地区別懇談会、講演会及び街頭啓発等を通じて人権啓発の推進に取り組みます。

また、インターネット上の差別書き込みや人権侵害の現状について認識し、防止に向けた啓発や教育に取り組みます。

LGBTQ に対する差別や偏見を解消するため、性の多様性に対する正しい知識と理解が広がるよう啓発に取り組み、支援の充実に努めます。

4. 主な取り組み

- ① 大和郡山市人権のまちづくり推進協議会と協力して「人権を考える市民集会」、「人権フェア」を開催します。
- ② 各校区・地区人権教育推進協議会と協力して「地区別懇談会」を実施し、地域に人権学習の場を提供します。
- ③ 日本語教室を開催し、外国人が日本語を学習する機会の確保に努めます。
- ④ インターネット上の差別書き込みや差別事象に対する啓発に努めます。
- ⑤ 子どもたちへの情報モラルや情報リテラシーの啓発に努めます。
- ⑥ 差別書き込みや差別事象に対して、国・県・関係機関・関係団体との連携を強化し、対応に取り組みます。
- ⑦ パートナーシップ宣誓制度を通じて、LGBTQ に対する差別や偏見の解消、性の多様性に対する市民や事業者の理解が広がるよう、正しい知識の周知啓発に取り組みます。

施策 5-16 人権意識向上の場の充実

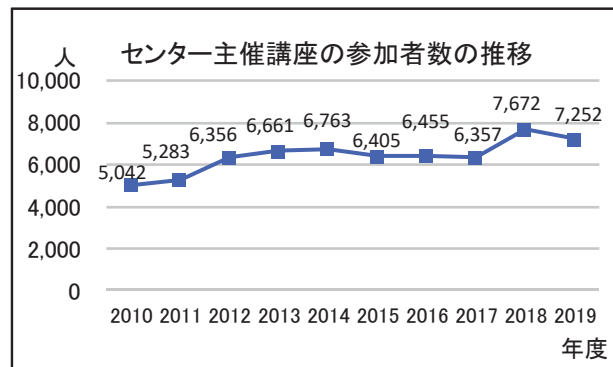
関連する SDGs :



1. 現状

ふれあいセンターやコミュニティセンターにおいて、人権をはじめとした各種相談の受付、センター主催講座の実施、人権啓発活動、地域住民の交流の場の提供、自治会等の各種団体の育成及び地域活動の支援を行っています。相談については、相談内容の多様化に対応するため、関係機関や部署と連絡を取り合い、柔軟で迅速な対応に取り組んでいます。また、センター主催講座については新しい講座の開催により内容の充実を図り、広報紙等による開催周知に取り組んでいます。

小泉町出屋敷コミュニティセンターや南井町ふれあいセンターにおいては指定管理者制度による管理運営を開始し、地元自治会による運営を行っています。



2. 後期5年の主な課題

- センター主催講座の充実と周知の促進
- 地域活動を行う各種団体の自立促進
- 各センターの管理運営の適正化

3. 施策の展開方針

センター主催講座について、引き続き、開催の周知や講座内容の検討を行います。

自治会等の各種団体が主体となって行う地域活動について、支援や協力に徹することで、各種団体の組織としての自立を目指す環境づくりを行います。

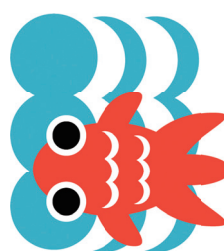
各センターの管理運営の適正化に向け、指定管理者制度を導入したセンターについては管理運営手法等を検討するとともに、その他のセンターについて指定管理者制度も含めた将来的なあり方を検討します。

4. 主な取り組み

- ① センター主催講座について、広報紙等を活用し、開催の周知に努めるとともに、魅力ある講座内容の検討を行います。
- ② センターを指定管理している自治会をはじめとする各種団体に対して、支援や協力等のサポート役に徹し、自立促進を図ります。
- ③ 指定管理者制度を導入したセンターについては、より適正に運営できるような手法等の検討を行います。
- ④ 指定管理者制度をまだ導入していないセンターについては、指定管理者制度も視野に入れた将来的なあり方について検討します。

平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。

大和郡山市



発行：令和3年3月

編集：大和郡山市 総務部 企画政策課

〒639-1198

奈良県大和郡山市北郡山町248-4

TEL：0743-53-1151

FAX：0743-53-1049

ホームページアドレス

<http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp>

この冊子は再生紙を使用しています。